

反省の上余の意見を定め、他の諸氏の説と共に貴下に通知すべし、余は今市長
晩餐會の招待を辭したるが、グラドストーンは之に臨みて簡單なる演説をなし、
埃及問題に就きては、單に概括的に教育を費す筈なり」と。

グタンピル卿は十一月十四日附を以て再び書を余に送りて曰く、余は此土曜日
にヌツランドン(ノースマルク)の別荘のある地に行き、グラドストーン並にノー
スマルックと共に、貴下の十月廿四日附(?)の重要なる書面に就きて談合すべし、尚
グラドストーンが余と相談の上、市長官舎にて試みし演説は、果を埃及問題の
將來に及ぼすが如きものにあらざりしことを承知せられたし」と。

最後に十一月三十日附を以て、グタンピル卿は更に一書を送りて曰く、余は國債
償還法に關する貴下の意見に就きて、グラドストーン、ノースマルックの兩氏と談
合せり、我等は全體としては行動の軌るべきものあるを見ず、されど最近ヌー
ンに於ける事變もありたれば、最も重要なる問題の一に就きて、列國に訴ふる計
畫を立つるは、貴下に取りては出来得べきことならんかと。

此要領を得ざる回答は、畢竟余の建言を棄却せしものなること言を俟たず、

余は復た政策の根本的變更に關する建言を試みず、専ら占領當初以來の渾沌た
る政治的社會的情態より新秩序を發展せしむることに全力を盡したり、されど
最初數年間は前途の成功に就きて何等の希望をも懷き得ざりき。

カイロよりの撤兵中止以來、撤兵説は一時全然拋棄せられ、爾來二年間、英埃兩
國政府の注意は殆どヌーメン事件に集中せり、此時期の間カイロなる英人官
吏は、急がず休まざる態度を以て、混亂せる埃及の政治に幾分の秩序を興へんと
試みつゝありしが、ヌーメン事件の危機の經過すると共に、彼等は急改革の道程
に上れり、遂に余は一八八三年の頃最後の手段としては土耳其埃及人の手に國
政を委し得べきを借じたり、惟ふに當時にありては、彼等は其野蠻なる方法を以
て、兎にも角にも政治の衝に腐るを得たりしならん、されど爾來時勢の推移と共に
歐洲文明の潮流滔々として此國に流れ込みたれば、智識と政治的手腕とに於
て殆ど何等の進歩を見ざる彼等は、今や到底國政を料理する能はざることゝな
れり、斯くて幾許もなく我守備兵の駐屯は改革の實行を容易ならしめんが爲め
に必要なるにあらずして、改革的の情態に退化するを防がんが爲めに必要なり

と認めらるゝに至れり、而してこれ續て埃及問題の現状なり。

一八八三年以來グラッドストーン内閣並に其後を承けしハリスマー内閣は埃及問題の大體を處理せんが爲め、各、盡力する所ありしが、次の二章に於ては、之に就きて述ぶることとせん。

第四十五章 ノースブルック卿の使命

(一八八四年九月—同年十一月)

特派委員をカイロに送る—報告取敢—ノースブルック卿埃及に着す—彼の財政に關する建議—彼の一般報告—政府此建議を拒絶す。

埃及問題の困難と紛糾とは、スーダン事件の爲めに一層甚しきに至りしが、就中最も憂慮すべきは、國庫の破産が焦眉の急に迫れる事なりき。一八八四年夏、列國の委員は倫敦に會して此問題を討議せしが、結局何等の實際的結論に到達せずして解散せり。斯かる事情の下に我政府が如何なる行動に出づべきかは、當時甚だ困難なる問題なりき。

グラッドストーンは暫らく躊躇せし後、彼の慣用手段を執ることに決し、特派委員をカイロに送りて、埃及政府に致すべき忠告と、之に伴うて執るべき手段とに就きて研究せしむることとせり。

然るに實際に於ては、前年既に敎腕にして經驗ある特派委員の埃及の内情に就

きて詳細なる報告書を編纂せるあり。其後倫敦に於て専門家の一團より成れる委員の特に財政問題に就きて詳細なる報告をなせるあり。尙又列國會議の際にも此問題を充分に討論せしことなれば、事の真相は已に一般に知れ、更に報告すべき材料として蒐集すべきもの殆ど皆無なりき。即ち政府にして政策を決定する決心あらば、之が参考に供すべき事實は何事にも直ちに倫敦にある専門家より聴取するを得しなり。

右に述ぶるが如く、委員派遣のことは實際其必要なかりしも、政府がノースブルック卿を立たしめしは、人選に於て其宜しきを得たるものなりき。彼の崇高なる品性、豊富なる行政上の經驗、東方諸國に關する智識、彼曾つて印度に太守たりき、舊雜なる財政問題を了解する能力、眼界廣き經世家的見解等は、彼をして此使命に對する最適任者たらしめたり。而して卿と余とは互に相敬愛せる間柄なりしを以て、我等が親しく相提携して事に應るべきは初めより明かなりき。ジランビル卿は元來人に對して温情深き人なれば、今回の人選に際しても、成るべく余の欣ぶ人物を任命せんとせしものなるべし。

ノースブルック卿が此使命を果すに適當なる人物なりし事に就きては、上述の事實の外、尙言はざるべからざるものあり。即ち彼が實際の事實に基きて自己の意見を立て、尙も從來行はれたる説と迎合するが如き傾向なかりしことは是なり。ジランドストーン内閣の好んで採用せし報告政策は、常に略同様な結果に終りしものゝ如し。試にゲッパリン卿の報告を觀れば、直に熱練なる外交家の事として、優雅なる文字を以て巧に切迫せる問題を避け、殆ど困難なる事情を説かざるが如ければ、再三之を熟讀すれば、大勢の一般は儘に此經世家の眼中に映せしを知るべく、尙彼が政府をして之を認めしめんと欲せし事も推定するに難からず。余の此地に赴任する事となるや、余は元來自由黨内閣を好み、且つジランドストーン内閣の二三の閣員とは永き家族的關係もありし事として、ジランドストーンの埃及に於ける政策の遂行に全力を献ぐる希冀なりき。當時余は此政策を付度して、己が所見と一致せりと信せしが、幾許もなくして余が到底捕捉すべからざる幻影を追ひつゝ、ありし事を發見せり。尤も時には政府の政策らしきものを認めし事もあれど、之を詳細の點に應用するに當りて、往々矛盾せる命令を受くるを見ては

余は唯絶望するの外なかりき。余はグラッドストーンを樂ましむべき事實を看過し得ざりしを以て、之を述べて此事實より起る必然の結論を舉示せし事ありしが、彼は斯かる明確なる結論に對して毫も之を顧みざりき。尤も彼より斯かる取扱を受けしは余のみならず、ゴルドン將軍の如きも實に其一人なりき。將軍は其スイゲン觀察の命を受けし當時は、該地の真相を誤解したれども自らハーシーに望みて後、事態の容易ならざるを知り、之を政府に報告せり。元來彼をスイメンに派遣したるは、事情を報告せしめんが爲めなれば、政府は之に重きを置くべきなるに、グラッドストーンは例に依りて之を無視し、爲めにゴルドン將軍、マッリート大佐以下、幾多の勇士を失ふに至れり。世に遺言をなし置くを好まざる者多きは人の皆知る所にして、死が總ての人の避くべからざる運命なるを認識し得ざる事は、古來宗教家と諷刺家との等しく好話柄とせる所なり。グラッドストーンの埃及事件に對する態度も亦甚だ之に似たるものありて、彼は不快なる事實は總て之を無視したり。ノースブルック卿の報告と建議とも亦同様の運命に遭遇すべきは殆ど初めより明かなりき。即ち報告の内容が政府の軌らんとする政

策に一致する場合の外は、如何なる報告も、殆ど馬耳東風に齊しかりしなり。ノースブルック卿の埃及に來りしは一八八四年十一月九日にて、六週間の滞在中は、時局に關係ある紛糾せる事實を了解せんとして努力せり。彼はカイローを去るに先ちて報告の草案を作すが、倫敦に着せし時、其説がグラッドストーンの意に満たざるべきを看て、多少之を變更し、一八八四年十一月廿日、二冊の報告書となして呈出せり。右の内一冊は全部財政に關するものにて、他は一層全般的のものなりき。

ノースブルック卿の財政上の建議は次の六個條を含めるものなりき。(一) 灌溉事業の改良と擴張との爲めに適當なる準備をなすこと。(二) 橋役廢止の將來。(三) 外人課税問題に就きて埃及政府に今少し自由を與ふること。(四) メイラ、ドバーンス、鐵道の三者の兩順的經營を廢止すること。(五) 地租と生産物の輸送並に輸出に對する課税とを輕減すること。(六) 九百萬磅の公債を發行し、其利子は英國政府にて保證すること。

ノースブルック卿は其報告を結ぶに次の如き言を以てせり。曰く、余の建議は蓋の

列國會議に於て提議せられたる列國協同干渉に代ふるに英國の獨力を以て世政に干渉するにあり、而して余は之を英埃兩國政府の利益と信ずるものなり、尙列國も我國が已に埃及の平和維持の爲めに相應の犠牲を拂ひ、今又財政上の責任を引き受くる以上、右の政策に反對すべしとは、想ひ難し」と、

次に全般に關する報告に於ては、先づ既往に遂行せられたる改革に就きて説明し、之に附言して曰く、政治のいろはより教へ込まざるべからざる國民をして、堅實なる發達を遂げしめんとせば、其進歩は自から進々たらざるを得ず(中略)余は撤兵の時期の確定を政府に建言せず、遠からず兵數を四千に減じ得べき理由は既に之を述べしが、全部撤兵の時期を定むるは策の得たるものにあらざること、を明言す、何となれば此時期は國內の情態と、此國の政治上の位置とに依りて變ずべきものにて、殊に後者は倫敦會議が不結果に終りし以來、其だ不確實なる情態にあればなり」と、

是に由りて觀れば、ノースブルック卿は埃及問題中英軍駐屯の期間と關係ある部分に就きては、毫も解決を試みずして唯急に撤兵することの不可なるを斷言し

たるのみ、次に彼の財政に關する建議は、其宜しきを得たるものにて、政府にして若し此説を容れ之を實行したらんには、埃及に納せる列國干渉主義は著しき打擊を受け、英國は埃及の保護者兼指導者として、一層優越なる位置を占むるを得しなるべし、

されどクラフトストーンは埃及國債の利子を保證する用意なかりしを以て、ノースブルック卿の意見を餘に大膽なりとなし、英國の新聞紙も亦此名案に對して充分なる聲援を與へざりき、斯くて彼の建議は何等の實行を喚起するを得ず、其使命は全然失敗に歸せり、

爾來クラフトストーン内閣は埃及問題の根本的解決に就きては何等の企圖を試みずして、一八八五年六月に倒れたり、次にクラフトストーンの後を承けしチャリスベリー卿が其指導の下に此問題を解決せんと試みたる顛末を述べん、

第四十六章 ウォルフ條約

(一八八五年八月—一八八七年十月)

サー・ヘンリー・ウォルフ特選委員に任命せらる—一八八五年十月廿四日の協約—
ムーク・マール・シヤ—一八八七年五月廿二日の協約—兩協約の比較—境界問題
—軍隊—政治の改革—憲法—佛露兩國此協約に反對す—土耳其帝世統を拒
む—ムーク・マール・シヤ埃及を去らす—ウォルフ派選結果

埃及問題に就きては既に特派委員外交家等を初めとして幾多の人士の之に關する報告ありしを以て、更に人を派して觀察せしむる必要なかりしが如くなれど、斯くの如きは英國政府の所見にあらざりしが如く、サリスベリー卿も亦前内閣の要に倣ひて、サー・ヘンリー・ウォルフをコンスタンティノブルとカイロとに派遣することとせり。此人は當時第四黨と稱したる政黨に屬せし名士なるが、恰も最近の總選舉に於て議席を失へる時なりき。彼は埃及問題を吟味する爲めに一種の全般的委任を受け、尙此問題の解決の爲めに土耳其帝の協力を求むべきを命せられたり。當時政府はスーダンに於て秩序ある善政を確立せんが爲めに

は特に土耳其帝の盡力に待たざるべからずと信せしなり。
サー・ヘンリー・ウォルフは一八八五年八月廿二日、コンスタンティノブルに到着し、超えて十月廿四日、土耳其政府の外務大臣との間に一の協約を結びしが、其要旨は之を次の數項に約するを得。(一)英土兩國政府は各、特派委員を埃及に派遣すべし。(二)土耳其國委員は平和手段に由りスーダンを鎮定する方法に就きてケニア、アト商議すべし。(三)兩國委員はケニアと協力して埃及の軍隊を再興し、且つ政治の總ての方面を精査して必要なる改革を行ふべし。但し土耳其帝の勅令に背かざる範圍に於て之をなすべきこと。(四)兩國委員は埃及國境の安全を圖り、且つ埃及政府を鞏固なる良政府たらしむるを得ば、各自の政府に報告書を提出すべく、之と共に兩國政府は英兵の撤去に就きて更に協約を締結すべし。
サー・ヘンリー・ウォルフは十月廿四日附の報告に於て、此協約の調印より起るべき利益を舉示せり。曰く、如何なる種類の協約にても、之を締結する時は、英國に對する土耳其人の惡感情を緩和する効あり、中略、又埃及の制度は東西兩要素の結合を要することなるが、土耳其委員の人選其宜しきを得ば、此兩要素の按排に就き

て貢献する所多かるべし、尙スローマン問題に就きては、我同胞より大打撃を蒙りたるメービシ族と握手するは如何に調和的にして手腕ある英人と雖、容易に成功せざるべきに反し、彼等よりケリーリアとして尊まるゝ土耳其帝の代表者は、彼等と速に満足なる取極を結び得る望ありと。

サー・ヘンリー・ウエルツは十月廿九日、カイローに着し、土耳其國委員ガロ・ムーク・イ・パシは出發遅延せし爲め、十二月廿七日に至りてカイローに着せり。

爾來協商十八個月の久しきに彌りしが、遂に一八八七年五月廿二日(コンスタンチノール)に於て、ウエルツと二人の土耳其國全權委員との間に第二の協約を締結せり。

今兩協約を比較して、第一の協約の目的が果して第二の協約に由りて達し得られしや否やを觀む。

先づスローマンの鎮定に關しては、ウエルツの盡力の失敗に歸すべきは初めより明かなりき、彼はムーク・イ・パシ、其他の土耳其人と共に、苟くも回教を奉ずる者は皆土耳其帝の教權を認むべしと信せしも、埃及にてはマリアンが基督教徒と同

様に土耳其人を呪詛せる事知らざる者なく、スローマンの住民が土耳其帝の名を唱へて神に祈ると云ふが如きは、實情に通せざる者の想像に過ぎざりき。

斯かる土耳其國外交家の頭腦より描き出されたる想像説の實際に益する所なきは勿論にして、邊境問題は實にカーフラン、シレン、フルとウード、ハウス大佐とをして、硝煙彈雨の間に之を決せしむるの外なかりき、而して彼等は、一八八九年の夏、アングリンとトスキヤに於てメービシを撃退し、之に由りて問題を實地に解決せり。

次に埃及軍隊の再興に就きては種々の議論出でたれども、兵を土耳其に募るべしとの説は、土耳其帝の反對を受け、將校を土耳其より招くべしとの説も竟に成立せず、結局英國將校が自己の流儀を以て埃及軍隊を再興することゝなれり。

政治の改革に就きては、協約に附屬せる二種の議定書に次の如き意味の文字あり、(一)英土兩國政府は總ての埃及住民を一樣の立法と司法との下に置かんが爲め、キヤヒナ、レレンの變更を列國に求むること、(二)ドメーン、ダイヤラ、鐵道に關する制度の變更、國債整理委員會の權能の限定、新聞並に検査に關する法律の發布等

の事項に就きて列國に要求を提出することされど結局是等の議定書も單に改革者の注意すべき點を舉示したりと謂ふの外實際何等の効果を見ざりき。

最後に一八八五年の協約第六條に記載せられたる撤兵問題に就きて述べれば元來兩國委員の盡力に因りて埃及政府を鞏固なる良政府たらしむと謂ふが如きは寧ろ大膽なる想像に過ぎず従つて内外の事情の一變せざる限り我等守備兵は埃及政府をして其職能を全うせしむるに缺くべからざる要素たりしなり。

畢竟一八八五年の協約の字句に多くの注意を拂ふは宋だ外交上の文字に翻れざるものにて該協約の全文を簡單明瞭なる文字を以て表せば英土兩國は埃及問題に就きて妥協せんことを努むべしと云ふに外ならざりしなり而して其結果は實際に於て何等の得る所なかりしが如きも口指されたる目標に向つて確實にして思慮ある歩武を進むるを得たり。

一八八七年の協約第五條には本協約調印の日より滿三年を経過せば英國政府は埃及より撤兵すべしとあれども之と共に國の内外に於て撤兵を不安心ならしむる事情あらば之を延期すべしとあり而して右の如き場合に何者をして撤

兵延期の必要を決せしむべきかに就きては別に明記せざれども之に當る者の英國政府自身なるべきは明白なりき。但し國外より起る危險の認定に關してはウエルフが協約書に附へて土耳其國全權委員に送りし書翰の中に重要な説明あり曰く本協約に規定せる撤兵の時期に於て若し地中海岸の一強國が宋だ本協約を承認せざるが如き事あらば英國政府は之を以て所謂外部よりの危險と認め本協約遂行の手段に關して更に土耳其政府との協商を開始すべしと並に附記すべきは協約第六條に於て批准交換の後列國の同意を求むべきを規定せることにて實際本協約の實施は列國の承認を必要とせしなり。

尙協約第五條には撤兵後の出來事に備へんが爲め次の如き規定あり曰く撤兵後に於て國內の秩序亂るゝか若くはケアーンが土耳其朝廷又は列國に對する責任を遂行せざるが如きことあらば英土兩國政府は直ちに軍隊を派遣するを得べし若し斯かる場合に土耳其帝が其權利を拋棄することありとも英國政府は獨力を以て軍事的行動を執るべく其際英軍の滯在中は土耳其帝より委員を派遣すべし。

本協約の商議中、外交社會に於て斷えず反對の烟の登るを見たりしが、其調印と共に烟は變じて烟となれり、即ち駐土露國大使ネリドフは直ちに本國に報告して、土耳其國首相が英國の爲めに餘に自國の權利を犠牲に供せしことを非難せり、而してウヰルツの五月廿七日附の報告に據れば、露國政府は土耳其大使に對し、新協約を非認して土耳其帝の權利を擁護せんとするの意を洩らせり。

佛國政府も亦英國が撤兵後再び出兵し得る權利に就きて強硬に反對し、六月七日、モンテペロ伯をして土耳其帝に威嚇的文書を送らしめて曰く、佛國政府は協約の批准より起るべき情態を斷じて承認せざる決心なりと。

是に於て土耳其帝は板挾の姿となり、七月九日、其全權委員はウヰルツを訪ひ、事情を訴へて曰く、露佛兩國大使最近の態度は痛く土耳其帝の宸襟を惱ましたり、彼等は帝に告ぐるに、若し協約を批准せば兩國は直ちに帝の領土の一部を占領して英國と同様なる協約の締結を見るまで、之を還附せざるべきを以てせり、惟ふに佛國はシリアを占領すべく、露國はアーマニアを占領せん、尙協約に對する反抗は宗教的方面よりも其氣勢を高めつゝありと。

斯くて彼等はウヰルツに求むるに、是等の困難に應ずる方法に就きて助言せんことを以てせり、されど彼は其カリヌベリ卿に宛てたる報告にも見ゆる如く、百方考慮を回らして、竟に何等の助言を與へ得ざりき、是に於てか不幸なる主權者は進退谷まりて其慣用手段に訴へ、只管時日の遷延に痛心せり、即ち協約第七條に據れば、調印後一ヶ月以内に批准を交換すべき筈なりしに、此時日の過経後四日にして、土國大使はカリヌベリ卿に告ぐるに、土耳其帝バイラムの大祭後疲勞甚しきを以てし、今少し熟考の猶豫を得んことを請求せり、我政府は之に對して暫時の猶豫を與へたれども、土耳其帝は猶決する能はざりしかば、ウヰルツは土耳其政府に告ぐるに、コンスタンチノールを去るべきを以てせり、此際土耳其帝の式部長官は命を受けて、海をウヰルツに致して曰く、皇帝は昨今國內の最も重要なる問題の解決に従事しつゝ、ありて、來週を終までは他を顧るを得ざれば、陛下は貴下が來る七月十五日まで出發を延期せんことを切望せらるゝと、ウヰルツは此希望を容れ、約束の日まで滞在したれど、竟に回答を得ざりしを以て、同日夜半コンスタンチノールを出發せり、同夜八時半彼はカリヌベリ卿に打電して

曰く、余の出發に際して、メーテン・エッフェンブ、は余の滞在を切望せる皇帝よりの觀
 驗を齎らしたれども、余は其不可能なる旨を告げたりと。
 幾許もなく土耳其帝は、其大使をして新に協商を遂げんことを申込ましめしが、
 サリスメラー卿は之に答へて曰く、土耳其帝が其最近に許可せし協約を破棄す
 るまでに、他國の忠告に由りて左右せらるゝ限りは、如何なる協約を結ぶとも、再
 び同様なる運命に遭遇するの外なかるべしと。
 茲に附記すべきは、ウルフの此行が一の有害なる結果を殘せしことなり、即ち土
 耳古國委員ムークラー・パシ、は爾來引續き埃及に滞在し、埃及の政治機關をして
 更に一層の複雜を加へしめたり、尤も協商の不調に終りし以上、斯かる職權不明
 にして陰謀の中心となり易く、且つケナー・アブをして不快の感を懷かしむべき、土
 耳古の高官を埃及に滞在せしむる必要は毫も之なかるべかりしも、我は竟に其
 退去を迫らざりき、元來ムークラー・パシ、は此人格より云へば、決して野卑の人に
 あらずりしも、埃及に於ける彼は畢竟無用の長物にして、隣政務の進行を妨害せ
 り。

尙最後に一言すべきは、ウルフの試みたる協商は遂に失敗に終りしも、英國政府
 は之が爲めに協商前よりも外交上一層有利なる位置に立つを得たることなり、
 即ち我政府は埃及問題に就きて土耳其帝と妥協せんことを努め、剩へ一度其目
 的を達したるものなれば、土耳其帝が之を批准すると否とに拘らず、我は其なす
 べきをなし、遂すべきを遂したることを主張し、回教國並に歐洲諸國の批評に對
 して、自己の位置を一層鞏固ならしむるを得たり。
 協約第三條に記載せるスエズ運河中立の件は、其後引續き問題となりしが、其成
 行は次章に於て之を説かん。

第四十七章 スエズ運河の中立

埃及の中立—運河の中立—中立の文字—一八八三年一月三日の同文通牒—一八八五年のヌエズ運河委員会—委員会の解散—ワシントン協約—運河協約の調印—其運用。

會つて机上の空論に耽る政治家は、所謂埃及問題の解決法として埃及中立を主張して曰く、埃及は何故に東方の白耳義たるべからざるかと、元來如何なる政見にても斯かる寸鐵的警句を以て之を表すに當りては、恰も健全なる經世的論據を含むが如く聞ゆるものにて、何等の價値なき語句も時に多大の影響を世界の政治に及ぼし得るものなり、殊に現時の如き一刻の油断をも許さざる時代に在りては、政治に興はる者の多數は、右の如き警句が果して事實を基礎とせる健全なる思想なりや、若くは著しき誤謬の上に施されたる鐵金に過ぎざるかを精査するに違なきこと屬なり。

埃及中立の建議の如きは全く此鐵金説に屬するものにて、此議論は次の如き三段論法に依りて表さるゝを得べし、曰く、埃及問題の重大なる所以は、英佛兩國間の不和が此國に對する兩國の行動に因りて爆發する虞あるが爲りなり、而して是等兩國の一をして最も不快を感せしむるものは、其對手が埃及を獨占するに在り、されば兩國にして共に埃及を占領せざとせば、恐るべき危険は之と同時に消滅すべしと。

斯くの如きは一見堅實なる議論の如きも、實は誤れるの甚しきものなり、何となれば歐洲の一國が埃及を占領するは避くべからざる形勢にて、問題は英佛の執れが之に應るべきかに在ればなり、かの白耳義の如きは國民文化の程度高くして、自ら治むるの能力に於て毫も缺くる所なければ、埃及住民は到底近時の埃及を統治する資格なきが故に、其なすが儘に放任せば、國內は殆ど無政府の情態となり、歐洲諸國は斯えず埃及問題の爲めに惱殺せらるゝに至るべし、埃及問題を論ずる者が動もすれば此明白なる事實を忘却せるは、余の遺憾とする所にして、余は此一事を以て中立論を粉砕し得べしと信するものなり。

埃及問題を研究せし者甚だ多けれども、最も公平にして責任を重んずる大家は、

皆上述の結論に達せしもの、如し、一八八七年の協約第五條に於ては、列國をして埃及領土の不可侵權を承認せしめんことを期したれども、同時に英土兩國は必要に際して之を占領し得べき權利を保留せり、即ち埃及を中立せしむべしと謂ふが如きは、常に机上の空論に止まり、實際政治家の眞面目なる問題とはならずしなり。

若し夫れヌエズ運河中立問題に至りては全く趣を異にす、此問題はナル・エル・ケヒーアの戦に先ちて、ウル・メレー卿が其行動の策源地として運河を利用したる爲め、一八八二年以來、特に歐洲列國の注意を惹くに至れり、今此事件を述ぶるに先ち、此場合に使用せられたる中立なる文字の意義に就きて説明を試みむ。

此方面の大家なるバウンスフォート卿の言に曰く、ヌエズ運河に關する提言中に在る中立なる文字は、國際法に依りて中立國の領海に適用せらるゝ規定を指すものにて、交戰國の軍艦は單に之を通過する權利を有すれども、其間に在りて敵對行動を執るを得ざる謂なりと。

グランビル卿は單に中立なる文字を用ふるは、彼の表さんとするよりも一層多

くの意味を含むべきを慮れしが故に、此問題に關しては特に自由通航なる文字を使用せしめたり。

ナル・エル・ケヒーアの戦後三ヶ月にして、グランビル卿は列國に同文通牒を發し、埃及の平和に直接の關係あり、従つて英國政府がケギーアに忠告する義務を感じたる諸問題に就きて詳細に説明せり。

此同文通牒に於て特に重きを置きしは、ヌエズ運河の自由通航に就きて將來實施せらるべき規定なりき。

爾來一八八五年まで此問題は世の注意を惹かざりしが、同年春に至り佛國政府の要求に由りて、列強西班牙和蘭をも含むひの代表者巴里に會して、之が協商を試むることとなれり。當時英國政府は、總ての海國の代表者に列席の權利を與へんと欲したれども、佛國政府は之に反對せり。此會議の目的とする所は、列國をして何時にてもヌエズ運河を利用せしめんが爲め、一定の規定を設くるに在りき。

會議は一八八五年三月卅日、佛國總理大臣ロー・フーリーの司會の下に開かれ、佛國外務次官ロロ氏議長の椅子に就けり。但し實際の議事は各國の代表者中

より選ばれたる委員会に依託せられ、佛國の代表者パレール氏其會長なりき。此會議に於て列國の多數は、運河を中立せしむるよりも寧ろ之を列國の協同支配の下に置かんとし、英國政府は之に反對せり。我代表者は忍耐して議論を進め、且つ多少の譲歩をなしたれど、竟に其論敵と妥協するを得ざりき。斯くて約十週間に彌りて、興味なき議論を繼續せし後、多數の意見を代表せる草案の調製を見るに至れり。余は茲に佛國其他の諸國と英國(伊太利は或る程度まで英國に加擔せり)との間の争點に就きて説明せざるべきも、兎に角列國中に何等の異議なき協約を結ぶが如きは、當分望むべからざることとなれり。

此會議は六月十三日を以て閉會し、其後數日にしてクラフトストーン内閣倒れ、運河中立問題も一時其儘となりしが、後チャー・ヘンリー・ウルフがサリスヘリー内閣の命を受けて、コンスタンティノールに使用するに及び、此問題も議題の一に加へられ、一八八七年の協約第三條となりて現れたり。而して其主意は一言にして云へば、曩に巴里會議に於て我代表者の主張せし意見を繰返したるものなり。

右の協約の失敗に歸せしは、前章に述べし如くなるが、運河中立の事は佛國の最

も重視せし所なれば、永く忽諾に附するを得ずして、再び協商を開始するに至れり。此協商も容易に抄らざりしが、遂に一八八八年四月廿九日に至りて、協約調印の運となれり。其全部は一八八九年の埃及第二號に掲載せり。但し本協約は英國の埃及占領の止みて後始めて効力を生ずべき規定なりき。

爾來此事に關しては、一九〇四年に至るまで何等の提議もなかりしが、同年四月八日に調印せられし英佛協約に於て、英國政府は一八八八年の運河協約を直ちに實施する事に同意せり。但し其内には協約の履行を期する爲め、列國協同してカイローに事務所を設くべしとありたれど、之のみは實施せざる事とせり。

以上の如くにして、埃及問題は其解決に向つて更に一大進歩をなすを得たり。運河協約の實地に適用せられしは、日露戦争の際のことにて、協約の精神は大體に於て遺憾なく貫徹せられたり。されど斯かる場合に細目に於て疑義の續出するは已むを得ることにて、本協約に於ても種々不備の點あるを發見せり。されば適當の機會に際し、既得の經驗に照らして協約を改正するは望ましかこと、云ふべし。

第四十八章 一九〇四年の英佛協約

埃及問題解決の困難——列強漸次に變化す——エレンボロー卿の陳述——外交家の任務——問題の要點——一九〇四年の出来事——エレンボロー卿——英佛協約の調印——協約に就きての注意

ウイルフの協商後數年間、埃及問題の全部を解決せんとする企を見ざりき。此間佛人若くは英人中の撤兵派が英國政府の撤兵の約を履まざるを非難するに當りて、保守自由兩黨の政治家の之に對する辯解は、埃及に於ける英人の事業が未だ成就せずと謂ふに在りき。この答辯は決して一派の人々の考ふるが如き遠辭にあらざりて、疑ふべからざる事實なりしも、而も説き得て十分なりしとは云ひ難し。何となれば此答辯は人をして英人の事業が遠からず完成すべきを推測せしむる虞われども、實際に於ては是等の政治家中、之を確信せる者一人もなかりしを以てなり。加之彼等は埃及の真相に通ずるに従ひ、益々占領の永續せざるべからざるを信するに至れり。

英佛兩國の政治家並に政論家は、埃及問題に關し廿餘年に彌りて五里霧中に彷徨せしが、彼等は畢竟不可能なる方法に依りて問題を解決せんと試みつゝありしなり。然るに多年の経験に依り、英人が此不可能なる企圖を拋棄したると共に、佛人も亦次の二の事實を承認するに至れり。(一)英國の埃及占領は佛國に取りて無害有益なると共に、佛國が埃及問題の爲めに永く英國と軋轉するは自國の不利益なること。(二)戰を賭する覺悟なき限りは、埃及に對する英國の意見を容るゝの外なきこと。

一八四四年、エレンボロー卿は書を人に送りて曰く、苟くも數年の後を洞察し得る政治家は、歐洲強國が將來埃及の占領を爭ふに至るべきを疑はざるべしと、斯かる豫想にして若し事實と化したらんに、これ固より英佛兩國間の出来事なりしなるべし。されば埃及問題解決の好機を捉へんが爲め、常に歐洲の形勢に注意するは、正しく外交家の任務なりき。

所謂埃及問題の要點は實は甚だ單純なるものなりき。英國政府が占領の初めに於て、事情の許すと同時に守備兵を撤すべきを公言せしは事實なれど、苟くも事

情に精通して公平なる判断を下す者は英國が其宣言を實行し得ざるを非難せざりき。而して此事情は歲月の経過と共に漸く一般の認むる所となりしかば、今や適當なる機會だに捉ふれば、外交家の樽俎折衝に依りて、此主要なる問題を解決し得る場合となれり。

此機會は遂に一九〇四年を以て到達せり。即ち我現皇帝エドワード七世と佛國大統領とが、各、對手國の首府を訪問せしことは、雖て兩國の輿論を喚起して、兩國間に蟠れる諸問題の解決を希望せしむるに至れり。而して當時漸く重大となりつゝありしものは、モロッコ問題なりき。

此國は已に多年衰亡に近きつゝありしが、今や方に最後の運命に到達せり。即ち主權者の專横は國民をして革命を起すに至らしめ、之と共に歐洲の干渉は避くべからざる形勢となれり。斯くて問題は、何れの國家が其事に當るべきかに在りしが、其候補者として舉ぐべきは、英佛西の三國なりき。

右の内西班牙は米國との戦に一敗地に塗れて以來、國勢甚だ振はざるが故に、他國の改革に手を出すの餘裕なきこと明白なりき。英國も亦已に世界の各地に互

りて多大の責任を負担せることなれば、更に新しき地方に手を伸ばすを好まざりき。斯くてモロッコを経営する責任は自から佛國の頭上に歸せり。されど英國の好意を確りざる限りは、佛國と雖成功を確信して此事業に着手するを得ざりき。斯かる事情の下に、英佛兩國が埃及モロッコの兩地に於ける對手國の經營を相互に是認せんとするに至りしは、自然の趨勢と謂ふべし。

右の如き事情を基礎として、一九〇三年以來英佛兩國の間に協商の開始を見ることとなりしが、一九〇四年四月八日に至りて三種の協約成立し、我外務大臣ラシメウソン卿と佛國大使カムボンとに依りて調印せられたり。右の内第一と第二とは、モロッコ、フランス、ナイロビ、サイアム、マダガスカル、ハイチ、プエルトリコ等に関するものにて、本著と直接の關係なし。

第三の協約は即ち埃及問題を論せしものにて、此協約に由り埃及政府が財政上の自由を得、英國政府が一八八八年のスムエズ運河條約の實施を是認せしこととは、既に之を述べたり。尙同時に調製せられたる宣言書は、左の如き重要なる事項を含めり。曰く、

英國政府は埃及の政治的情態を變更する意志なきことを宣言し、佛國政府は英國に對して撤兵の期限の確定を迫らざるは勿論、英國の埃及に於ける行動は毫も之を妨げざるべきを宣言す。

即ち此宣言は我政府の埃及占領を承認し、且つ以前よりも遂に自由なる手腕を揮つて埃及問題を處理することを許容せしものなり。尙獨埃及の諸國も後に至りて此宣言に同意せり。

斯くの如くにして、以上述べ來りし所謂埃及問題なるものは、少くとも其一部分の解決を告ぐるに至れり。此種の協定が直接並に間接の關係者の總てを満足せしむることは、從來其例に乏しき所なるに拘らず、本協約は幸にして四方より歡迎せらるゝを得たり。

埃及人並に埃及在住の歐人が、是に由りて多大の利益を享くべきは疑を容れざる所にして、かの年と共に有害無益となりし財政上の束縛を取り去りしことは、姑らく之を言はずとするも、從來國際的軋轡の爲めに受け來りし損害を此協約に依りて一掃せしは、此國將來の發展に資する所決して鮮少にあらざらん。

次に英佛兩國を觀るに、此兩國は從來相提携して事に當る必要ありしに拘らず、久しく意見の衝突ありて互に相反目し來りしが、今や其主要なる原因を交除するを得たり。

英國の埃及に於ける位置は從來稍不確實なりしが、今や列國の承諾に依りて之を十分鞏固なるものとなすに至れり。余は久しき以前より撤兵の容易に實行すべからざるを確信したれども、さればとて決して我政府のなしたる約束を輕視せんとする者にあらざりき。幾多の事情が撤兵を妨げしは事實なれども、之を以て我政府の一度公背したる約束を破壞するは、必ずしも正當なる行爲と云ふを得ず。而して我國の如き國際的道義並に國家の利益に鑑みて國際間の義務を尊重せざるべからざる國に取りては、斯かる義務を無視せりとの非難を受くる必要なきに至れることは大なる幸福と云ふべきなり。

爾つて佛國を觀れば、其國民の埃及に於ける權利の未だ確立せざりしものが、特殊の約定に依りて保證せられたるは、彼等に取りて大なる利益と云ふべく、殊に他國人の權利を尊重して毫も利益を獨占せざるは我國國民の特色なれば、之が爲

めに佛國民の得る所は益大ならざるを得ず、若し夫れ埃及に於ける佛國の政治的勢力の失墜なるもの之ありとせば、彼は他所に於て十分なる代償を得たり。最後に各文明國は歐洲に於ける二大強國の間に甚だ親密なる關係の恢復せられしことに因りて、世界平和の有力なる保證を得たり、余は文明の社會に取りて最も重大なる利益は、平和の維持に在りと信ず。

以上は一九〇四年の重要にして慶賀すべき協約に就きて余の懐ける見解なり。願れば余の始めて埃及の事に與はりしは、英佛協約に先つこと廿八年にして、當時兩國は協同して此國に干渉しつゝありき、爾來兩國の反目は英佛埃の三國に禍する所鮮少にあらざりしが、今や再び兩國の友誼の恢復を見るに至れり、余が余の在職中斯かる日出度き日に會し得たるは、衷心欣喜に堪へざる所なり。

埃及問題の内今後の解決に俟つべき部分は、國內の制度を改善して國民將來の要求に適應せしむるに在り、惟ふに歲月の経過と共に、此問題も亦適當なる解決を得るならん、但し短日月の間に之を成就せんとするは、決して國民の幸福にあらざるべし。

第六編 改革

我等が進歩を生命とする歐洲文明を以て固定を本質とする東方文明中に注入せんとするは、恰も新酒を以て古瓶を滿さんとするが如し、此事業の成否は政治上興味ある問題多きこと未嘗有なる現時に在りても、恐らくは最も注目し得る問題なるべし。

……「パーソオット氏著、物理學と政治學」……

第四十九章 管の使用

一般に管を服用す——デフリンの類せしめたる固令——充分なる功を興せず
——遂に管の使用を阻止す。

凡そ文明の程度低き國に於ては種々の方面に涉りて改革を要することなるが、余は今是等の改革を二種に大別せんと欲す。其第一種に屬するは、之が實行に必要なる資力と之が經營に當る人員とだに備はらば當然遂行し得べきものにて、其第二種に屬するは、殆ど政治上並に社會上の革命を斷行せざれば、其實行を期し難きものなり。即ち後者は多年國人の腦裏に浸潤せる惡想と、古來一般に行ひ來れる惡習慣とを打破せんとするものなり。

本章並に次の二章に述ぶる所は、右の内第二種に屬する最も適切なる例と看做すべきものにて、即ち鞭撻、徭役、賄賂三者の改革なり。

余は本章に於て先づ鞭撻に就きて説明せんと欲するものなるが、元來人民を苦むることは埃及の治者階級に取りて古來當然のことと看做され、彼等は種々殘酷なる方法を案出して之を實行せり。次に述ぶる所は余自ら目撃せし一例なるが、之を以て看るも彼等が人民を苦むるに如何に巧妙なる手段を工夫せしかを推測するを得べし。即ち某知事は納税に反抗せし一農民を捉へ、人をして酒精に浸したる繻縷を彼の口邊に燃やしつゝ、其胸部を打たしめたり。而して此農民は打たるゝと共に空氣を呼出するが故に、次の瞬間には深き吸氣を以て火焔を吸ひ込まざるを得ざりき。此知事は斯かる殘酷なる方法を其慣用手段となせしが、これ決して彼が特に殘忍なる性格を具へしが爲めにわらず、唯祖先以來の習慣に由り、人民の苦痛に對して無感覺となりしのみ、實に英人が始めて新埃及の建設に着手せし時の行政官は、概して斯くの如き輩なりき。

尤も右の如き殘酷なる方法は概して云へば事ろ秘にして、普通行はれしは河馬の皮にて作れる管を以て鞭撻するなり。此方法は最も簡單にして有効なりしが、故に、此以外に種々殘酷なる方法を案出するは實際上殆ど其必要を見ざりき。而して埃及に於ける管の亂用は實に極端にして、強迫若くは懲罰を要する場合に於ては他の一層殘酷なる方法に據らざる限り常に管を使用せり。就中最も多く

凡そ文明の程度低き國に於ては種々の方面に涉りて改革を要することなるが、余は今是等の改革を二種に大別せんと欲す。其第一種に屬するは、之が實行に必要なる資力と之が經營に當る人員とだに備はらば當然遂行し得べきものにて、其第二種に屬するは、殆ど政治上並に社會上の革命を斷行せざれば、其實行を期し難きものなり。即ち後者は多年國人の腦裏に浸潤せる惡想と、古來一般に行ひ來れる惡習慣とを打破せんとするものなり。

本章並に次の二章に述ぶる所は、右の内第二種に屬する最も適切なる例と看做すべきものにて、即ち鞭撻、徭役、賄賂三者の改革なり。

余は本章に於て先づ鞭撻に就きて説明せんと欲するものなるが、元來人民を苦むることは埃及の治者階級に取りて古來當然のことと看做され、彼等は種々殘酷なる方法を案出して之を實行せり。次に述ぶる所は余自ら目撃せし一例なるが、之を以て看るも彼等が人民を苦むるに如何に巧妙なる手段を工夫せしかを推測するを得べし。即ち某知事は納税に反抗せし一農民を捉へ、人をして酒精に浸したる繻縷を彼の口邊に燃やしつゝ、其胸部を打たしめたり。而して此農民は打たるゝと共に空氣を呼出するが故に、次の瞬間には深き吸氣を以て火焔を吸ひ込まざるを得ざりき。此知事は斯かる殘酷なる方法を其慣用手段となせしが、これ決して彼が特に殘忍なる性格を具へしが爲めにわらず、唯祖先以來の習慣に由り、人民の苦痛に對して無感覺となりしのみ、實に英人が始めて新埃及の建設に着手せし時の行政官は、概して斯くの如き輩なりき。

尤も右の如き殘酷なる方法は概して云へば事ろ秘にして、普通行はれしは河馬の皮にて作れる管を以て鞭撻するなり。此方法は最も簡單にして有効なりしが、故に、此以外に種々殘酷なる方法を案出するは實際上殆ど其必要を見ざりき。而して埃及に於ける管の亂用は實に極端にして、強迫若くは懲罰を要する場合に於ては他の一層殘酷なる方法に據らざる限り常に管を使用せり。就中最も多く

亂用せしは、租税の徴收と、罪人並に證人の訊問の場合なりき。
 元來回教の立法者は犯罪嫌疑者の自白を以て動かすべからざるものとなし、從つて回教法典は之を以て犯罪の最も有力なる證據とせり、而して土耳其埃及族のハシヤは其中世紀的の論法を以て之に和して曰く、犯罪嫌疑者が刑罰を免れん爲め實を吐かざる疑わらば、試に之を鞭撻するは最も正當の事にあらずや、彼は後に至りて其自白を取消すやも知れざれど、斯くの如きは毫も重きを措く必要なし、何となれば彼にして若し自ら願て疚しからずんば、初めより其罪狀を陳述せざるべきを以てなりと、若しハシヤにして此推理作用の確否に就き心中に幾分の疑を起すことあらば、彼は俄に其論鋒を轉じて議論に巧なる佛人すら三合を避くる底の辯を弄して、次の如く言ふべし、曰く、假令自白は苦痛を免れんが爲めの陳述に過ぎずとするも、鞭撻は毫も不正にあらず、何となれば余等は當人の訊問に先ちて已にその罪狀を詳にせるを以て、鞭撻は適當なる刑罰を課するに必要なる手續を履まんが爲めの手段に外ならざればなりと、而してハシヤは法律の精神を顧みざりしに拘らず、法律の文字を重視し、表面上之に従ひしを以て、無事

の嫌疑者も竟に其冤を訴へ得ざるを常とせり、尙又法律に一致せざるものありとするも、之に就きて質問するが如きは畢竟無益の勢に過ぎざりき。
 ダフニング脚の初めてカイロに來るや、將來に於ける施政の方針に就きて定見を懷き得るに先ち、先づ符の亂用に依る政治を廢せんと欲し、時の内務大臣イムナール・パレ・エヌーアをして鞭撻禁止の訓令を發せしむるに至れり、但し文の内容は、東方諸國政府の文書に於て屢見るが如く、我等西方人に取りては甚だ奇怪なるものなりき、惟ふに全然東方の事情に通せざるものをして此文書を讀ましめば、恐らくは次の如く想像するならん、曰く、埃及の支配者は、鞭撻を禁過せんとして屢あらん限りの盡力を試みたるに拘らず、今も猶此弊風の甚だ盛なるを見て、大に己が不徳を耻づと、言ふまでもなく斯かる解釋は全然誤謬にして、埃及の政治家が人民の苦痛を緩和せんとして眞に努力したることは未だ會つて之なかりしなり。
 さてと元來埃及人官吏に多くを望むは、望む者の誤にして、若し彼等が幾分にても舊態を改めんとする運動を開始したりとせば、吾人は彼等の之をなすに至ら

し動機若くは其運動の成績如何を問ふを止め、自ら努めて之が完成を期すべきなり。イスマーノル・パレン・エュープと其協力者とが符の政治に就きて實際如何なる見解を懐きしかは得て知り難きも、其訓令に現れたる思想は全然近代文明の標準に則りしものなりき。其大意に曰く、本大臣は鞭撻の禁止に關し再三訓令する所ありしに拘らず、横暴なる官吏の猶之に依りて人民を苦むるものあるを聞き深く之を遺憾とす。夫れ官吏が人民を取扱ふに符を以てするが如きは、人道に背き人權を侵すの甚しきものにして、實に怖るべく惡むべき行爲なり。政府は斯かる蠻行の必要なからしめんが爲め、一方に於ては法廷を設けて民事並に刑事に關する一切の紛争を解決せしめつゝあると共に、此所大臣も稍、空想に馳せたり。他方に於ては數次命令を發して、租税の徴收を強制する方法を明示したるにあらざるや、茲に本大臣は重ねて鞭撻禁止の訓令を發し、併せて我政府に奉職する總ての官吏が、人民の權利を認め、其利益を保護し、進んでは彼等の發展を助長せんが爲めに努力せんことを切望す。此訓令の發布と共に、直接人民に接する官吏は一問符の使用を避くべき誓を求められたり、斯くて各州の知事を初めとし、層

上官の鞭撻を受くる村落のシーンに至るまで、皆感激の情を發して之を誓ひしは、彼等の性格を知れる者に取りては、殊に好個の喜劇なりき。
 イスマーノル・パレン・エュープが鞭撻禁止に關し再三訓令したりと首ひしは恐らくは事實ならんも、適切なる方法に依りて之を勵行せざる限り、單に一片の空文に過ぎざれば、今特に其實否を探索する必要なし。されど今回訓令の發布せらるゝや、從來鞭撻を受けて苦みたる人民は、最早之を以て單に博愛家を欺瞞する無意義の文字と看做すべからざるを知覺せり。彼等謂へらく、訓令に關印したるは毫も其主旨に同情なき官憲なりしとするも、元來其内容は英國使臣の授けしものなり、而して後者は誠實にして且つ其主張を貫徹する意志と實力とを有すと、次の一例の如きは、能く人民の間に勃興したる新精神を示すに足るべし。新訓令の發布後幾時もなく、英國將校の某州知事を訪へる者ありしが、此時恰も一人の農夫訴へられて知事の前に牽き出されたり。雖て知事は農夫に種々の質問を試みしも、之に對する答辯を得ざりしかば、左右に命じて鞭撻の準備をなさしめたり。然るに此農夫は平然として知事に謂つて曰く、英人茲に在り、閣下は余を撻つを

得ず。彼が斯く大膽なる言を吐き得たるは、固より我將校の列席せしに因るべ
 きも、兎に角埃及農民が自己の權利を主張するに至りしは注意すべき現象にし
 て、思慮あるパシ、は之を見て新精神の普及を悟りしなるべし。
 マッソン卿の發布せしめたる訓令は、埃及の政治史に於て一新紀元を開けるも
 のにして、鞭撻政治に最初の大打撃を與へし名譽は正しく彼に歸すべきなり。尤
 も彼は此事に就きて次の如き有力なる批評を受けしことも、屢なりき。曰く、傳ふ
 る所に據れば、埃及人民は太古以來常に依りて支配せられたり、而してマッソン
 卿が此傳來の制度に代へんとする法律の支配は、決して一朝一夕に行はるべき
 ものにあらず。訓令發布後一ヶ月にしてマッソン卿は自ら誌して曰く、現時の埃
 及には眞の正義行はれず、唯似て非なるもの、行はるゝのみ。社會の事情に應
 じて漸次鞭撻を制限するは可なれども、其絶對的禁壓は新法廷設立の機運に向
 ふまで延期するを可とせざりしや」と。

余は今此批評が如何なる程度まで眞理を含めるかを看んと欲す。先づ租税の徵
 收と鞭撻との關係に就きて觀るに、英佛協同干渉の際、幾分人民の負擔を輕減せ

しこと、怠鈍者に對する法律上の處分の大に有効となりしこと、に因り、此方
 面に於ては、鞭撻の禁止を躊躇する必要殆ど皆無なりき。次に罪人の罰問に關し
 ては右と大に事情を異にするものありて、突然鞭撻を全廢する結果は犯罪を増
 加し、社會の基礎を危うする虞ありき。何となれば、拷問に依らずして犯人を服罪
 せしめんが爲めには、證人の陳述に待つ所大なるに拘らず、一般人民は證人とな
 るを甚しく嫌惡したればなり。蓋し埃及政府の犯罪に對する從來の方針は、嫌疑
 者に就き精細なる取調をなさずして刑を課するに在りしを以て、法廷は一般に
 怖るべき場所と看做され、人民は證人として出頭する時にも、殆ど自ら犯人とし
 て引致せらるゝと同様なる不安を感じたるなり。

惟ふにマッソン卿は管の使用を禁止するに當り、其結果の重大なる所以を熟知
 せざりしならん。彼が訓令の寫に副へてグラントン卿に送りたる文書を閲すれ
 ば、彼が自ら社會的並に政治的の革命を起したることを認めし形跡なきを知る
 べし。其文章は甚だ簡單にして、新内務大臣イスマール・パレ・ヌエーフは其就任と
 共に断然管の使用を禁止せしが、余は之を以て此國の政治に文明的精神の輸入

せられたる一現象と看做さざるを得ずと言ふに過ぎず。
 是に由りて觀るも、ダブリン卿が單に下層人民の苦痛を坐視するに忍びざりし
 爲め、訓令の發布と其勵行とを主張せしを推測するに難からず、彼の行爲は大膽
 にして稍輕卒の嫌なきにあらざれども、而も其だ快心の舉にして、余は之を非難
 するの必要を認めず、埃及の事情に精通せる者は、恐らくは彼の如き英断に出で
 ざりしならんも、之と同時に彼の如き成績を擧ぐることも難かりしなるべし、精
 局ダブリン卿は埃及官吏を水中に投じ、傳來の方法に類らずして游泳するの途
 を自得せよと命せしなり。

埃及官吏は固より急に游泳の術を解し得ざりしが、實は此訓令も最初數年間は
 嚴重に勵行せらるゝに至らざりしを以て、地方の社會組織も著しき變動を蒙ら
 ざるを得たり、而して此訓令を無視するの最も甚しかりしは匪徒審問委員會な
 りき、元來本會は英兵着埃の頃國內の犯罪著しく増加せし際、ムーバー、バシヤが各
 州に設立して裁判事務の一部を分擔せしめしものなるが、後には殆ど裁判所の
 職能を奪ひ、専ら拷問に依りて犯罪の嫌疑者を取調べたり、今本國人裁判所檢事

長ラクレルが一八八九年四月六日附を以て提出せし報告書中より其一例を舉
 げん。

二八八八年九月二日、マンレスト、シーゾアに於て劫掠あり、探索の結果嫌疑者は
 續々拘引せられたり、其内四名は訊問に應ぜざりしかば、知事、裁判官、審問委員、辯
 護士等の面前にて四日間拷問せられ、遂に審問者の満足する白狀をなせり、而し
 て此不幸なる嫌疑者の内には、ラトマと稱する女もありきと、
 幾許もなく此委員會を廢止し、同時にサー、マン、ニコトを司法顧問官に任命する
 に至りし事情は、既に第四十章に於て之を述べしが、之と共にダブリン卿の企て
 たる一大改革も目出度く完成せられたり。

第五十章 徭役

管と徭役との關係——徭役制度の長所と缺點——徭役法——運河の浚渫——地租軽減の計畫——地租軽減の代りに徭役を廢止せんとする計畫——列國反對す——英國政府の行動——徭役の召集みなさす——徭役一應廢止の命令を發す——一八九二年問題全く解決す。

神は正義にして我等の悪行は必ず之を罰す、埃及政府が古のファラオ時代以來國民を統御する唯一の手段となしたる鞭撻を廢止するに當り、過去の罪業に報ひんとする神の刑罰は、次の如き形を取りて現れたり、元來埃及農民は彼等の耕地に水を得るにあらざれば其生活を支へ難く、之が爲めにはナイル河増水の際溝渠に堆積せし泥土を適當の時期に取り去る必要あり、彼等は既に數百年間年々之が爲めに呼び出されしが、元より自ら進んで浚渫せんとする念あるにあらず、之を拒めば直ちに鞭撻せらるゝ爲め已むなく命に慮せしものなれば、今や鞭撻廢止の事あるに及び、彼等は再び勞役に服せんとせざりき、サー・ロンドン・スコ。

トモンクローフは一八八五年一月十四日附を以て誌して曰く、工部省は種々の報告に基き、徭役制度が温和なる政治の下には不可能となりつゝ、あるを發見せり、農民は知事の求に應じて服役するを拒むも、今は之が強制の方法なし、事情斯くの如くなるが故に、運河の浚渫は到底完全に行はれ難しと、是に於てか鞭撻に依らざる運河浚渫の方法を案出する必要を生せしが、これ實に埃及に於ける英人行政家の解決を要する最初の難問題なりき、實に文明の歴史を受けて俄に政治上唯一の武器を奪ひ去られたる埃及政府が、今後如何にして其政治を繼續すべきかに就きては、實に稅政の最後の繼紹者たる埃及諸大臣が途方に暮れしのみならず、一層優越なる才能を有する者と雖も、多少當惑せざるを得ざりき、想ふに、マッソン卿が鞭撻禁止を勧告するに當りては、斯かる變行が人民を飢餓より救はんが爲めの一手段なりとは思ひ及ばざりしなるべく、此人道を目的とせし外交は、運河浚渫の困難の爲めに一大打撃を蒙るに墜れり、元來吾人は埃及農民を公役に服せしむることを *Corvee* なる佛語を以て言ひ表せども、此言葉は妥當にあらず、即ち亞利比亞語の *Corvee* は、強制的の助力の意味

にて、かの佛蘭西革命前に於て同國の農民に適用せられたる *Corvée* の如き、殘酷にして不法なる意味を含むものにあらざらん。然るに平素此佛語を使用したる英人は、不知不識の間に往時の佛蘭西農民の慘狀を聯想し、斯かる制度にも多少の長所あるを殆ど信じて得ざりき。

之を理論上より看れば、勞役を強制する制度は租税の一種として辯護するを得べし。殊に實際問題としては、地方により此制度を設くるは決して不當となすを得ず。即ち特殊の邦土に在りては、其政府が國民の一部より金錢を徵收するよりも寧ろ彼等に勞働を課するを以て、國家の利益となすが如きことなきにあらざらん。例へばかの和蘭の存立は、其人民の一部が堤防保全の爲めに力を致すに依るものなり。埃及に在りても、其盛衰は運河の定期浚渫と氾濫に對する適當なる措置とに依ると云ふを妨げず。

徭役制度の一般に非難すべからざるは、右に述べたる所に依りて明かなれども、此制度の著しき缺點は其公平に行はれ難きに在り。

埃及に於ける徭役の不公平は、十八世紀末の佛蘭西に於ける *Obligé* と類似せり。

サ・コリン・スコット・マンクリフの初めて此問題を研究するや、運河浚渫の爲めに要する勞力は、人口の八分の一をして年々三ヶ月間服役せしむれば足ることを見せり。而して彼は一八八五年一月十四日附を以て訪して曰く、右の人數は十分多く見積りしものなるに、實際を觀れば貧困なる地方の住民にして一層多數の比例を以て徵發せられ、百八十日の久しきに亙りて使役せらるゝ者多し。これ他方に於て農民の多數が徭役の義務を果さざるに由るなり。例へばガール州に於ては寺院の所有地一萬九千二十四エーカーにして、之を耕して衣食する者四千人に達し、若千名の大地主に屬する耕地八萬三千二百エーカーにして、之に依りて生活する者一萬七千なるが、是等の農民の中には一名も徭役に出る者なく、さればとて贖價金を納付する者もなしと。

繼に英佛協同干渉の時期に於て、徭役問題を解決せんとせしことありて、一八八一年一月廿五日のクーパーの命令は其結果として現れしものなるが、之に據れば埃及の住民は當然例外たるべき小數者を除き、總て徵發に應じて徭役に服する義務ありき。尤も或る場合には金錢を納付して徭役に代ふることを認めたり。

されど富者は従前の如く此規定を滑りて顧みざりしかば、此命令は殆ど何の甲斐もなかりき。

英軍埃及占領後の二年間は運河浚渫の爲めに多大の困難を成せしが、幸にして科學的智識の應用は撻からず人民の勞力を償ふを得たり、例へば工學上の工夫に依り、ナイル河の泥土の一部を耕地に流出せしめて、其運河内に堆積するを防ぎしが如し、サー・コリン・ニコト・モンクリフは一八八五年一月卅一日附を以て記して曰く、ウリアム・ウ・ル・コクス氏は増水の際少く水流を變ずることに依りて、昨年二米以上の浚渫を要せし溝渠を、今年は〇八米の浚渫を以て足ること、せり。ロス少佐は浚渫器を用ひてイスマール溝渠を浚渫するに、昨年は一萬五千磅を要せしが、本年は三千磅を出でざらんことを期せり。我等は又堰を造りて溝渠の水面を高くしつゝあれば、之に依りても浚渫の深さを減じ得べしと。

斯くて人力を要すること撻からず減じたれども、全然徭役を廢止するは勞動者を備ふべき經費を得るにあらざれば到底不可能なりき、而して其經費は溝渠の浚渫のみにて年額四十萬磅の見積なりしが、一八八五年の夏に至るまで、此金額

の半をも之を得る望なかりき、今少しく當時の財政に就きて陳ぶる所あらん、是より先一八八四年十一月、ノースブル、ク卿は年額四十五萬磅だけ地租を輕減せんことを建議せしが、英國政府は之を容れて豫算を作り、同年十二月六日附を以て之を列國に運送せり。此際列國の間には例に依り種々議論を試むる者出でたれども、結局大體に於て之を認むるに決し、其結果一八八五年七月廿七日のメライア命令となりて現れたり。

註 余は是に埃及には名實相副はざるもの勢からざるを述べたることありしが、今や財政上に其顯著なる一例を擧ぐるを得べし。右に述べたる豫算に據れば、埃及人民の負擔は年額四十五萬磅を減すべき善なりしに、意之を實施せんとするに當りては、輕減し得べき金額の豫定の三分の一に過ぎざるを認見せり。即ちサー・ニコト・モンクリフは、十月一日、次の如き事實を指摘せり。曰く、ドブソン總督の映撰觀の見積不足約十萬磅、歐人に對する課税の豫算に現れて固も未だ實施せられざるもの約十萬磅、地租の中額軍に計上せられて固も徴收不可能と看做すべきもの亦約十萬磅にして、總計三十萬磅の徴入不足を見るべく、之を四十五萬磅より差引ければ、明年度に於て實際輕減し得べき税額は十五萬磅に過ぎず。

右の如くにして、人民の負擔を輕減することは今や確定したれども、如何なる形

に依りて之を實現すべきかに就きては、尙考慮すべき餘地ありき、之に就きて列國は前年ノースマン、ク脚の建議せし如く地租を輕減せんとせしが、モーパーバシヤは英人顧問官等の賛助を得て、同時に徭役の一部を廢止せんとせり、その主旨に曰く、今や徭役の廢止は殆ど避くべからざる形勢なるが、之を實行する唯一の方法は、貨錢を以て人夫を雇ふに在り、而して之が爲めに新税を課するは、地租輕減の額を少くして、之に充當するの簡便なるに如かずと、斯くて埃及政府は列國に同文通牒を發して、四十五萬磅(此金額の曖昧なることに就きては説く所なし)の内二十五萬磅を徭役の一部廢止に用ひ、殘額を以て地租の輕減に充てんことを求めたり。

列國は此問題を探究すること六ヶ月の久しきに彌りしが、此時サー・コリン・スコット・モンクリフ等は、已に徭役廢止を實行しつゝありき、彼の一八八六年七月の報告に曰く、二十五萬磅の經費を支出せし結果は、百日間の徭役に服する人數も二十三萬四千五百五十三、最近三年間の平均より十萬二千五百七、即ち四割四分に減ずるを得たりと、即ち外交家が經費の支出に就きて議論を闘はせる間に、彼は

實際上問題を解決せんとせり、此事に就きて余はローマベリ一脚に其結果の最も良好なるを報告せしに、外務省も之に對して私に補足の書を表せり。

抑、農民が鞭撻に依りて徭役を強制せられざるに至りし以上、彼等をして無賃にて從順に服役せしめ難きは高目の齊しく認むる所にして、國債整理委員會も列國政府の陪間に對し、埃及政府の提案を認むべきを勸告したれば、列國が違からず之に同意すべきは、事乃當然のことと思はれたり、然るに實際は決して斯くの如くなる能はず問題は殆ど何時解決せらるべきとも見えざりき。

斯くて一時は、徭役制度を全然復舊して再び以前の野蠻なる政治に歸るか、然らずんば、破産の危険を冒して之が全廢に努むるか、二者其一を擇ぶの外なき有様なりき、其孰れを採るべきかは疑問なりしも、第一策を採りて徭役を復舊せんとする宣言を發すれば、一方列國をして人道に鑑みて議の反對を取消さしむると共に、他方英國政府を刺激して更に一臂の力を副へしむる望ありき、されば埃及政府は遂に徭役の復舊に決し、之に關する宣言を發せり、而して其結果果然大に英埃兩國の輿論を喚起し、佛國政府も今は坐視するを得ず、二週間の後我に通知

して工部省経費の全部を國債整理委員の管理に屬せしむべき條件の下に、僑役に關する経費を認めんとせり。されど此説は英國政府の賛同を得ざりし爲め、直ちに拒絶せられたり。

是に於てか形勢益々非にして、サー・コリンズ・スコット・モンクリフは自己の事業が事毎に反對を受くるを見て遂に辭表を呈出するに至れり(但し後之を撤回せり)。當時英人をして殊に失望せしめたるは、埃及人の無智にして國事に冷淡なることにて、スーバー・ペンヤを除きては、列國の委員會に埃及の財政を一任するの非を主張する者殆ど皆無なりき。加之中には英國の專權を忌みて寧ろ列國の委員を歓迎せんとする者すらありき。されど英人が已に僑役の廢止に着手したる以上、自ら之を成就せざれば、英國の體面に關すること大なるを以て、余等は遂に英國政府の援助を懇求するに決し、首をサウスベリー卿に致せしに、之に對して卿は次の如く回答し來れり。

「僑役廢止を中止するは、農民の幸福と一般の繁榮とに大打撃を與ふるものなれば、努めて之を避けざるべからず。貴官にして若し埃及政府を窮地より救ひ出す

べき方法に就きて舉示する所あらば、我政府は如何なる建議にても十分之を重視し、出來得る限りの好意を以て之を審議する決心なり」と。

爾來相互の間に數回交渉の後、英國政府は埃及政府より受くべきヌエズ運河條の利息を其借貸附して、之を僑役廢止の費用に充てしむることを諾するに至れり。而して之と共に埃及政府の發せし宣言は次の如し。

「曩に政府は僑役廢止の計畫を立て、列國の賛同を求めたれども、英國は之に對して一大修正を加へたれば、一時此計畫を拋棄するの已むなきに至れり。されど政府は僑役の廢止を以て國民の幸福と國運の發展とに缺くべからざる手段と認むるが故に、此點に就きて我と意見を齊しくせる英國政府と商議し、協定の結果遂に其目的を達するを得たり。されば本月六日の官報に掲載せる大臣會議の決議は之を取消し、工部大臣は目下延期中なる埃漢工事の契約を認可すべし」と。
蓋にダン・フアン卿の指導の下に發せられし訓令が、嘗の亂用に致命傷を與へし如く、此宣言は僑役制度の運命を定めしものにて、兩者共に埃及の政治に一大革新を與へしものなり。僑役廢止の完成は固より將來の事なれども、英國政府が之に

對する盡力を誓ひたる以上、其成否に關する疑念は全く消散するに至れり。マールパルクは之を多とし、余に次の如き書を送りて國民感謝の情を表せり。

「格役の廢止が國家の安寧幸福を増進する所以にして、我政府多年の希望なるは貴官の熟知せらるゝ所なり。今や貴國政府の援助を得て、其目的の一部を達し得たるは我國民の齊しく感謝する所にして、余は貴官が國民の謝意を貴國政府に傳へられんことを切望す」と。

埃及人の感謝は必ずしも常に熱烈ならず、從つて又水難せざれども、英國今回の好意は儘に彼等の肝銘に値するものなりき。況や彼等は感謝を外にして、報ふべき何物をも有せざるに於てをや。

英國が人道の爲めに貢獻したることは已に甚だ多けれども、今回の如く多大の障礙を排して農民を無給の勞働より救ひ出せし行爲は、其最も顯著なる一例となすを妨げず。

茲に格役制度全廢の曉には溝渠浚渫の爲めに約四十萬磅を要すべきを記せしが、今廿五萬磅の經費を費して得たる成績を觀るに、一八八三年經費支出前の服

役者二十萬二千六百五十人に比して、一八八六年は九萬五千九十三人に減じ、翌年は更に八萬七千二百二十人となり、即ち此制度全廢の爲めに要する先の豫算の正確なるべきを示したり。斯くて埃及政府は其目的を完成せんが爲め、更に此行經費十五萬磅を増加せんと欲し、列國の賛同を求めたり。此協商も亦運々として容易に抄らず、時には人をして少からず憤慨せしめしが、斯かる事は之を詳説する要なきのみならず、寧ろ全く忘却するを可とせん。唯茲に一言すべきは、時勢の推移と共に財政事情が著しく改善せられ、從つて此問題を解決する必要も、往時の如く切實に感せられざるに至りしことなり。

後一八九二年一月に至りて、マールパルクの死は、端なくも此問題の解決に機會を興ふることゝなれり。即ち新メイフェアの即位に際して、埃及政府は英人顧問官の懇願に因り、一般人民の利益となるべき方法に依りて、之を記念せんとせしが、恰も好し政府は最近五分利の特權附公債を三分五厘利のものに借換へし爲め、利子の支拂を著しく減じたれば、其一部を以て格役の廢止と鹽稅の四割減とを斷行せんとせり。而して化提案の列國の議に附せらるゝや、從來財政に關する總

ての提議に反対したる佛蘭西政府も、鹽稅の輕減に就きて反對するを好まざりしかば、一の條件を加へて之を容れんとせり。

舊に一八八四年の倫敦會議は、埃及在住の歐人にも亦埃及人と同じく職業稅を納付せしむべきを可決せしが、爾來久しく協商を重ねて後、遂に之に關して埃及在住者の全部に適用すべき法律を制定するを得たり、而して新ケアマー即位の時は、恰も此法律に基きて歐人に職業稅を課せんとせし際にて、歐人は固より之を喜ばざりき、されば佛蘭西政府は職業稅の廢止を條件として埃及政府の提案に同意せんとせり、之に對しては英埃兩國も亦深く争ふを好まざりしかば、遂に佛蘭との妥協成立し、職業稅を廢し、同時に鹽稅を減じ、且つ一般行政費の定額を増して舊役を全廢するに決せり。

願れば此改革は埃及が破産の苦境に陥りし時に始まり、八年に滿る外交上の軋機に備み、終に偶然の事變に因りて其局を結ぶことゝなれり、實にアムーン・シ・パレンは其死に因りて幾分國際間の不和を緩和し、以て古來此國に行はれたる惡制度を根絶せしめたるものなり。

以上述べし所はナイル河湖水の時期に於ける舊役に関するものなるが、其他ナイル河増水の時期に堤防を警戒して氾濫を防ぐことも、國民の安寧と幸福とに缺くべからざるが故に、之が遂行の爲めにも太古以來舊役制度を探り來れり、此時期の舊役を全廢するは今日に在りても未だ不可能なれども、之が爲めに使役する人数は、左程多からずして、尙年々減少しつゝあり。

第五十一章 賄賂

賄賂一般に行はるる一之を阻止せんとして採れる手段——英人官吏の承認——賄賂の減少。

最 近 埃 及

賄賂は東方諸國政府の痼疾とも稱すべきものにて、古來到る處に行はれたれども、其最も廣く行はれしはイスマーエルの治世中の埃及に若くものなかるべし。イスマーエルは其父祖より賄賂を以て固められたる政治制度を繼承し、自己の行爲に因りて益、此弊風を助長せり。彼は賄賂を以て最も有効なる制度と看做し、總ての人は皆一定の代價を以て購ひ得べきものとせり。詩人バイロン曾つて世を嘲りて曰く、人間を買ふは幾多き事にして、各人の心情の趨く所を察して巧に之に乗ずれば、何人も之を買ひて我物となすを得べし。英人の秋波、英雄の壯圖、適當なる地位等、總て皆一部の人士を買収するに足る。而して殊に多くの人々を買ひ得るものは資白なり。但し人々相應に各、其價ありて、十把一束には買ひ難しと。

賄 賂

イスマーエル・パレンは正しく此主義を實行せしものなるが、其臣下も亦謹みて其旨を奉じ、皆一方より收賄して他方に賄賂せり。上は高官のパレンより下は驢馬追の童子に至るまで、殆ど皆賣物にて、唯後者が頓狂なる聲にて旅客に一ニピアヌを強請するに反し、前者が斯かる補綴を以て他に援助を與へざるの差ありしのみ、請負師は先づ有利なる條件にて工事を契約せんとして大臣に賄賂し、次に工事の嚴密なる調査を免れんが爲め屬官に賄賂し、屬官は昇進せんとして上官に賄賂し、地主は己が所有地に多量の水を得んとして技師に賄賂し、キーマは原告被告の兩者より收賄して大抵金額の多き者に勝利を與へ、政府の測量師は地主より收賄して測量に手加減を加へ、村のシークは賄賂者に舊税と兵役との義務を免じたり、其他警官の取調を受けし者は何等疾しき所なくとも、後難を恐れず之に賄賂し、鐵道旅客は切符を買ふよりも車掌又は改札者に、パケン、レンを與ふるを以て、一層經濟的なるを發見せり。右に述べしは賄賂中の比較的簡單なるものにて、中には一の目的を達する爲めに二重の賄賂を要することも珍しからざり。例へば知事に対して款項する者は、之が爲めに賄賂するに先ち、知事の空腹

なる従者等に贈賄して取次を依頼するを必要とせり、事情斯くの如くなりしを以て、當時の埃及に在りては各人の要求は如何に正當なるものにて、賄賂に依らざれば滿し能はざるものと看做されたり。

斯くの如き腐敗の極に達せる社會に、一層健全なる思想を注入する事の一朝一夕の業にあらざるは、初めより明かなりき、抑、文明國に於て賄賂を防止する一の重要なる武器は社會の制裁にして、之が爲めに贈賄者並に收賄者の受くる苦痛は、種々なる法律の制裁よりも一層激烈なるを常とす。然るに往時の埃及社會には斯かる制裁なく、輿論は賄賂の授受を目して恕すべき犯罪となしたれば、此弊風を一洗せんとして俄に取締規則の如きものを制定するは、殆ど無益の事なりき。されど賄賂授受の誘惑を減すべき行政上の手段を執り、一方に於て賄賂の効力を減ずると共に、他方に於て犯罪者の發見を容易くするは不可能にあらざりしかば、英佛協同干渉時代より漸次此手段を探り、近年に至りて著しく完備せり。今之を數項に分ちて説明せん。

第一、會計並に會計検査に就きて適當なる制度を設けしことは、官金竊取を防ぐ

爲めに甚だ有効なりき。則ち總ての支出には證書を要し、官吏は、自己の取扱ひたる金錢に就きて、詳細なる説明を要求せられたれば、官金は最早魔術の如く消滅することなきに至れり。

されど會計官と會計検査官とのみの力を以て、官吏の腐敗を防ぎ得べしとなすは、誤れるの甚しきものにて、彼等の注意を惹かずして私利を謀る方法は數ふるに違ひらざりき。今此一例を舉ぐれば、曾つて一人の高級官吏が政府より委託を受けて官有地を賣却するに當り、之に接續せる己が所有地をも賣却せることありしが、後者は前者に比して遙も優る所なかりしに拘らず、其賣價には著しき相違ありき。即ち此官吏は政府より特殊の信任を受けて官有地を賣却せしに拘らず、國庫に入るべき金額の勘からざる部分を着服せしなり。斯くの如き惡事は政府の賣下げし土地の時價が實際の賣價に比して高價なるを知れる者にあらざれば發見し得ざる所にして、會計検査制度の完備のみにては到底防止するを得ざるなり。

第二、俸給支拂の時期を誤らざること、下級官吏の多數に増俸せしこと、は、官

吏をして收賄の誘惑を免れしむるに與つて力ありき。政府が其官吏に十分なる俸給を與へず、殊にイヌモール・パレヤの治世中の如く、數ヶ月に彌りて給與を停止すること屬なるに於ては、官吏が不正なる方法に依りて其收入を得んと企つるは、誠に避け難き傾向と云ふべし。

第三、政府の工事、並に政府の需用品の供給に對して入札制度を探りしは、從來最も大規模に行はれたる賄賂の授受に大打撃を與へたり。

第四、司法制度を改革し、判事の人選に重きを置き、尙其行動に對する監督を嚴にせしことは、著しく法廷を廓清せり。

第五、舊役の大部分の廢止と其殘部の整理とに因り、農民をして之を免れんが爲め村のレークに賄賂する必要なからしめたり。

第六、適當なる徵兵制度の組織も亦腐敗の一源泉を枯渴せしめたり。

第七、智徳兼備の英人の行動が腐敗を抑制するに與つて力ありしは、恐らくは他の如何なる方法にも、優りしものあらん。埃及人は英人官吏の清廉を認め、彼等に對しては殆ど賄賂を企つる者なかりき。

以上述べたる諸種の手段が大に腐敗を防遏したる結果、今や大規模の賄賂は全く其跡を絶ち、殊に埃及の中央政府部内の大部分と裁判所とに於ては、殆ど隨處を耳にせざるに至れり。今日猶十分廓清の實を擧げ得ざるは、工部省の一部と地方政廳となるが、此所にては往時の如きことなきは、云ふまでもなし。尤も現時如何なる程度まで此弊風の殘存せるかを確むるは到底不可能の事なり。何となれば一方に於て人民は高級官吏の熱心なる獎勵に拘らず、概して不法の收斂に就きて訴ふるを好まざると共に、他方に於て腐敗せる埃及官吏は其犯罪甚だ巧妙にして、巧に其非行を隱蔽すればなり。斯く清職官吏の檢舉の甚しく困難なることを思へば、此國に賄賂の跡を絶つは、恐らくは近き將來に於て之を豫期するを得ざるべし。されど今日の如く賄賂の授受少き時代が、此國の歴史に於て未曾有なる一事は、僅に英人の成功と云ふを妨げず。

以上述べ來りたる鞭撻の禁止、舊役の廢止、腐敗の廓清の三事業は、英人干渉の最初の結果なるが、是等の事業に就きて英人官吏の盡力が斯かる顯著なる成功を

收めたる所以のものは、主として彼等の活動が列國の束縛を受けざりしに出るなり。尤も権役廢止に就きては初め之が爲りに苦みたれども、激烈なる奮闘の後、幸にして其目的を達するを得たり。埃及改革の歴史を精細に吟味すれば、其成功は概して埃及政府英人干渉の下に在るの活動の自由に正比例し、斯かる自由なき方面の改革は、失敗にわらずんば不満足なる成功に止まりしを見るべし。

第五十二章 歐洲人の特典

特典の起源——土耳其埃及間の相違——特典の適用——歐洲人の特典は何の爲めに存在するか——英人の地位の變則——一般的解決に對して得ること——成少の變化——規定を制定する權利——歐陸法——職權法——立法機關を創設せんとする建議——列國協同主義。

埃及在住歐人がキャピタル・レーンに由りて得たる種々の特典に就き、専門的議論を試むるは、今其必要を見ず、是等の特典の内には條約の文面に明記せられたるものと、單に慣習に基き、從つて其詳細に就き断えず、議論を見るものとありて、問題は甚だ錯雜なり。元來キャピタル・レーンに該當する東方の文字の意義は、皇帝の特に誓へる特典にて、東羅馬帝國時代より今の土耳其朝に亘るまで代々の皇帝が、其領土内に住して不動産を所有せんとする歐人に與へしものなり。土耳其帝が普通の條約に依らずして、所謂特典なる名義を以て歐人に權利を與へし所以は、コーランの教義を信奉せる回教徒としては、基督教徒を對等に取扱ふを得ざりしが爲めなり。則ち彼等は基督教徒が改宗するか若くは己れに貢を獻するに

至らざる限り、到底之と和睦すべからざるものとせしを以て、之と條約を結ぶが如きは神を畏れざる行爲として、絶對的に回避すべき事とせり。斯くて彼等は、回教徒の支配者が特別の利益を以て基督教徒に特典を興ふて、ふ想像的事實を口實として、權利に準すべきものを歐人に與へしなり。想ふに回教徒は彼等の前述なる信仰の内に政治衰頹の種子を含み、是等の特典の附與が彼等の政治組織を覆すに至るべきを夢想せざりしならん。されど新月旗が十字架族の前に其勢力を失墜するや、歐人は從順なる特典の享有者より變じて傲然たる權利の主張者となり、今日に至るまで斷えず回教徒の政治並に社會制度の基礎を動搖せしめつゝあるなり。

キヤビナレレンの與へたる權利、若くは之より派生せる權利は、埃及と土耳其國の他の地方とに於て著しき相違あるを見る。これ並し土耳其政府が歐人の侵入に注意し、且つ之に對して比較的有力なる抵抗を興へたるに反し、ケプ、コープは之に對する警戒を怠り、條約の認めざる幾多の特典を、多年の慣習に由りて、不動の權利となさざるを得ざりしを以てなり。而してケプ、コープは屢その不注意の結果

を後悔したれども、抗議を申込む力なくして其儘放任入るか、若くは奢侈の結果たる窮乏に對する一時的の救を得んとして、好んで國家の權利を割讓せり。斯くて土耳其國中近時特に強國の干渉の下に立ち、従つて特典の必要最も少く、同時に其濫用の弊を蒙ること特に甚しき土地に於て、特典最も多く、其濫用殊に著しきものあり。

今特典の濫用より起る奇怪なる現象に就きて此例を舉ぐれば、密輸入者は税關官吏の面前にて法律の禁止せる輸入品を運搬するも、直接何等の處置を受くることなく、其他賭博場の持主、不純なる飲料の販賣者、服品の買取人、藥の代りに毒を賣る藥劑師等も亦埃及官憲より何等の干渉を蒙らざるなり。これ彼等が自國の法律に對する犯罪行爲を自國の官憲に依りて認められざる限り、何等の束縛を受けずして其職業に従事する權利を有するを以てなり。斯くの如く惡漢を保護して國內に害毒を流さしむるは一見人道に反するが如きも、少くとも過去の埃及に在りては其間に已み難き事情なきにわらざりき。元來正常なる目的の爲めに不徳の人を保護するは、此例に乏しからざる事にて、曾つて我英國民が不評

判なるウルクスの事に就きて審問せしむるも必ずしも彼に同情したるにあらざ、寧ろ政治上の自由を得んが爲めなりき。其他ハイマーストリン脚のドン・パレンツ、コ事件の取扱も亦之と趣を同じくす。今埃及にても歐人が此弊害ある特典の拋棄を欲せざりしは、之に依りて他の不都合なる弊害を防護しつゝありと信せしを以てなり。即ち埃及の税関官吏が烟草又はハレンシニ大麻より製する原料の密輸入船を臨検するは正當の事なるが如きも、彼等が正當なる貿易に従事せる船舶を臨検し、法律の精神を顧みずして其船長に無限の煩累を成せしむるが如き虞も亦決して之なしと謂ふを得ざりき。巡査が賭博場に臨みて此不名譽なる取引を抑止する権利を有するは異論なきに似たれども、彼等が歐人の人格其他の事情を辨別する能力なき官憲の指揮の下に、未だ會つて花札若くは骰子筒を手に入しことなき者の家に亂入する危険も亦之なきを保すべくもあらざりき。因に云ふ、歐人が東方官吏の其家宅に踏み込むを拒み得るは、重要なる特典の一なり。不注意なる裁判師が其顧客に毒藥を與ふるが如きは、一般公衆の爲め衷心に堪へざる所なれども、斯かる過失を犯さざる者まで營業上不必要なる煩累を蒙るは

甚だ所由なきこととして、之が保證を欲するも亦自然の要求なりき。此種の事例は殆ど枚舉に遑むらざる程にて、キヒナ、レーン、變更の議ある毎に、相對する兩派は常に同一の議論を繰返せり。即ち一方に於て埃及人側は、特典の濫用が埃及の進歩を妨ぐるること大なるを訴へ、之に對して歐人側は、其同胞の特典の減少を許すに先ちて、權力の濫用に對する保證を必要とせり。尤も歐人中政治上の偏見なき者が、弊害を除き改革の歩武を進むることに助力せんと欲したるは事實なれども、彼等も亦東方の司法並に行政に對しては甚しく不信用なりしを以て、終身に埃及側の請を容れざりしなり。而して其要求する所の保證は屢、過重に失し、殊に列國協同政治の擴張に終るべき形式を常としたれば、埃及政府は之を許す能はず。徒に紛擾を重ね、而も何の得る所なくして終るの外なかりき。英人は埃及改革の事を企つるに方り、自己が他の歐洲諸國民と共に享有せる特權に由りて断えず苦みたり。中には、列國に對して、純然たる埃及人政治の時代よりも一層活動の自由を得んことを要求すべしと主張せる者ありしも、占領の當否に在りては、此議論は英人の味方すら多く之を顧みざりき。殊に英人の敵は之

を嘲笑して曰く、今汝は此所に在れども、汝は永く留まる権利なし、汝の特別なる勢力が果して權力濫用に對する有効なる保證たり得るや否やは我等の疑ふ所なるが、假に一步を譲りて之を確實なりとするも、汝が約を履みて此國を退去せし時には、此保證を如何にせんとするか、加之汝は巧智を以て我等を出し抜きたる競争者なれば、此事案を助けんが爲めに我等の權利を拋棄するが如きは嘗つて忍ぶべからざる事なり、されば我等は純粹なる埃及人の政府に對して讓歩する事ありとも、汝の干渉せる政府に對しては斷じて之をなさざるべしと、次に英人の味方の意見は、右に述べたるものと其推理の経路を異にすれども、其結論に至りては全然之を同うせり、彼等は曰く、汝若し永く埃及に留まりて其政治に廣るの企圖を宣言せば、我等は之を以て權力濫用に對する有効なる保證となし、特典の拋棄に同意すべし、されど占領の一時的なる事は汝の屬、宣言しつゝある所なれば、我等は暴政に對する永久の保證を求むる能はざるを如何せん、と、此議論は謂ふまでもなく至當の事にて、英國政府自身と雖之に賛同するの外なかりき、斯くて英國政府は一方に於て將來埃及人の權力濫用を防がん爲め、特典

繼續の必要を感ずること屬なりしと共に、他方に於て改革の事に廣れる英人よりは、英國の朝野が深き興味を懐ける改革の事業を抄らせんが爲め、特典の廢止に就きて盡力せん事を迫られたり、英國政府が斯かる奇異なる位置に立つに至りしは、アンジロ・サクソン人種の矛盾性の表現と認められざるにあらず、而して斯かる特質が必ずしも非難すべきにあらざるは曾つてモンローバートが英人に對し、「英人が論理學の奴隷にあらざるは彼等の幸福なりて、興味ある議論を興へしを見て、思案に過ぎん、されど余は我國の政策の實行を命せられし不肖なる代表者として、屢此政策が今少し論理的ならん事を希はざるを得ざりき、斯かる事情の下に多年執り得べき唯一の方法は、大體に於て全然此問題の解決を試みざるに在りき、實に英國政府が永く埃及統治の責任を負ふ覺悟あるにあらずんば、住民全部の法律上の取扱を同一にするは、實に不可能なりしのみならず、必ずしも望ましき事にあらざりき、歐洲文明の埃及に輸入せらるゝと共に、幾多の厭ふべき寄生物の附隨し來るを見るは、吾人の苦痛に堪へざる所なれども、埃及は曾つて歐洲的政治の下に立つ事なくして、今や龜を歐洲に採り開化せん

とするものなれば、幾多の祝福と共に文明の弊害の入り来るは誠に避くべからざる趨勢と謂ふべし、今姑らく根本的改革を妨げたる實際的並に政治的困難を忘れ、國運の大勢を遠視すれば、文明の祝福が之に伴ふ弊害の比にあらざるを認むるに難からず、殊に忘るべからざるは、埃及の繁榮が歐人に特典を與へたる事實に負ふ所甚だ多き一事なり、何となれば斯かる繁榮は多數の歐人が埃及政府の横暴なる處置に對する生命財産の保證を得て、盛に有利なる事業に資本を放下したるにあらざれば、到底見るべからざる現象なればなり。

概して謂へば、歐人特典の問題は一九〇四年までは一八八二年時代と略同様な情態に在りき、されど今少しく詳細に立入りて觀察すれば、英人が埃及問題の解決に着手したる頃存在せし最も弊害多き二三の特典に就きては、之を緩和せんが爲め多少の改革を實行したるを見るべし。

過去並に現在に於ける埃及の政治制度の主要なる缺點は、總ての住民に有効なる法律を制定する立法機關の缺如せるに在り、曾つてエーバーハレンは、適當なる裁判所の絶無なる事が、司法上の混亂を惹起したりと言ひしが、至高なる立法部

の缺けたることも亦立法的混亂を惹起したり、古來立法組織の宜しきを得ざる國家甚だ多しと雖、埃及の如く著しく文明の途に進みたる今日に在りても、殆ど立法制度と謂ふべきものなき國家は未だ此例を見ず。

外交に依る立法制度が、大體に於て依然として存在し、國政を阻止すると甚だ大なる間にも、幸にして埃及政府は多大の勞苦の後、小なれども而も蔑視すべからざる立法的の権能を得、幾分立法上の無能力に伴ふ災禍を軽減するを得たり。

此革新を實行したるは、エーバーハレンにて、彼は刑事裁判權、歐人に對する課稅權の如き重要な問題以外、彼の所謂住民の日常生活に關する事柄に就きての立法の分野ありて、必ずしも輕視すべきにあらざるを指示せり、元來提防並に溝渠の維持、飲酒店並に娛樂場の建設、武器を携ふる權利と云ふが如き無數の小問題は、歐洲に在りては通常立法部附屬の委員の制定せる規定に依りて處分せらるるものなるが、埃及在住の歐人が斯かる事柄に就きて埃及政府の發布せる規定に如何なる程度まで服従せざるべからざるかは、從來屢起りたる問題なり、之に就きても列國は種々議論を圖はせしが、終に斯かる事柄に關しては全然埃及政

府に立法の権利を興ふることに同意せり。但し其草案が法律の効力を得るに先ちて、各混合裁判所の總會の承認を経べきを條件となし、尙景等の附則を犯したる場合に課すべき刑罰は、一磅の料料若くは一週間の禁錮を越ゆべからざることをせり。以上の改革に關するケアンブの命令は、一八八九年一月三十一日に發布せられしが、これ實に埃及人が立法上の獨立に向つて第一歩を進めしものとして記念すべき文書なり。

此制度は理論上明かに多少の反對を受くべきものなり。何となれば裁判官が自ら適用する法律を作るは常規を逸せるものなればなり。されど埃及に在りては立法の任に堪ふる者は誰にても之を捉へ來る必要ありたれば立法と司法との混同に關する反對説に多くの注意を拂ふの餘地なかりき。況や裁判官の組織せる立法機關手近に存在して、直ちに之を利用し得たるに於てをや。右に述べし一八八九年一月三十一日の命令は、結局從來列國協同の下に在りたる立法の一部を混合裁判所の判事の手に移せしものなるが、此制度の下にて種々有益なる規定の發布を見たり。一例を擧ぐれば埃及政府は農業地に於ける酒類殊に有害物

を混じたる酒類の販賣者を取締り得ることとなり、彼等が周圍の農民を墮落せしむるを多少防遏し得るに至れり。

歐人の特典に對する他の改革は納税に關するものなり。抑英人埃及占領の初めに當りては、家屋税と職業税とは埃及人にのみ之を課せしが、歐人が是等の課税を免れたるは、彼等が之を納むるを好まずと謂ふの外殆ど何等の理由なかりき。彼等は外交官の援助を得て此特典を永く繼續せしが、其事の不當なるは萬人の齊しく認むる所なりしかば、埃及政府は列國に訴ふるに之に就きて適當の處置を執らんことを以てせり。斯くて列國は一八八五年三月十七日に至りて、英國政府の例に倣ひ、埃及在住の歐人をして埃及人と同等の租税を負担せしむべきを認め、之に關する宣言書に關印せり。此宣言書の關印前後には例に依り卑劣にして煩しき爭論起り、歐人に家屋税を納附せしむるケアンブの命令は、一八八六年四月十五日に始めて發布せられたり。職業税に就きては、列國の宣言書關印の際、之に必要なる法律の草案を直ちに研究することとなりたれども、所謂直ちになる語は、外交上の語法にては左程短日月を意味せずして、此問題に關するケアンブ

テ命令の發布せられしは、爾來六年を経過したる一八九一年三月八日のことなりき。而して此法律が佛國政府より(協役に關する協商の際其廢止を提議せし時未だ實施を見ざりしは第五十章に於て之を述べたり。當時佛國政府が此租稅の廢止を主張するに就きては、二個の有力なる論據ありき。其第一は、右の命令の發布に先ちて多年の調査を経たるに拘らず、法文の詳細に涉りて幾多の缺點ありしことにて、第二は、東方諸國に於ける直接稅が、其稅額を定め又は之を徵收する官吏の不良なる爲め、常に多大の弊害を伴ふと云ふに在りき。之に對して埃及政府と其英人顧問官とは、内外人に通じて此稅を全廢すれば、彼等多年の奮闘に由りて恢復したる權利、財政上の事項に關して歐人と埃及人とを平等に取扱ふの權利を全うし得るを思ひ、既得の勝利を以て満足するに決し、一八九二年一月廿八日のケアノーフ命令を以て此稅を廢止せり。

之を要するに埃及に於ける英人干渉の效果にして、歐人の特典に關係あるもの次の如し。

第一、埃及人は其立法的獨立に向つて幾分の歩武を進むるを得たり。

第二、歐人と埃及人とは納稅に關して同等の取扱を受くることとなれり。

一八九〇四年英佛協約の關印と共に、キャピタルレーンに關する問題は新なる光明に接するを得、革新の光景を以て輝くに至れり。即ち此問題に就きては、見當違ひの議論を交へずして、問題其者の可否を論じ得ることとなれり。

本書の主要なる目的が、現在世の注意を惹ける問題を論ずるよりも、寧ろ過去の歴史を記述するに在るは既に述べし所なり。されば茲にても此方針に従ひ、キャピタルレーンの現状を變更する方法に就きての議論に耽らざるべし。余は一八九〇五年の年報に於て此問題に就きて論じ、翌年の年報には歐人に有効なる法律を發布し得る立法機關の創設に關して、大體の計畫を公にせり。試に一九〇六年の論文の結論を引用すれば次の如し。

余は紙面のみを飾りて實地に活用し得ざる憲法を制定する危險を熟知す。これ會つて、マンチン卿が立法會議の創設に對する提案を作るに當りて、最も警戒せし所なるが、余も亦此危險を避けんとして全力を盡したり。余の冀ふ所は、假令變則を免れずして理論上幾多の缺點を有すとも、全體に於て埃及政治界

の現實の要求に適合する制度を案出するに在り。余は殊に埃及の現状に鑑み、パ
 ーラの所謂株式買収法を制定する危険を避けんと欲し、此目的を助くべき
 種々の要素の利用に腐心せり。余は決して自ら成功せりとなすものにあらず
 れども、此提案が將來の討議に對する基礎を作り、其缺點の訂正と共に完全な
 るものとなり得るを信するなり。

多くの事は真に埃及の輿論を指導せる人々の意見に依りて決せらるべし。余
 は埃及人に對しては次の如く言はんとす。曰く、諸君が此國の進歩を妨ぐるや、
 ビナ・レーレンの一部の廢止に就きて屢訴ふる所あるは、正當なる要求と認む
 べきものなり。而して將來之を實現し得る唯一の方法は、余が梗概を示したる
 ものに基きて計畫を立つるに在り。更に移住したる歐人に向つては次の如
 く言はんとす。曰く、暴虐なる政治の再現を防護せんことを希望する點に於て、
 余は諸君と毫も異る所なし。諸君が現時享有する權利並に特典を重視するは
 固より當然の事なれども、改革は一方に於て之を奪ひ去ると共に、他方に於て
 其効力を齊しくして而も遂に反對少き形式に於て再び之を許可するものな

り。加之諸君に對する現今の法律は、歐洲政治界の形勢の影響を蒙ること多く、
 又假令列國の政府が常に諸君の利益を謀るとするも、世界各地に於ける十五
 の首府にて採用したる説は、到底當地の要求に適合するを得ず。されば諸君が
 是等の關係より離れて、諸君自身の法律を作り得るに至れば、これ實に無上の
 特典にあらずや。元來一の社會に其内部の事件を處理する權利を與ふること
 が特典の破産と看做さるゝが如きは、矛盾國に於て始めて認むべき現象なり
 と。

此問題に就きて歩武を進むるに先ち、余は埃及在住歐人の有力者に、次の如き
 質問を發せんと欲す。曰く、諸君は總ての進歩を阻碍する舊式の政治制度を支
 持せんことを願ふや、或は寧ろ此制度の改革を助けて、國內の變化せる事情に
 適應せしめ、以て此國の基礎を固めんことを欲するかと。

余は今此問題の等閑に附せられざらんことに就きて熱心なる希望を表せば足
 る實に現時の埃及に於て最も必要なる改革は、歐人に適用すべき法律を發布し
 得る方法を案出するにあり。此事の成らざる限り、多くの方面の進歩は甚しく阻

得せられざるを得ず尙歐人に對する刑事上の裁判を、領事の手より混合裁判所に移すが如きは此計畫も一部の人士の賛成あり左程重大なる問題にあらざるが故に之を以て直ちに時勢の要求に應じ得たりとするは甚しき誤解なり即ち必要なる大改革は司法にあらざして立法に在るなり。

夫れ不法なる特權の廢止は近代に於ける世界的事業の一部なり。歐洲に在りては此事業は殆ど完成したれば來るべき時代は民主政治が破壞を能めて建設に従事する時期なるべし如何なる結果に到達すべきかは今假に之を豫言するを得ざるも之に反し未開なる東方諸國は今常に特權破壞の時代にて特權の享有者が歐人たると同國人たるとに拘らず其廢止は一般國民の勝利なり而して東方政治の建設的時代は何遠き將來に屬し埃及其他の東方諸國に於ける宗教的狂熱と無信仰舊時代の專制主義と近時の共和主義とが一大齟齬上に在りて種種なる方面より種々なる強度の打撃を受け結局如何なる形狀を呈するに至るべきかは今之を豫言するを得ず實に斯かる奇異なる混合物の發生に伴ひて起

るべき現象を目撃するは吾人の子孫にあらざれば能はざる所なり。顧れば埃及政府は英人指導の下に歐人の特權の一部を破壊したれども其主要なる部分に對しては未だ斧鉞を加ふるを得ずして今も猶從前の如き不自由を感ずること多し而して其然る所以のものは列國協同的政治組織の之を妨ぐるものあるを以てなり。

本著にして若し列國協同政治の根本的缺點を明かにし得ずんば殆ど著述の目的を達せざるものなり。但し之を注意するに當り余は努めて誤解を防がざるべからず先づ列國の代表者に依れる行政を非難するは決して行政部内に種々の國民を僱聘せざらんことを希望するにわらず余の斥けんとするは埃及に於て常に見るが如く行政官が實際外國政府に依りて任命せられ就任後事實上外國政府の代表者となる如き制度を指すものなり。埃及政府が歐洲各國民より自由に其官吏を擇ぶば當に不可なきのみならず此制度の採用は少からざる利益を齎らすものなり。即ち此制度は歐人官吏が全然職務上の能力に依りて擇ばるゝ事、並に彼等が本國政府の關係を離れ全然埃及政府の爲めに盡す事に對して、一

の有効なる保證を供給するものなり、右の如き事實は司法官の備聘に際して一層其然るを見るが故に、埃及の法廷に於ける歐人判事は將來も尙諸國の臣民中より任命せらるべきなり。

次に立法に關しては、一層歐洲各國民を重視するも可なり、何となれば埃及は實際上諸人種混合の國家なるが故に、若し眞に民意を代表する立法機關を設けんとせば、其性質は寧ろ諸人種連合的なるを至當とすればなり。

右に述ぶる如くにして余の斥けんと欲するは、各國政府の意圖を代表せる人々を埃及の政治に參與せしむる制度を指すものなり、尤も斯かる制度も、列國の利己的感情が熱烈ならずして、純粹なる埃及國內の問題に他の地方に於ける利害の關係を持込むが如きことなくば、或は圓滑に實施せらるゝを得ん、パーク膏て曰く、眞の政治の原理は、道徳の原理の擴大なるものなり、而して余は現今に於ても將來に於ても、是以外の原理を認めざるべしと、實に英國政治家の有力なる一派は、此主義を熱心に保持せんとせり、ブライト曰く、二八七七年、余は道徳上の眞理と經世上の眞理とを分離するを欲せずと、惟ふに斯かる高尚なる主義を評

するに、輕蔑の言辭を以てせんとする者は恐らくは稀なるべし、余は右に對して全然同意を表するのみならず、余自身永き外交的生涯の間、全力を盡して此主義に固着せんと努めたり、されど吾人は理想を高むると共に、其適用は吾人の取扱ふ事實に應せしめざるべからず、列國の人民と政府とが、國家的道徳と個人的道徳とを全然合一せしめんと努めつゝ、あるを想像するは大なる誤なり、レジャー氏も言へる如く、政治を道徳より分離せしむるは最も不幸のことなれども、實際社會に於て兩者の全然一致するが如きことは、決して之なかるべし、之を要するに列國協同主義は、其外觀に於て統治權の不變と諸人種に對する公正なる取扱とを裝ふに拘らず、實際は政治上の利己主義、住民の權利の無視、並に埃及に於ては其發達の原因たる英國の勢力に對する妨礙となるを常とせり。

第五十三章 財政

第一回の國庫破産—第二回破産の危険—破産の脱走—改革時代—財政の復
債—租税の軽減—歳入の増大—歳出—一八八八年の財政の刷新—農民の買
債—土地の分配—財政問題の重要なる意義。

カーライル曰く、破産は壯大なる出来事なり(中略)破産は詳細に立入れば甚だ殘
酷なれども、大體に於ては常に正義に協へるものなり。假令虚偽が地に限り天を
蔽ふとも、破産は一朝にして之を拂ひ去り、世の迷を消散せしむべしと。

埃及に於ても破産は幾多の賈物を破壊し、多くの泡沫を消散せしめ、殊にかの虚
偽の本尊たるイスマーエル・パシを彼の到達したる高地位より牽き卸して、曾つて
彼の崇拜者たりし浮浪の徒の之を蹂躪するに任じたり。尙破産は其避くべから
ざる結果を認めんと欲せざる人々を容赦なく朋伏せしめ、終に埃及内閣をして、
一時スーメンを拋棄するの得策なるを悟るに至らしめたり。其他破産が多年虚
偽の政治を以て蔽はれたる此國に對して與へし利害は、殆ど枚舉に違わらず。
埃及政府が負債償却の不能を宣告せしは、一八七九年即ち英軍埃及占領に先つ

こと三年なりき。之に就きては翌一八八〇年に一度債權者との相談纏まりたる
が、後アラビの反亂とスーメンの騷擾とにより、國庫は再び破産の危険に瀕しつ
つありき。されど一八七八年より七九年に互る財政上の混亂と、一八八二年より
八三年に互るものとの間には、次の如き區別の存在せしを見る。即ち其第一の時
期に在りては、埃及の前途を憂ふる者總て破産の宣告を希望せり。何となれば之
に依りて實際の事情を明白にするにあらざれば善後策を講ずるを得ざりしを
以てなり。然るに第二の時期に在りては、破産を宣告するは埃及人並に埃及に對
する同情者の齊しく憂慮する所なりき。何となれば此際破産に對する善後策と
しては、必ずや列國協同政治を見るに至るべく、其結果は破産を宣告せざるにも
優る困難を伴ふべきを以てなり。されば此時期に於ては、埃及政府は「ルナー卿
の所謂破産に對する脱走を試むる必要ありき」。

此脱走は多年の苦心を要し、一時は形勢險惡なりしが、最後の結果は完全なる勝
利なりき。即ち一八八八年までは人をして常に危懼の念を懐かしめられたれども、爾
來勝利は確實となれり。

埃及政府と英人顧問官とは、國庫が破産の危険に瀕する間は、其注意を如何にして收支相償はしむべきかの一點に集中したれば、財政上の改革に就きて十分なる計畫を立てる能はざりき、殊に政治上の改革の歳出増加を要するものは、實際凡ゆる改革は經費を要したり、全然之を見合すの外なかりき、されど財政の基礎確實となるに及び、尤於茲に一變せり。

埃及國庫が剩餘金を有するに至るや、利害の關係ある總ての方面より、多年忍び來りし苦痛を軽減せんことを訴へたり、即ち地方の人民は農産物の價額の下落を指摘して、地租の餘りに高率なるを訴へ、都市の住民は入市品稅苛酷に就きて訴へ、都鄙を通じては法外なる鹽の價格を引下げんことを迫り、家畜の所有者は羊又は山羊の一疋づつに就きて租稅を徵せらるゝ理由を尋ね、市場に於ける販賣者は官吏が其物品を衡るに當り國庫に納むべき手数料の外自己の爲めにも之を徵するを詰り、其他甲は、鐵道郵便、電信の料金が他國に比して著しく高價なるを論じ、乙は橋上の人が通行稅を拂はざるに橋下のボートが之を徵收せらるるを不公平とせり。

然るに他方に於て熱心なる官吏は、各、自己の省内の行政を改良せんが爲め、國庫に對して經費を請求し來れり、即ち軍人はメービンの接近より起れる國境の危險を描出して軍備の擴張を請求し、警察官は匪徒逮捕の爲めに巡査の増員を要求し、法律家は刑事に十分なる供給を與ふるにあらざれば、司法制度の純潔を保つ能はざるを訴へ、教育家は文部省の經費を増加するにあらざれば、歐人官吏の代りに埃及人を以てせんとする政策の實行の不可能なるを指摘し、尙軍人、警官、法律家、典獄、學校長等皆多大の經費を要する家屋の建築を請求せり、其他醫學の大家は、病院建設を迫り、且つ衛生情態の改良を圖らざれば、此事業の完成には殆ど無限の經費を要す、流行病に對する保證を得べからざるを主張し、技師は灌漑事業の擴張、排水工事の完成、道路並に鐵道の増設を圖らざるを以て、國富を増進するの途を知らざるものと論せり、右の如き大規模の要求に伴ひて、各種の小問題に就きての建言も、亦頻に提出せられたり、其一二の例を擧ぐれば、甲は曰く、俳優の一團が冬期カイロに來らば、埃及に多額の金錢を消費する漫遊者を樂ましむるを得べし、而して之を實行せんが爲めには、政府の補助金に俟たざるべか

らす。乙は曰く、現時英國が實際埃及を支配せる時に當り、此國古代の記念物を保護する爲めに今一層の注意を拂はざるは、文明國民として甚だ耻づべきことにあらずやと、丙は曰く、多期の漫遊客がヒッポドの見物に赴くに當りて、皇后エゼーの來遊以來約廿年間何等の修繕を加へざる道路を通過して、馬車の動搖に苦まば、彼等は歐洲に歸りて如何なる報告をなすべきかと、實に埃及の財政情態の大體に就きて明瞭なる智識を有せざる幾多の人は、各自己の關係したる特殊の問題に對して注意を惹かんと欲し、多少不平の語氣を帯びて要求を提出せししたり。

斯かる事情の下に在りては、財政指導の責任者は多大の警戒を以て進む必要ありき、歐洲文明を全國に普及するに就きては、早晩文明の凡ゆる附屬物例へば裁判所と刑事病院、學校、未丁年犯罪者の感化院等を輸入すべきは勿論なれども、此國が多年奮闘の後續に破産の淵より脱れ出でたる際なるを思へば、斯かる設備を整ふる爲めに再び財政上の困難に陥るが如きは、最も警戒を要する點なりき、種々の問題の緩急を決するは、甚だ困難なれども、政府の見る所に據れば、民衆の

負擔を減ずるは最大の急務にして、病人の爲めに心地良き病院を設け、罪人の爲めに刑罰學の新原理に依りて獄舎を建築し、青年の爲めに諸種の學校を設け、訴訟者の爲めに忠實にして有爲なる多數の判事を任命し、若くは是等の判事をし、て適當なる家屋内にて執務せしむるが如きは、第二又は第三の急務なりき、換すれば政府は先づ經濟上の救助より始めて、次に政治の改革に及ぼすを以て適當の順序と認めたり、されば政府は其主力を租稅輕減に關する調査に獻げ、各省の經費は當分を増加せざることをせり。

余は英人埃及占領後の財政史を詳述する必要を見ず、唯租稅輕減の狀況を説くを以て足れりとせん、先づ直接稅に就きて言へば、年額殆ど二百萬磅を輕減せり、間接稅に就ては鹽稅此稅の徵收は貧民に對して非常なる苦痛を與へたり、入市品稅、ナイル河の橋稅並に關稅、河船稅、海の釣船稅は全然之を廢止せり、其他土地賣買の登記稅は、五分より二分に減じ、石炭、液體燃料、木炭、薪、木材、石油、家畜、肉類の關稅は八分より四分に減じ、煙草稅、渡船稅、郵稅、電報料、汽車賃等も亦著しく之を輕減せり、因に曰ふ、河川の漁業には以前煩雜なる制限を設けしが、今や之を全廢

せり。租税軽減の唯一の例外は烟草税にして、一ヤロシツァムに付き十四ピアスより二十ピアスに増加せり。要するに現時の埃及住民の負擔は、毫も過重にあらざると云ふを妨げず、唯課税に不公平あるは未だ免れざる所にして、都會の住民は今もなほ至當なる租税を負擔せざる弊あり、而して此缺點を除き得ざるは、他の場合に屢見るが如く、キヒナレレンが改革を妨ぐるに因るなり。

右に述べし如く幾多の税目を廢止若くは軽減したれども、國運發展の結果、歳入は二十三年間に、八百九十三萬五千埃及磅一八八三年より千五百三十三萬七千埃及磅一九〇六年に増加せり。歳出も亦同より増加したれども、此額は努めて之を制限せり、即ち一八八三年度に八百五十五萬四千磅なりしもの、一九〇六年に千二百三十九萬三千磅に増加せしのみ。

次に述ぶる三事實は、英人が埃及の財政整理に膺りたる結果の一般に就きて、讀者に明白なる概念を興へ得るならん。

第一、一八八八年までの財政が、年々缺損を見るか、若くは多大の困難を以て繰に

收支相償ひたるに反し、一八八九年より一九〇六年に至る十八年間に埃及國庫の總剩餘金は、二千七百五十萬磅以上に達せり。

第二、一八八七年より一九〇六年に至る廿年間に於て、鐵道敷設、溝渠開鑿、官衙造營等に對する臨時費として、千九百三十萬三千埃及磅を支出せしが、此巨額の内借入れし金額は三百六十一萬埃及磅に止まり、其餘は總て歳入の内より支出せり。加之一九〇六年末に於ては、國債整理委員の掌中に在る積立金は三百五萬埃及磅を算し、埃及政府の積立金は一千百五萬五千埃及磅に達したり、但し後者の内二百三十五萬三千埃及磅は、當時事業の資本として支出することとなり居れり、即ち兩積立金合計一千四百十萬五千埃及磅も、亦年々の歳入より生み出されしなり。

第三、一八八三年には、國債の元金九千六百四十五萬七千磅にして、利息並に減債基金の定額、四百二十六萬八千磅に達せり、爾後漸に國債の元金に附加せしものは、擔保附公債の發行額九百四十二萬四千磅、土木事業と、恩給並にケアプアの歳費との爲めに借入れし金額四百八十八萬二千磅、一八九〇年國債兌換の際増加

したる元金三百九十萬四千磅にして合計千八百二十一萬磅なり。次に國債の元金を減せしものに就きて二三を擧ぐれば、一八八三年に九百萬九千磅に達せるメイヤ公債は今や全部償還せられ、當時八百二十五萬磅なりしドノーン公債は百三十一萬六千磅に減じ、擔保附公債も百六十五萬九千磅を減じたり。其他の國債も年々其額を減じ、一九〇六年十二月廿八日の計算に據れば國債の總額八千七百四十一萬六千磅納稅者の負擔に歸する利息並に減債基金の定額三百三十六萬八千磅にして、之を二十三年前に比すれば、國債の總額に於て九百四萬一千磅を減じ、利息と減債基金との定額に於て九千萬磅を減じたり。

以上の事實は埃及住民をして、往時の壓制的亡國的政治制度より免れて、健全なる財政制度の下に立つに至らしめたることを證明するものなり。彼等が之に由りて各方面に獲得したる利益を説明するは、紙面の許さざる所なれば、余は最も重要な一事を説くに止めん。

メソポタミアは一八八三年に次の如く誌せり。曰く、農民が其土地の邊からざる部分を負債の擔保となせるは、此國に於ける最も困難なる社會問題の一なり。是等

の土地が現所有者の手を離れて、外人債權者の掌中に歸する傾向は、明かに之を認むるを得し。

メソポタミアは進んで此問題の重大なる所以を説明して曰く、國內の不動産が大規模を以て外人の掌中に收めらるゝに至らば、必ずや土地所有問題に關する危機メソポタミアは之に加ふるに、政治上の危機なる文字を以てするを得たるべし。を避け得ざるべく、斯くの如きは債權者債務者政府の孰れに取りても、同様に不幸なるべしと、抑、土地の兼併は、孰れの國に在りても好ましからざる現象なるが、埃及に於ては特に此事なきを祈らざるを得ず。現時此國は人口左程稠密ならざるが故に、地主と小作人との間に困難なる葛藤を見ざれども、將來人口増加して耕地の増加之に伴はざるに至らば、他の諸國(殊に印度と愛國に於て見たる如き大紛擾を惹起する虞あり、而して此紛争にして早晩避くべからずとせば、今の時に當り努めて小地主消滅の原因を排除し、以て紛擾の時機を遅延せしむると共に、其災害を輕からしめざるべからず。

此政策は實に經濟上重要なるのみならず、純然たる政治上の立場より觀るも實

しく重大なる意義を有す、實に埃及人をして將来自治の能力を發揮せしめんとする希望を破壞するものは、恐らくは小地主の消滅に如くものなかるべし、況や之に代るべき大地主の多數が歐人なるに於てをや。

過去に於ける埃及國財政の大要は、列國協同干渉の事實さへ認識すれば、實は左程複雑なるものにわらずして、且つ一度之を了解すれば、甚だ興味ある問題なりき。嘗てメルナー卿が、此不思議なる國には一として平凡なることなしと言ひたるは至當の言にして、財政問題も、剩餘と缺損との二語の差は、實に次の如き相違を意味するものなりき。(一)農民が彼等の生命の維持に必要な資料の外、其收穫の總てを徵收せらるゝか、將た彼等に相應なる田圃的慰安を享け得るか、(二)彼等が永久憐むべき泥屋に住せざるべからざるか、將た其住家を改良すべき餘裕を作り出し得べきか、(三)彼等が適當なる時期に於て、其耕地に水の供給を受け得るか、(四)訴訟に際し、法律の規定を適用する判事の判決を受け得るか、將た無學にして眼中賄賂の外なき人々の意の儘に裁決せられざるべからざるか、(五)病氣に罹りたる場合に、整頓せる病院に入り得べきか、將た彼等の犬又は驢馬の如く

殆ど何等醫術の助を受け得ざるべきか、(六)彼等の子女に有益なる智識を授くる學校の設立を見るか、將た教育の事業がローン中の一小部分を半ば無意義に墮落せる在來の教師に一任せらるゝか、(七)彼等の内精神に異常ある者が整頓せる癲狂院にて適當なる取扱を受くるか、將た領を以て養がれ、猛獸の如く取扱はるゝか、(八)彼等が旅行又は通信をなすに當り、適當なる代價を以て鐵道、郵便、電信を利用し得るか、將た禁止に等しき高價を拂はしめらるゝか、之を要するに一千萬の埃及農民が、其勞働に對する適當の報酬として、彼等の物心兩方面の改良に數歩を進むる機會を得るか、否やは、主として政府の設計に於ける剩餘と缺損との差に依りて決せられしなり。

英埃兩國の政治家が、破産を防遏し、缺損を轉じて剩餘となし、租税を輕くし、歳入を増し、亂費を制し、斯くて埃及の財政上の信用を英佛兩國に次々に至らしめたるは、主として彼等の財政が忠實を旨としたること、並に土地の豊饒と人民の勤勉とが能く此忠實に報ひたることに因るものなるが、之が結果は實に農民の幸福を増進せしのみならず、殆ど一切の改革を遂行せしむることゝなれり、惟ふに

斯かる目覺ましき變化が、僅々二十餘年間に實現せられたるは恐らくは他國に其例を見ざる所ならんか。

第五十四章 灌溉

天然の恩恵——フエラ・イオー時代の事業——土耳其人の無頓着——英人の指導に因る
發達——神農の計畫——灌溉の原因——運送せられたる實定の史料——國際的障礙の
會辦——百八十萬噸の公債——實験の援助——事業の重要なる意義

古代の某著述家の言に曰く、吾人は神意と運命とを論ずるに當り、人事並に天然に於て、神が斯くの如くなし、世なきは、一層好都合なりしならんと思ふと蓋だ多し。例へば埃及の如きも、其本土に多量の降雨ありて、遠くイレオピアの地より水を仰ぐ必要なからんことを望ましければ、今日に於て例を埃及に取りて神意と天命とを論せんとする者は益し絶無ならん。實に太古以來有名にしてカイロ、ロメナル等の詩題となりし埃及の豐饒は、主として其土地が直接の降雨を受けず、阿弗利加の中央より流れ来る多量の河水によりて穰さるゝに因るものなり。加之世界廣しと雖、埃及の農業家の如く、氣候不順に伴ふ災害を免るゝ者なかるべし。固よりナイルの水量も、年によりて必ずしも一定せず、従來は氾濫若くは旱魃に苦むこともありたれども、これ寧ろ人力を盡さざりしに因るものなり。即

ち他の地方が空中より供給せらるゝ水量を増減し得ざるに反し、埃及にてはナイール河の水量を加減して、氾濫又は旱魃の災害の大部分を避け得るなり。實に天然は此國人に對して次の如く云ふものゝ如し。曰く、余は汝に土地の耕作に最も都合好き事情を與ふ。即ち氣候温暖水量潤深にして、土地が年々其生産力を恢復するに就きても、殆ど汝の勢力に俟つ所なし。汝のなすべきは余が汝に與へたる恩恵を利用するにあるのみと。

埃及の住民は如何に此恩恵を利用せしか。埃及文明の初期にありては、彼等は之が爲めに大に努力せり。ロッセ大佐曰く、古代の埃及人中には、卓越せる工學家ありしと明かなり。而して史書に、某々の王が其永き光彩ある治世中に大工事を完成せしとある場合には、必ずや主權者より高事を一任せられたる天才的工學家の續出せしものと認めざるべからずと。

是に由りて觀れば、フーラオー等は治水の爲めにあらん限りの手腕を揮ひしものゝ如し。然るに近代に至り、土耳其人が國內の主權を握るや、彼等は殆ど之が爲めに努力せず。其冷淡は歳月の経過と共に益甚しかりき。されば天然は此冷遇を

憤りて其恩恵を極度に減少し、天然法の無親を嗣したり。ロッセ大佐は一八八二年以前の灌溉の概況を次の如く記述せり。

二八八二年に至るまで、埃及の灌溉事業が年を邁うて荒廢に歸したるは疑ふべき餘地なし。技師はあれども眞に治水の術を知らず。播種の成績は益々不良となり、排水渠は放棄せられ若くは不用となり、溝渠は天然の川と變じて、其水面はナイールの水量と共に昇降せり。中略。種々の原因より埃及人の能力は著しく低下して、近代學術の援助を借らざれば、幾多の溝渠を如何ともなし。能はざるに至れり。中略。工事に對して後日修繕を加へざることを、此事ハハメド教團に普通なり」と。播種制度の存在とは、埃及人技師の技倆を拙劣ならしむるに與つて力ありき。

治水の事は英人の手腕を揮ふべき大事業なりしが、彼等は之に従事して名譽の月桂冠を得たり。問題の重要なるを思ひ、且つムルナー卿の所謂埃及に於ける灌溉事業の救済が我同胞に依りて果されたる名譽を顧れば、稍詳細に此問題を説明せんとする誘致に罹らざるを得ず。されど一方に於て本書の紙数を制限する必要あり、且つ此問題に就きては既にムルナー卿が其著作中に遺憾なく説明し

たれば、余は今多くを言はざるべし、讀者若し氏の著書中の一葉、水との奮闘を讀まば、(一)夏季の埃及は赫々たる阿弗利加の太陽大地を焦し、吹き来る南風も熱氣を帯び、人も家畜も共に情氣滿々たること、(二)ナイール河の水量増加し始むるや、遂に萬物蘇生の感あること、(三)水量が亞利比亞人の所謂死の使の程度を越ゆるや、否やに就きての懸念此程度を越えざれば、旱魃の爲め飢饉に陥るなり、(四)水量が此度を越え反つて收穫を失はずやとの懸念、五増水期の経過と農作物の發生とに伴ふ全國の景氣恢復等の狀況が、最も巧妙に記載せられたるを見ん、ムルナー卿は又此天然力を制御し利用せんが爲めに、英人技師の願したる用意と警戒と不撓の精神とに就きて説明せり、彼等は時には不足の水量を最も能く利用せんが爲めに、其技師を揮ひ、時には氾濫を防がんが爲めに警戒を嚴にせり、彼等は堰(佛人技師の創設に係るものなり)を修繕し、新渠を鑿ち、殊に上都埃及に種々の設備を施して、ナイール河増水期に於ける給水の量を増加し、往時の如く下層人民の利益を無視せずして、總ての耕地に交代に灌水せり、尙灌溉と共に排水の設備も漸次に完備し、英人技師の事に勝ること未だ十年ならずして、綿の收穫は三倍に

達し、砂糖の收穫は三倍を越え、國內は是等の産物を市場に運搬せんが爲め、耕地道路と輕便鐵道とを以て縱横に貫かるゝに至れり。

英人技師の埃及の爲めに貢獻したる所は斯くも多大なれども、其事業は未だ完成に至らず、即ち國內の耕作に適する地面を總て利用せんが爲めには、約四百萬立方メートルの貯水を要すべき見積なるに對し、遂にアスーファンに開鑿したる大池は百萬立方メートルの水を湛ふるに止まり、現に従事しつゝある擴張工事完成の曉にも二百二十五萬立方メートル以上を容るゝ能はず、これ以外の供給を如何にして得べきかに就ては現時未だ決定を見ざるも、サーウヰリアム・ガイスタンの一九〇四年三月に公にせし報告は、之に對する大體の設計を示せるものとして最も參考に供すべきなり、惟ふに今後十五年乃至二十年間に、埃及並にスーダンの灌溉事業の爲めに、約二千萬鎊を支出するは最も適當の處置ならんか。

治水の術がナイールの全流域に亘りて遺憾なく施されたる曉には、人類此所にては英人が天然の恩恵を完全に利用したることを誇り得べし、灌溉局の事業は之を今日までの成績に就て看るも實に驚くべき成功にして、故

府の他の事業中之に匹敵するもの恐らくは絶無ならん、此現象は何處に其原因を求むべきか。

第一に擧げざるべからざるは、英人技師の品性と技能となり、元來政府は彼等の人選に就きて嚴密なる注意を拂ひ、殊に其高級技師は之を治水事業の發達せる印度より招聘せり、而して是等の人々は印度に於ける經驗を基礎として、埃及の灌溉に關する諸問題を研究し、十分事實を了解して後始めて意見を提出するを常とせり、されば余の知れる限り、彼等は未だ曾つて著しき失錯に陥らざりき、されど彼等の懐ける非凡の技倆も、外界の事情が彼等の活動を援助するにあらざれば、竟に施すに所なかりしなるべし。

外界の事情の第一として擧ぐべきは、工部省が他の諸省に比して列國協同主義の煩累を蒙ること比較的少かりし事なり、但し妨害を事とする外交家の一團は埃及の政治機關の全部に亘りて、巧に障礙物を置き、たれば、英人技師の活動が之に因りて妨げられたること、固より絶無にあらざり、例へば列國協同主義は此國に奇怪なる財政制度を課し、多年國債の借換より起る利益を差押へて、英人技師

に提供すべき資金を制限せり、占領の初期にありては埃及經營の基礎たる兩頭政治は工部省の中心にも行はれしが、メソポタミア脚は一八八三年に記して曰く、現時の灌溉事業は賢明なる指導を缺き監督も亦不行届を免れず、中略、埃及の地理は印度に於ける灌溉を要する諸地方に酷似するが故に、智識を印度に求むるは最も適切なる處置なり」と、斯く灌溉の大業が全然英人の經營に屬する必要切なりし爲め、工部省の兩頭政治は久しからずして、率に之を廢止するを得たり、爾來英人技師は、灌溉工事に就き自ら設計を立て、之を實行する自由を得、列國の鼻息を窺ふ不便を免れたり、即ち彼等は太平洋又は印度洋に於ける英國の政策が柏林又は巴里にて歓迎せられしや否やを顧慮することなくして、清渠の開鑿を決するを得たり、斯く彼等の活動の比較的自由なりしことは、消極的の利益にはあれど、其事業の成功に與つて大に力ありき。

尙他の點に於て英人技師は幸福なりき、彼等の卓越せる専門的技倆も、其堅實なる設計も、資金を得れば何の用をもなさざる次第なるが資金は固より潤澤と云ふを得ざりしも、率にして著しき缺乏を感ずることなかりき、一八八四年、倫敦

に於て、埃及の財政に關する會議を開くや、埃及政府は濫費事業の改良に費する爲め百萬磅の借用を建議せり。初め此建議は多大の反對を受け、聰明なる英國の先覺すら其可否に就きて或ふ所なきを得ざりき。彼等謂へらく、埃及は今や過度の負債に因りて、國家存亡の危機に瀕せるものなり。然るに更に其國債を増加するは、十分なる好意を以て觀るも、竟に冒險的企圖たるを免れずと。實に國債の爲めに仆れんとする國を救ふ最良の方法が、更に其額を増すにありとなすは、一見甚しき矛盾の如くなりき。されど他の一派は一層埃及の將來に望を屬し、此大膽なる政策に賛成し、激烈なる論戰の後、遂に勝利を得たり。斯くて濫費事業費百萬磅はアレキサンドリア債金の支拂等の爲めに借入るゝ公債の内に加ふることるなれり。後一八九〇年に至りて工部省は更に八十萬磅を濫費と排水との爲めに使用するを得たり。

余は一八九一年の報告中に、濫費に因りて増加したる此國の生産力に就きて説明し、最後に次の如き文字を附加せ、

「右の事實は七年前に採られたる國債増加の政策の妥當なりしを證するものな

り。余は此事實が無謀なる借金に對する口實として引用せられざらんことを祈るものなれども、而も多大の富源を包蔵せる國家が破産に瀕する場合に、其負債を増加して反つて支拂能力を恢復し得る事あるは記憶すべき事實なり。而して斯かる場合に最も留意すべきは、新に借入れたる資金を果して巧に利用し得るや否やにあり。埃及にありては右の百八十萬磅の支出が、何物にも優りて現時の築築に貢獻したること余の公言して憚らざる所なり。實に濫費の改良に因りて埃及國庫の支拂能力を確實にしたるにあらざれば、此國の精神的並に物質的進歩に對する眞面目なる努力は到底之を望み得ざりしなり。

英人技師の事に當るや、未だ幾許ならずして其功績は一般埃及人の認むる所となり。其事業は埃及の輿論の援助を受くるに至れり。實に彼等の埃及人に與へたる恩恵は、最も英人を惜み其事業を疑ふ者と、曠之を認めざるを得ざりき。農民は英人の指導の下に實行せられたる諸般の改革に就ては、其意氣と効果とを認め得ざりしものあらんも、彼等が水の價値を認むるは、北方諸國民の想像し難はざる所なれば如何なる離間中傷の彼等を破はさんとするものあるも、自己の獨斷

を夢にも想はざる程多量に興へたる人の恩恵は無視するを得ざりき。ドン・ソマン曰く、人は若しき経験に迷ふまでは水の眞價を知らずと、之を政治家の眼より觀れば、英人技師がナイルの水を治めて能く之を利用し、不知不諱の間に民心を收攬したる効果は、彼等の庸らしたる物質的利益にも増して偉大なるものありしならん。彼等は香饅頭にして精確なる判断力を缺ける埃及農民をして、高利貸と不良酒類の販賣とのみが歐洲文明の産物にあらざる事を悟らしめたり。即ち彼等は東方人をして西方人のなす所に借を借くに至らしめしなり。されば彼等の此事業は實に英埃兩國民のみならず、廣く他の諸國に於ける東西兩人類の感謝に値するものなり。殊にアルゼー、ナムス、印度等の支配者が間接に受くる好影響は決して尠しとせざるべし。

第五十五章 軍隊

軍隊の解散(一八八二年) 埃及軍隊の歴史—メヘマット・アリのシリア遠征—イスマイル・パシャ—アビシニア遠征—アル・ムル・ケビーア—英人を降伏とせる埃及軍を組織するに決す—馬人軍—此軍隊の戦闘力—軍隊改組の成功せし所以

文官の事業より轉じて武官の事業を觀るに當りては、恰も外交上の複雑にして警戒を要する辭令を聞きし耳にて、俄に練兵場の快活なる號令を聞くが如き感あり。アル・ムル・ケビーアの戦後先づ考慮を要したるは埃及軍隊の處分なりしが、英埃兩國政府の顧問官たる軍人は、彼等一流の良識なる論議を以て此問題に答へて曰く、現時見るが如き埃及軍隊は實に無益なるのみならず、寧ろ國家に危害を及ぼす者なり。即ち彼等は毫も實戰の用をなさずして徒に騷擾を惹起するのみ。斯かる軍隊は宜しく之を解散して新軍隊を組織すべしと。當時政府も又此説を可とし、一八八二年九月十九日、即ちアル・ムル・ケビーアの戦後六日にして、次の如き簡單なる命令を官報に掲載せり。

「ケビーアは軍隊の叛亂に鑑み之を解散す。メヘマット・アリ、」

此解散と共に起り来る問題は、新に組織すべき軍隊は、何所より其兵員を募集すべきか、最近軍人として甚だ不成績なりし農民は、果して之を良好なる軍人となし得べきかにありしが、之に對して確信を以て、農民用ふべしと答ふるは、當時に於て殆ど不可能なりき。されど埃及の過去の歴史は、アル・ムル・カヒーアに於ける埃及軍隊の行動を以て、直ちに農民の用ふべからざることを充分なる證明となすを得ざらしむるものありき。

埃及農民兵の多少用ふるに足ることを最初に證明したる人として、一般に認めらるゝは、メ・メト・アリなりとす。即ち彼が農民兵を用ひて、土耳其軍をシリアより撃退したるは、彼の軍事行政の成功として認めらるゝ所なり。駐其以前に埃及を支配したる外來の征服者は、己が政權を維持せん爲め、自國の軍隊及び他地方よりの傭兵を輸入し、埃及農民に軍事的能力を養ふ機會を與へざりき。尤もメ・メト・アリは初めより農民を信用して之を用ひたるにあらず。初め彼はワハビュに對する最初の遠征、一八一一年—一八八年並に又ビヤとセンナールとの遠征、一八二〇年—二二三年に際しては傭兵を用ひたり。後一八二二年より二四年の頃多數

の軍隊を要し、之をアル・バハアン並にサーケレアンの内より募るを得ざるに及びても、彼はスーダン人を招致して之を利用せんとせり。されど徵集に應じて來れるスーダン人は、温帯地方の風土に慣れざりし爲め、其内より幾多の病死者を出せしかば、彼は遂に其計畫を變更して埃及農民に依るに至りしなり。

抑、埃及農民の特色は身體強健にして忍耐方に富むことなるが、其召されて軍隊に入るや、幾許もなく柔順にして規律ある兵士となれり。斯くて一八二四年には是等の兵士の一大隊は亞刺比亞に、他の一大隊はセンナールに派遣せられ、外に四大隊は有名なるイブラヒム・パシヤの指揮の下にモレアの地に向へり。後第一シリア戦争に際して、埃及軍隊は各隊共に最も壓制的なる方法に依りて徵集されたる多數の農民兵を交へしが、彼等は克く土耳其軍を破り、向ふ所敵なかりき。當時若し歐洲よりの干渉なかりせば、イブラヒム・パシヤはロシアの戦後、必ずや破竹の勢を以てコンスタンティノールに進軍せしならん。尙一八三九年に於ける第二シリア戦争の際にも、埃及軍はネズアの地に土耳其軍を破りたり。

斯く戦争の経過のみを述べれば、埃及農民は精良なる軍隊を組織し得るものゝ

如くなれども、之に就きては説明を加ふべき點甚しとせず、先づ注意すべきは此戦争に従事したる軍隊の中に、甚からざる外國人を含みしことなり。埃及の陸海軍の兵員は、コエアの戦の以前には二十七萬七千にして、内十三萬は常備軍なり。キクローペーの説に據る、是等の常備軍中歩兵の大部分は名義上埃及農民を以て組織したるものなるが、その徵集法を見るも、隊中に甚からざる異分子を含みたること疑を容れず、殊に將校の全部と下士との多數とは、土耳其人、アルバニア人の如き埃及人以外の人種に屬したり、傳ふる處に據れば、イブラヒム・パシヤの亞利比亞に於ける經驗に因り、埃及人は軍曹以上に登用せざる規定なりしと云ふ。歩兵以外の兵種に就きては正確に知り得されども、當時の兵士の英人埃及占領後に生存せし者の語る處に據れば、騎兵の過半は土耳其人若くはサーケレンアンにして、砲兵隊に於ける是等の兵種の數は一層多かりしと云ふ。之に就きて注意すべきは、一八二六年、土耳其帝マームードが近衛兵の虐殺を命じたる時、その難を免れし者の多數が埃及に逃れて、遂に新軍隊に編入せられしことなり。則ちイブラヒム・パシヤは、其レタア遠征中、山地の種族並にペグーイン族より兵を募りて、其

軍隊を増加せしことありき、要するに彼の率たる軍隊は純粹なる國民的軍隊にあらずして、將校並に下士は勿論、兵卒の内にも少からざる外國人を含みしこと明かなり。

次に注意すべきは、當時の土耳其軍隊の情態なりとす。蓋に土耳其帝は、其近衛隊を解散せしが(一八六二年)爾來此國には訓練ある軍隊を見ず、殊にナポリの戦並に之に次げる露土戦(一八二八年—九年)以後は、其武力益々衰頹せり。さればマームードがイブラヒムに對して軍を送るに當りては、漸に募集せる國志なき兵士を以てし、其將校は有爲の士に乏しく、司令官は殊に不適任の人ありき。斯かる軍隊に比すれば、有爲なる佛人將校に依りて歐洲式訓練を受けし埃及兵は、遂に組織あり秩序ある軍隊にして、殊に其内には、マレア、亞利比亞其他の地に於て實戰の經驗を有せる部隊も、甚からざりき。況や之を率ゐたるイブラヒム・パシヤが精力と手腕と先見の明とを兼ねたる天才的武將なりしに於てをや、さればレタア戦争の結果を以て直ちに埃及人の戰鬥力を測るべき標準となすは、餘に輕率且つ大膽なる推論にして、畢竟埃及軍の成功は、良將の率ゐたる訓練ある軍隊は、假

令兵數に於て敵に劣るとも訓練なき軍隊に對して必ず勝利を得ることを證明したるに過ぎず、曩に戰を埃及に奉じたる米國人ウ、ラ、ム、メイは埃及軍隊の歴史を研究して曰く、コマア並に其他の地に於けるイブラヒムの成功は彼自身の力に歸すべきものにして、埃及農民が軍人として適當なる性質を有せしが爲めにあらざると、其後アハス一世の時に埃及人がネア、ドより遷はれしと、並にツハバイト州が其獨立を恢復せしことは、此説の正確なるを證するものと謂ふべし。アハス一世の後を嗣ぎしサイド、パンヤは初め此軍隊を用ひしかど、後其大部分を解散せり、斯くて一八六三年の頃には此人員僅に三千人にして、實力も亦甚だ薄弱なりき。

イスマーイルの位に即くに當りて彼の先づ注意したるは此國の兵力を増加するにありしが、彼は農民兵の戰士としての價值を信せしものゝ如し、例へば初めて農民兵より將校を拔擢したるサイド、パンヤは之を大尉以上に昇進せしめざりしが、イスマーイル、パンヤは此規定に對して重大なる冒險的改革を加へ、之を大佐以下に任命することを許可せり。

イスマーイル、パンヤの軍隊の眞價を試むる最初の機會は一八七四年、ゲ、リ、フ、アの叛亂に際して到來せり。此叛亂はゴルドン將軍に依りて鎮壓せられしが、將軍は埃及軍隊を無視し、主として土人の軍隊を使用せり。將軍記して曰く、埃及軍は將校兵卒共に戰を怯る、彼等は行軍に長じ能く、缺乏に堪ふれども、之を外にしては何等取るべき點あるを認めず、(中略)余は是等の埃及人將校を用ふるを得ず、彼等には何等稱讃すべき性質なし、余は黑人を愛す、是等の黑人こそ埃及の爲りに多少の貢獻をなし得べき唯一の軍人なれし。

次に一八七六年のアレクサンドリア遠征に於ても、埃及軍は屢多大の損害を受けて敗北せり、メイ氏は是等の戰況を批評して曰く、埃及軍には指揮に統一なく、部隊の間に連絡なし、此原因は(一)兵士が戰爭に對して興味を有せざること、(二)一般に良將校の缺乏並に訓練の不足、(三)公平なる賞罰の行はれざること等に歸すべしと、埃及軍隊のイスマーイル治世中の敗北が右に述べし所に止まるは、之を外にして著しき戰爭に参加せざりしが爲りなり、イスマーイルが其治世の晩年に軍隊を解散せしは、彼が初めに之を組織したるに比して一層賢明なる措置と云ふべし、尙

彼の誇きたる禍が後に至りて、叛亂の實を結ひ累を其子に及ぼしたることは、前巻に於て之を述べしが、以下此叛亂に於ける埃及軍の行動に就きて少しく批評を加へん。

凡そ軍隊が叛亂を企つるに當りて、其戦闘力の多少減少するは事ろ當然のことにて、吾人は通常軍隊の戦闘力と軍人の服従心とを殆ど分つべからざるものとなすなり。されど此戦闘力減少の程度は叛亂の原因並に其當時の事情に因りて著しき相違あるを常とす。例へば一八五七年、印度に於て爆發したる叛亂は、兵卒が其將校に對して起せしものなれば、彼等は平素絶對的に服従したる指揮者を失ひ、自己に取りて甚だ不利益なる事情の下に活動せざるを得ざりき。然るにアラビの役は將校が其部下の兵卒を率ゐてアラブに反抗せしことなれば、軍隊は事實上完全なる一團體として活動せしものなり。固より少數の土耳其人並にキリゲレンの將校の之に加はらざりしは事實なれども、實に此叛亂は先づ彼等を當の敵としたり、彼等の不在は軍隊の活動を不便ならしむるが如きことなかりしのみならず、一方より觀れば斯かる異分子の消失は事ろ埃及人の指揮せ

る埃及軍隊の戦闘力を發揮するに好都合なりき。加之當時叛徒は國民の排外思想を刺戟する愛國主義の勢力を代表し、一方に於て回教徒の爲めに基督教徒と戦ひ、他方に於て國民の爲めに土耳其埃及族のパンヤと戦はんとしたるものなれば、彼等は勇を鼓して奮闘せざるべからざる位置に立てり。殊に彼等の占據したるアル・エル・ケヒリアは守備軍に取りては此上もなき要害の地にて、其兵數も亦攻撃軍に倍したれば、此一戦は彼等の功名をなすに無上の好機會なりき。然るに兩軍一度砲火を交ふるや、埃及軍は僅に二十分の後二千以上の死者を獲して潰走せり。之に對して英軍は較板を前進して正面攻撃を試みたるに拘らず、僅に四百五十九人の死傷を出したるのみ。是に由りて觀れば、アラビの軍隊はドイツ人の有名なる句にある如く、平和の時には國民の重荷たり、戦時にありては護國の實力なき土民兵に過ぎずと評せざるを得ず。

歐洲諸國民は此戦争の結果を見て驚愕せり、而して英國に敵意を懐ける批評家は、アラビが實際の勝利を占めたるを論ずる餘地なきを見て、英國が其金力に依りて勝利を得たりとの想像を逞うし以て自ら懣めたり。

其後ヌーメンに於ける戦争はアル・エル・ケビーアの経験を一層確實にせり。即ち埃及兵は到る處ダービッシュ兵の爲めに掃蕩せられたり。以上はダフニング卿とその軍事顧問官とが一八八二年に於て參考に供したる歴史的事實なるが、彼等は是に由りて一の避くべからざる結論に到達せり。曰く、全然埃及人の指揮の下にある埃及軍隊は事ろ之なきに如かずと、されどダフニング卿はアル・バユアン、サー・ケレンアン、其他地中海岸の浮浪人を雇ひて、之を兵籍に入れんとする説を斥け、軍隊は今後も主として埃及人を以て組織すべしとの方針を確立せり。彼曰く、埃及は曾つてマメルルクス(埃及往時の騎兵隊)並に之に類する幾多の軍隊らしき軍隊を有したるにわらずやと、但し之を率ふる將校は英國より招聘することとせり。即ち卿の所謂新時代の新精神が英國より招ける將校と下士訓練係との助力に依り、埃及農民を有爲の軍人となし得るや否やに就きて試験的手段を採ることとせり。

新軍隊を組織するに當り、其指揮官にはサー・エメリン・ウッドを任命し、彼の後を承けしはグリーンフ、ル卿にて、後キナナー卿、サー・レヤナルド・ウングート等、順次此職

を圖げり、各大隊の幹部はアッロの軍隊の殘存者中より選抜したる將校並に下士を以て之に充て、兵卒は直接村落より徵集せり。

英人將校は多大の勤勉と忍耐とを以て賄賂其他の政治的社會的癩疾と斷えず奮闘しつゝ、軍事行政機關の各部に根本的改革を加へ、農民兵をして次の如き事實を了解せしむる必要ありき。(一)訓練は壓制的ならずして而も嚴格なるを得ること、(二)彼等の兵籍にある期間は法律の規定を越えざること、(三)彼等は規定の給料と食物とを受くること、(四)給料の下附は不都合なる行爲なき限り停止せられざること、(五)彼等は將校より殘酷なる取扱を受けざること、(六)彼等の不平は公平に取調べらるること、(七)彼等の犯罪も亦公平に吟味せられ、其性質に従て適當なる處罰を受くること是なり。率にして英國軍人の高尚なる品性と、軍事行政上の技術とは、僅く百難を排して此重任を全くし、農民兵をして、上官の命令は總て暴逆なるものなりとの觀念を拋棄せしむるに要れり。實に英人將校が成就したる國民の精神的改革は、彼等の顯著なる行政上の成功に比して、更に一層偉大なるものなりき。

惟ふに一八八二年に至るまでの此國の事情を知れる者は、農民をして其命令者に對して信用を措くに至らしむる事は到底一朝一夕の事業にあらずと考へしならん、然るに埃及軍隊の英人將校は就職後久しからずして、彼等の部下の絶對的信任を得たるのみならず、廣く全國に亙りて信頼せらるゝに至れり、ミルナー卿曰く、農民等が一ヶ年間の兵營生活の後、不具者にも病者にもならず、身には荒しき軍服を着け、其ポケットには相當の金錢を貯へて、勇しく郷里に歸るを見ては、鄉黨は夢かと許り驚きたりし。

新に組織せられたる軍隊は初め農民のみより成立せり、其總數は約六千にして之を二個旅團に編成し、英人將校並に埃及人將校各、その一個旅團を指揮せり、初め當局者が此軍隊を組織したる目的は、主として國內平和の維持に就きて警官を援助せしむるにありき、即ち此軍隊の任務は各地に起る小規模の騷擾を鎮壓し、殊にベツアイン人の沙漠に接せる地方に對する劫掠を防止するにありき、然るにムーメンの叛亂次第に其範圍を擴大し、マーブリーの勢力愈猖獗となるや、埃及軍をして英軍に代りて埃及南疆の守備に膺らしむる必要を生じたり、之に就

きては全く農民兵に依頼するは甚だ不安心にして、ダマツラン卿の所謂軟骨軍隊に、今少し剛健なる分子を加ふる必要ありき、この際土耳其人を用ひて一旅團を編成せんとしたるも終に成功せず、アルバハアンの一大隊を編成したれども、未だ數週を出でざるに、叛亂を起して解散せり、茲に於てか政府はムーメンの黒人を用ふるに決し、爾來埃及軍は農民並に黒人の聯合軍に變じたり。

埃及軍の精勇兵として來れる是等の黒人の大多數は、ナイル上流コドク附近よりイクエトリア州に至る地方に住する種族に屬せり、尙少數はコルドフンの西方より來り、甚しきはアマイ並にホーノ地方よりも來れり、彼等の多數は殆ど純粹なる蠻人にして、甚だ取し易からず、且つ輕率貪慾にして、將來を慮らざること小兒の如くなりき、農民兵は其國民性の示す如く甚だ巧妙なる自動機械なるが、黒人は其正反對を顯し、操練に拙にして且つ之を好まず、動もすれば蠻人の特色を現して怒號せり、遠真彼等の勇氣と自ら陸機の措置を執り得る能力とは、彼等の軍人としての價値を高むること大なりき。

新くて英國將校は農民兵並に黒人兵を訓練する未だ久しからずして埃及未曾

有の軍隊を組織し、平時にありては如何なる點より觀察するも殆ど缺點なきも
 のどせり、此軍隊が果して真に戦闘に堪ふるや否やは、未だ實戦を経ざる間は一
 般に之を疑問とせしが、本著に於て是に述べたるスーメンの戦争は、其用ふるに
 足ることを確證せり。
 斯く英國將校が有力なる軍隊の編成に成功したるは、彼等が自由にその手腕を
 揮ふことを許されたるに因るなり。かの列國協同主義の崇拜者と雖、列國協同し
 て軍隊の指揮に應るべしとは主張せざりしかば、我將校は濫職事業に従事した
 る技師に比しても、更に一層自由に行動するを得たりしなり。斯くて軍事改革者
 の努力は充分成功したれども、茲に忘るべからざるは、將校の大部分が基督敎徒
 にして、其他の回教徒より成る軍隊は、元來甚だ破壊し易き組織なれば、之が取扱
 に多大の注意を要することなり。

第五十六章 内務行政

英國の對埃政策の不定定——内務行政改革の困難——デフリンの警察に關す
 る建議——ロイドの報告——警察制定の改定——モリス——パシヤとクリフ
 ——ロイドとの軋機——ロイド辭職——内務部内の軋機——顧問官の任命——警
 察の任命——現時の困難。

人或は言はん、英人は能く規律を守ると共に、實務を處理する常識に富み、繁文縟
 禮の形式主義に陥らざるが故に、埃及に於ける内務行政の改革は、他省の改革よ
 りも遙に容易に之を遂行し得たるべき筈なり。加之此方面に於ける最も主要な
 る事業は、新に警察機關を組織し、少數の警視を任命し、且つ司法官と行政官との
 關係に就きて簡單なる規定を設くるに過ぎざりしを以て、斯くの如きは世界動
 る處に版圖を有し、種々の民族の統治に就きて特權の手腕を示したる國民に取
 りて朝飯前の仕事たりしのみと。

されど此種の概括的議論は、往々次の如き事實を忘却せるものなり。即ち事物が
 結合して一定の東期せられたる結果を生ずるには、先づ之に必要なる一定の結

合を惹起すべき種々の條件が悉く備はらざるべからざることとなり、かの幾何學者ユークリッドも其定理を立つるに當りては、先づ之に對する條件として一定の公理を設くる必要ありき。若し埃及の内務行政の改革者が其事業を企てたる當時の事情にして、彼の成功に必要な種々の條件を具備したりとせば、彼は印度其他の地方に劣らざる成功を博するに多くの時日を要せざりしならん。然るに當時此方面の事情は實に他の地方の事情に比して一層改革に不利なりしのみならず、諸般の事に就きて障礙多き此國の標準に照らしても特に著しく改革に不利なりき。改革者が列國協同主義の束縛若くは職權の制限等に由り、自己の計畫を直ちに實行し得ざるが如きは姑らく忍ぶべしとするも、英國政府が埃及占領の期間を確定せざる一事は、彼に取りて殆ど塔へ懸き迷惑なりき。之を他の方面に就きて觀れば、財政家、技師、軍人等が、租税を輕減し、溝渠を開鑿し、メーヒン、の來寇を擊退し得る軍隊を作るは、英國が久しからずして突然埃及を見捨つるが如きことありとも、必ずしも徒勞に屬すべきものにあらざりき。假に彼等がパシヤ政治の恢復後、其事業の早晚廢頽に歸すべきを思つて、稍、失望を感じたること

ありとするも、彼等は其事業に對する設計に就きては毫も取捨に苦まざりき。何となれば是等の事業は其大體の目的並に手段が初めより確定せるを以て、占領の期間如何に拘らず、略、一定せる計畫の下に遂行せらるべきものなりしを以てなり。然るに内務行政の改革者を見れば、彼は先づ如何なる計畫を立てべきかに就きて惑はざるを得ざりき。彼は目前に存在せる厭ふべき警察制度に僅少なる改革を加へて、之を存置すべかりしか。否、彼は之に大改革を加へんことを豫期せられ、彼自身も亦豚の耳を以て綱の財布を作り得ざることを熟知せり。然らば彼は自ら信任する部下と共に手に離して起ち、他の地方の先例と埃及の特殊の必要とを參照して、完全なる制度を建設すべかりしか。この方法は理想としては最もよく最良のものなりしも、而も此事業は之を占領の繼續中に完成すること甚だ覺束なかりしのみならず、英人の退去と共に瓦解を免れざること明かなりき。惟よにパシヤ政治の恢復後と雖、パシヤ等が自己の利益に盡み、英人技師を雇傭して水の供給と分配とを從來の如くすることは、或は之なしと限らざるべし。尙又英人が監督の手を弛むる最初の結果が、財政混亂の再現にあらざること必ずしも

考へ得ざるにあらざるは、埃及の治者階級が全く政權を恢復する時に、内務行政の改革がその實を結ぶことは全く想像の外にあり、何となれば従来埃及の内務省は、曠野の異質、親戚推親の本場なりしを以て、パシヤ政治の恢復と共に、省内は再び國庫若くは納税者より金錢を奪ふ破廉社黨乃至遊惰なる生活を營む戸位素餐の徒を以て滿たさるべければなり、以上述べ來りたる如く、内務行政の改革者は先づ事業の設計に就きて打勝ち難き困難に遭遇したるが、彼の不運は實に之に止まらざりき、即ち彼の意見は常に傳來の弊風、惡徳並にかの解し難はざる東方人の思考法と衝突せり、加之彼が忍耐して處理すべかりし繁多の瑣細なる事件は、之を一括して考ふれば甚だ重要なれども、其一々に就きて觀れば殆ど國民の耳目を惹くに足るものなく、従つて彼の事業は灌漑工事の如く一般の同情と熱心とを惹起するに達せざりき、されば彼は其事業に成功せんが爲めに、行政的改革者たるよりも一層多く精神的改革者たる決心を要したり。

尙是等の「一般的」事情の外に特殊の事情ありて、更に改革を困難ならしめたり、例へば村落に於ける古來の政治制度を破壊せずして、其弊害を除去するは容易の

ことには、わらざりき、而して警察事務に關する英國流の見解と、司法事務に關する佛蘭西埃及流の見解との間を調和するは一層困難なりき、其他「ヤシヤ」ナレシオンも亦繁多の必要なる改革を妨げたり。

之を要するに内務行政改革の事業は最も困難を極めしが、是等の困難の一部は實際の事情に基き、他の一部は英國の對埃及政策の不確立に基きしものなり、而して兩者の内最も重大なるは事乃後者にありき。

以下實際の經過に就きて其梗概を述べんに、先づ「ゴッラン」卿は警察問題に注意し、行政上有効なる警察機關を全國に設立するの必要を論じたり、斯くて彼の計畫に據り、全國に六千五百人の警察官を置き、内五百人づゝの豫備隊二個を會し、歐人の警視總監をして内務大臣の監督の下に之を指揮せしむることとせり、初めて此位に就きたるは「パレンティン」・「メーカ」將軍にして、少數の歐人は彼の幕僚として任命せられたり。

余が「一八八三年」九月埃及に到着せし時、「クリフ」・「ド・ロイド」は英國政府より埃及の内政改革を監督すべしとの熱然たる使命を受けて「カイロ」に滞在せしが、由

來曖昧なる官名の本場たる埃及に於ても彼の職務は特に没要領のものなりしかば、一八八四年一月に至り内務次官に任命せられたり。余はクリフ、フールド、ロイドの如く、初對面の際著しく余の心を惹きし人に會ひたること稀なり。その敬愛すべき容貌殊に輝く碧緑の眼、其高雅なる動作、其温健にして而も直截なる言論等は、總て彼が能く責任の衝に膺り、偏狹に陥らずして而も擁守する所ある人たるを證するもの、如くなりき。而して余の最初に得たる是等の印象は、大體に於て正鵠を得たるものにて、彼は實際多くの尊重すべき資質を具有し、就中その公明正大にして勇敢なる品性は終始余の心を惹けり。惟ふに彼は印度若くは愛蘭の不穩なる地方に於ては理想的の官吏なりしならん。されど彼にも亦或る種の缺點ありて、殊に埃及に於て彼の委任せられたる事業を遂行するには、運運の才と熱誠とに於て甚だ不充分なるものありき。彼は自ら此地の事情に順應して、既々の間に改革の實を擧ぐるが如き方針に出でず、寧ろ自ら埃及の改革者を以て世に標榜せんとせり。今彼が埃及人の感情を害することを意にせざりし一例を擧ぐれば、彼は書翰にアラビア文字の印を捺すの埃及の習

慣に従はず、埃及人の官憲に宛てたる手紙にも、總て英語を以て自己の姓名を記載せり。尙彼は中央行政の舞臺の背面を窺ふことをなさず、爲めに一國の政務の取扱はるゝ實情に逼せざりき。斯くて是等の缺點は彼の長所を抹殺し、其埃及としての價値を殺ぐこと大なりき。

彼の任命の最初の結果は、一八八三年十二月三十一日のケニア、イブ命令として現れしが、其内容は警察機關と知事との間の關係を定めたるものなりき。而して其主眼は、埃及全土を三部に分ちて、其各部並に主要なる都市に歐人の警察を任命し、警察機關と知事との間の連絡者たらしむるにありき。尙犯罪の探究は、今後警察機關をして裁判所より獨立して之に従事せしむること、せり。

以上の制度の實施は、ト・ロイの職よりも長く繼續したる岡寧を惹起せり。

此命令の發布後幾許もなく首相の職に就きたるムーバー、パレンは當時説をなして曰く、歐人が埃及人の下にあれば、前者は後者の職權を窺察するを常とす。歐人の警察も名義上知事の下位にあれば、實際に於て知事よりも寧ろ警察總監の命令に従ふは疑を容れざる所なり。されば公安の維持に對する眞の責任者の誰な

るかは之を確定するに由なしと、爾來ムーバー・パンは彼の所州の兩頭政治の弊に就き訴へて已まざりしが、これ必ずしも誇大の言にわらず、實際知事の権能は侵害せられ、歐人警視亦必ずしも代つて責任を負はざりき。當時知事等は此野蠻なる方法に依りて支配するを許されざりしと共に、彼等も亦その協力者たる英人の欲する方法に依る能はず、或は少くとも之を好まざりき。而して彼等は改革を妨ぐる實力を有せざりしも、而も新制度の採用より起る有益なる結果を妨ぐるに充分なる勢力を有したれば、自ら此東方流なる消極的反対の手段に訴ふるに至れり。

ムーバー・パンの一派に反対する論者は論じて曰く、知事が歐人の監督の下に置かるゝにあらずんば、過去の税政は悉く復活すべしと、尙人民が知事を尊敬せざるに至れりとの不平に對しては、當時の検事長サー・ペンソン・マクスウェル等は之に答へて曰く、從來知事等の奉けたる尊敬は、皆と監獄の鍵とを携へたる官吏の面前にて、人民の威したる恐怖の念の表現に過ぎず、權力の恢復が暴逆の恢復を伴ふにあらずれば、人民の恐怖心は發生せざるが故に、彼等の知事に對する尊敬

も亦復活せざるべしと。

當時ムーバー・パンにして内務省並に地方政廳に於ける歐人の協力並に監督を或る程度まで承認しなば、兩派の妥協は恐らくは成立せしならん、彼は初め此種の提案に同意する傾向ありしも、後之を拒絶せり。

惟ふに此最大の原因は、彼が新警察制度を否とせしよりも、寧ろクリッフォード・イドの如き己れと正反對なる性格の人と事を共にし得ざりしにあらむ。一八八四年四月初めの頃、兩者の軋機は遂に爆發し、爭論となれる種々の點は、グランヒル卿に提出せられたり。此際クリッフォード・イド卿に訴へて曰く、眞の問題は、女皇陛下の政府が一刀兩斷の處置に出で、英人を此國の首相に任命するか、然らずんば余を召還して此國の改革を拋棄するかを決定するにありと。

若し世界に於てグランヒル卿の嫌惡したるものありとせば、そは一刀兩斷の處置に若くものなかるべし、即ち彼は天性クリッフォード流の「英斷」を以て總ての必要なる事業に途を拓くと云ふが如き政策を好まざりき。殊に今回の中に就きては、彼は其不謹慎なる部下の建言を拒絶し得る有力なる理由を有したり。即ちクリッ

フ・ド・ロイドの埃及に送られたる目的が新政策を實行せんが爲めにあらずして、困難且つ變則なる事情の下に、改革に對して全力を盡すにありしこと是なり。英人の首相の任命と共に換言すれば英國が埃及を其直轄の下に置くと共に、凡ゆる行政上の困難が解決せられたるべきは疑を容れざりし所なれども、クリッフォード・ロイドの使命は斯かる埃及の支配者の全部更迭を惹起するが如き根本的改革を斷行するにあらずして、事乃勸告と適度の外交的後援とにより、此國の腐敗なる政治的基礎を動搖せしめざる範圍に於て改革を行ふにありしなり。彼の如き天性斯かる機巧なる事業に適せず、且つ尙なすべきことの殘存せる限りは、宋だ何事をもなさざるが如く想ふべし。よ主權を信奉せる人物を埃及に送りたるは、多少政府の失領なりしと共に、斯かる事情の下に立てる彼が最も臨機應變主權なる大臣に對して、雄大なる新手段を探らんことを懇望したるは更に著しき失領なり。爾つてシランヒル脚を覗れば、彼は圓轉滑脱の人にして、熱練なる外交家が劔を振りて襲ひ來る場合と雖、克く其切先を免れ得る人なりしかば、此官吏生涯の未熟者の投げ附けたる大槌を受け流すに於て、何等の困難をも感ず

ることなく、直ちに余に命じて、彼とムーバー・パレンとの間の、破綻を一時彌縫せしめたり。されど軋機は久しからずして再び爆發し、一八八四年五月下旬に至り、彼は其職を辭して埃及を去れり。斯く彼の使命の失敗に終りしは甚だ慨嘆すべき事實なりとす。彼にして若し一層埃及の社會と調和して、内務行政に有力なる影響を與へ得なば、當に直接此國を裨益する所大なりしのみならず、後に起りたる軋機の大部分をも防遏したりしならん。余は當時今少し彼を援助し得なば、一層良好なる結果を得たるべきか否かに就きて、爾來屢自問したり。惟ふに余にして若し此特種の問題の解決に一層精神を注ぎ得たらんに、彼とムーバー・パレンとの軋機が爾く激烈とならざりしやも知るべからず。されど當時余は特殊の境遇に立ち、一方に於てハーシュームなるロンドン將軍より、過激にして而も前後違着せる電報頻々として到達すると共に、他方に於て殆ど總ての強國の代表者を敵として、當時の大問題たる財政計畫に精力を注がざるを得ざり。之に反してムーバー・パレンは平然としてムーダン事

件並に財政問題に關する責任を拋棄し、専らクリフフォード・ロイドを埃及の政治界より遠けて、内務行政を歐人の干渉の外に置かんが爲めに、其敏捷なる頭腦を働かしつゝ、ありき斯かる事情の下にありては、軋鞠の結果は初めより明瞭なりしなり。

されど上に述べたる特殊の事情を外にしても、余はクリフフォード・ロイドが永く埃及に留り得たりとは信ずる能はず。彼に高尚なる品性と顯著なる技術とあるに拘らず、彼が埃及に於て其引受けたる事業に従事するは、恰も筋骨逞しき土工が鶴嘴を以てセネハ製の懐中時計を修繕せんとするの觀ありき。

クリフフォード・ロイドの辭任後、更に他の英人を以て之に代ふるは勿論可能なりしも、當時國內の形勢最も險惡にして、英人の負擔甚だ重かりしかば、稍不意に屬する事業を一時拋棄するを以て事乃便とし、彼の位置は埃及人を以て之を繼がしめたり。

爾來十年間に警察制度は多少の變遷を経たれども、今之を述ぶるの必要なし、兎に角に警察機關は圓滑に運轉せず、歐人警官の在任は知事の權力を弱くすとの不

平は絶えず存在せり。此間相前後して内務大臣の位置に就ける埃及人も、昔新制度に對して反對の態度を執るか、少くとも心算に不満を懷けり。

エトハ・マシヤが一八九四年の夏再び首相の職に就くや、彼は直ちに此問題を調査して一案を立て、一方に於て内務省に於ける歐人の監督を有効にすると共に他方に於て警察權を知事の掌中に委せんとせり。此計畫は幾許もなく採用せられ、直ちに一人の英人顧問官を内務省内に置き、大臣と共に政務を執らしめたり。後に至りて數名の小壯なる英人の特に埃及の政務に馴れたる者を警察に任命せり。此改革以來内務行政は著しく改善せられたれども、從來よりの困難は依然として存續せり。即ち一方に於て英人警察の地方在任は、知事の權力を殺ぎ、且つ彼等の責任の念を薄くすると共に、他方に於て此制度の全廢は、過去の暴政の再現を伴ひ、行政上の混亂を惹起する危險ありき。此間に在りて實際探り得べき最良の策は、事情の許す範圍に於て兩説を調和するにありしが、元來斯かる制度の效果は、事に應ずる各個人の品性と特質とに關係すること大なれば、理想上の成功を見るが如きは到底望むべからざることなりき。

屬耳にしたる大膽なる救済策は、英人の知事任命するにありき。されど斯くの如きは埃及人をして益々自國の政治より遠からしむるものなれば、彼等をして將來自治の國民たらしめんとする余輩の持論に矛盾するものなり。余は總ての警視が齊しく手腕ある人物なりとは云はず、尙總ての知事が必要なる資格を完全に具有せりと云はず、されど前者が歳と共に種々の經驗を積み、次第に此國を了解しつゝあること、並に後者が數年前の知事よりも概して遙に有爲の人物なることは余の信じて疑はざる所なり。若し此事實にして誤なく、尙絶對的無干渉の政策が甚だ困難なるのみならず、多數人民の間に著しく不評判なりとせば、假令現在の制度に幾多の明白なる缺點ありとするも、大體に於て之に依りて進むの外策なかるべし。唯吾人のなさざるべからざるは此制度の運用に注意し、殊に知事の人選に重きを置き、尙歐人警視に對して、親切と同情とを以て埃及官憲を助くべきを訓諭するにあり、尙行政の詳細なる點に就きては、干渉の程度を増加するよりも、寧ろ之を減少する方針を採らざるべからず。

第五十七章 内務省附屬の諸事業

- (一) 監獄——一八八二年頃の監獄の情態——改革——(二) 裁判制度——裁判所
- 有——一八七七年の協約——裁判所存所——埃及に於ける裁判の變化——協約の成功——
- (三) 警察並に衛生——埃及人の通信——ローレー——一八八三年に於ける本國——
- 監獄の改良——衛生上の改革——監獄に對する限制——旅行制の取携。

一 監 獄

東方に於ける政治の事情に精通せざる者は、土耳其にもヘブラス・コーブラスト(瀝)に身體の自由が束縛せざる法令あるを聞きて、一驚を喚ぶるならん。されどこれ別に怪むに足らざることにて、此國が歐洲との接觸に因り、歐洲文明の形式を採用し、種々の術語を輸入したるに因るものなり。實に東方の支配者は單に歐人を満足せしむる手段として、種々文明的なる法律を發布し、其實從來の方法を遵守しつゝ、ありしなり。

土耳其の法律に據れば、刑事被告人は逮捕後二十四時間以内に一定の資格ある

官憲に依りて訊問せられざるべからず、而して彼に對する嫌疑の證據の定まる
と共に、其保釋の條件も確定するなり。

規定は右の如くなれども實際は然らず、サー・ハーバート・チャー・ムサイドとビー
ン氏とは、一八八二年、マン・リン卿の命を受けて、埃及の監獄の情態を探究せしが、
其報告に曰く、我等は測る處在番者より、數月又は數年に彌りて未だ一回の證據
調も裁判も受けたることなしとの不平を聞けり、而して我等の測述したる結論
は、現時の逮捕並に監禁の方法は人道に悖るの甚しきものにして、此弊は賄賂懸
制個人的復讐等に因りて益、助長せらるると謂ふにありと。

從來の司法制度には、一方に於て著しく在番者を少からしむる事情ありしと共
に、他方に於て之に正反對の現象を呈せしむる事情も存在せり、即ち種々の罪名
の内に未だ非つて此逮捕者を處罰せざるもの難からざりしことは第一の事情
にして、官憲が犯罪を認めたる場合に、常に嫌疑者のみならず、其親戚數名と加害
者又は被害者の證人の全部とを監禁したることは第二の事情なりき、而して一
度監獄の門を附れる者は、其既決囚たると未決囚たると、將た便宜上監禁せられ

たる親戚若くは證人たるを問はず、總て一律なる取扱を受けたり、サー・ハーバ
ート・チャー・ムサイド記して曰く、東方諸國の刑事被告人は、身の潔白を證明するまで
は、犯罪者の取扱を受く。

ピトマン氏は獄内の職價すべき情況を述べて曰く、囚人の慘狀は筆紙の盡し得
る所にあらず、彼等は久しきに彌りて衣服を改めず、常に飢餓に苦み、入獄以來妻
子の運命すら知り得ざるなり、彼等の唯一の希望は裁判の日の一日も早く來ら
んことなれども、其時期は餘に不確實にして、彼等の悲歎を慰むるに足らず、假令
輕微なる犯罪の嫌疑者と雖、入獄の日より已に生きたる心地なく、只管己が不運
を歎くのみと。

尤も監獄の沙汰も金次第にて、囚人中金錢を所有したる者は甚だ幸福なりき、即
ち獄吏に對して相應の賄賂を送りたるものは比較的丁寧なる取扱を受け、裁判
官に對して稍多額の賄賂をなしたるものは、他に先ちて裁判を受けたり、尙賄賂
の類によりては、無罪放免の特典に浴する者もありき。

以上は今日の英人の眼より觀れば、甚だ奇怪なる事なれども、英國に於ても、マン

ハワードの名を不朽ならしめたる監獄改良の事あるまでは、獄内の情態は右に述べたるものと大差なかりしならん。

埃及に於ける監獄改良事業は、一八八二年以來、着々其歩を進め、年を逐ひて設備整ひ、正義行はるゝに至れり。今例を舉げて之を説明すれば、在來の獄舎は之を改善して衛生に適するものとなし、更に多額の費用を投じて新獄舎を建設し、女囚の爲めには別に特殊の獄舎を造り、宋丁年犯罪者の爲めには感化院を設け、總ての囚人に適當なる食物と衣服とを給與し、此多數には職業を教ふることとせり。但し是等の改革は固より一朝一夕の業にあらざれば、今日（一九〇七年）と雖監獄の設備が此國の要求に應じて遺憾なしとは云ひ難し。

現時監獄に對する唯一の非難は、此方面の改革の最大功勞者たるモレス・パレンの言を引用すれば、今や過去の反動として、罪人を遇すること親切に過ぎ、監獄は多くの人に取つて充分なる威嚇とならざるに至れりと謂ふにあり。此批評は幾分の眞理を含めるものならんも、人民をして一層刑罰を恐怖せしめんが爲めに、再び過去の殘酷なる方法に復歸するが如きは、固より人道の許さざる所なり。況や

埃及に於ても、最も老練なる刑法學者の傾向は、罪人に峻嚴なる刑罰を課するよりも、寧ろ彼等の性質を改善することに重きを置くに於てをや。

二 奴隸制度

奴隸制度に就きて論ずるに當り、先づ奴隸所有と奴隸商賣とを區別して考ふる必要あり。元來此兩者は共に人道に反せる行爲なれども、奴隸商賣が何等辯解の辭なき惡事なるに反し、奴隸所有には之を全廢せんとする改革者の熱心を冷却せしむべき理由なきにあらず。

奴隸商賣の殘酷なるは、我國に於ても既に一般に知れ互れる事實なりとす。即ち殘忍なる亞利比亞人は、隊をなして中央亞弗利加の平和なる村落を襲撃し、村民中の成年者を男女の別なく射殺し、残れる年少の子女を捕へ（此内の男子を最も慘酷なる方法を以て、首ふに忍びざる不具者となし）、之を伴ひて長途の旅行をなし、道中にて斃死を免れたるものを悉く土耳其並に埃及のバシラの僕婢に賣込みたり。從來世界に行はれたる惡事は、其極端なるものと雖常に多少尤らしき口實

を伴ひしが、奴隷商賣のみは、バレー等が之に使らざれば、経済的に多數の僕婢を使用し得ずとの勝手なる理由を外にしては、何等の口實もなき愚事なりき。

次に奴隷所有に就きて考ふるに、土耳其國內の奴隷が、民法に依りて充分なる權利を認められざるは、歐人の眼より見れば不法の甚しきものなれども、此事實は歐人の想像するが如く、彼等を苦むるものにあらず、加之概して謂へば、奴隷は寧ろ寛大なる取扱を受け、平和なる生涯を送るなり。惟ふに奴隷の汚名を外にしては、此事は歐人の見地よりすれば最も重要なれども、東方人の見地よりすれば必ずしも然らず、埃及に於ける奴隷の多數は、歐洲に於けるに僕婢に比して、寧ろ半種なるやも知るべからず、少くとも突然解雇せらるゝが如きことなき點に於て、東方の奴隷は西方の僕婢に比して確に幸福なり。即ち一方に於て、歐洲との接觸の結果たる現在の埃及法律は、奴隷に何時にても其主人より獨立し得る權利を與ふると共に、他方に於て、回教法典に基く從來の慣例は、主人に奴隷を終身保護し、殊に其病氣又は高齢者を扶養すべきを命ずるなり。新法律は主人が自ら奴隷を開放せんとする場合に就きて何等の規定を設けず、されば奴隷所有者の内に

は自ら其奴隷を開放せんことを冀望するも、後者が自由の賜を受けんとせざる爲め、之を實行し得ざる者決して尠しとせず、殊に父母又は親戚より奴隷を譲り受けたる者の内には、初めより之が爲めに逃滅する者もなきにわらず。

以上述べし所に依りて、奴隷商賣と奴隷所有との兩者は、罪惡の程度に於て著しき相違あること明白なれども、兩者の密接なる關係を有するは勿論にして、需用あればこそ供給も起るなれば、奴隷商賣のみを防遏するにも、充分なる成績を挙げんが爲めには、奴隷所有の阻止に對して凡ゆる手段を執る必要ありき。斯くて英人改革者は一方に於て奴隷輸入を禁壓して供給の杜絶に努むると共に、他方に於て奴隷所有階級に古來の弊風を脱せんことを迫りて需用の減少に盡力せり。

埃及に於ける奴隷制度改革の歴史を述ぶるに當りては、先づ筆をイスマーイール時代に起さるべからず、イスマーイールに此輩すべき商賣の跡を絶たんとする誠意ありしや、將た歐人を眩惑する外に何等の恩恵もなかりしや、疑問なれど、兎に角埃及に於ける奴隷制度に最初の打撃を加へたる名譽は彼に與へざるべ

からず、即ち埃及政府は一八七七年八月、英國政府の代表者ヒビアン卿との間に奴隸制度改革に關する協約を締結して之に關印せり。今その内容の主要なる點を擧ぐれば次の如し。(一)將來奴隸賣買に従事するものは、之を軍法會議に附し、峻なる刑罰を加ふること、但し奴隸所有者間の直接の賣買は、一八八四年八月を期して之を禁止すること。(二)自由を得んとする奴隸の爲めに、所々に奴隸解放事務所を設立し、隨時其目的を達せしむること、但し結婚並に財産相続に關しては、解放後と雖前主人の承諾を受けしむること。

後ダフリン卿が埃及の指導者となるに及びて、彼は奴隸制度を國內より一掃せんとせり。彼は一八八三年二月六日附を以て記して曰く、奴隸制度はケプの命令に由りて廢止するも可なれども、協約の締結は其効力一層確實なるが故に、寧ろ後者に依るを可とす。余は英埃兩國間に新協約を締結し、其關印後七年以内に、埃及領内の奴隸制度を全廢せんことを希望するものなりと。

ダフリン卿が此大事業の前途に横はる障礙物に就きて、充分なる智識を有したりや否やは頗る疑ふべきものあり。尤も此障礙物は、實にダフリン卿のみならず、

特にこの問題に注意する人々と雖、往々之を忽緒に附する傾向ありとも、これは實は甚だ重大なる意義を有するものなり。所謂障礙物とは何ぞや、回教法典即ち是なり。

元來東方の奴隸制度は單純なる法律又は行政命令の如きものに由りて成立せるにあらざ、實に回教法典の認可を得て成立せるものなり。而して此法典は萬古不易のものなれば、固よりケプの命令又は基督教國との協約に由りて變化し得べきものにあらざ、實にケープ、マリアム等は法典の根本に斧鉞を加ふる命令又は協約を觀ること、恰も佛蘭西革命の際敬虔なる舊教徒が一部狂熱漢の基督教廢止運動を觀たるが如くなりしなるべし。曩にヒビアン卿の締結したる協約が、實に奴隸制度の存續を認めしのみならず、自由を希望する奴隸に對しても、結婚、相続等に關する自由を與へざりしは、これ全く回教法典の規定を顧慮せしに由るものなり。

印度の支配者が既に四十年前(一八四三年)回教法典を無視し、刑事並に民事の裁判に於て奴隸制度を認めざるべき旨の法令を發布せしは事實なれども、エレン

ポロの支配の下に在りし印度と、メソポタミアの指導の下に在りし埃及とは、種々の點に於て著しき相違あることを忘るべからず。當時印度に於ける英人は、過去五十年間の經營に因りて國內の絶對的支配者となり、其設立したる裁判所は、人民より多大の信頼を受けつゝ、ありき。加之彼等の支配したる回教徒は、彼等よりも一層寛容なる信條を奉ずる多数の異教徒の間に散在せしを以て、埃及に於ける回教徒の如く團結力に富まざりき。斯かる事情の下にこそ根本的改革も成功したるなれ、一八八三年の埃及に於て此先例に倣ふが如きは、今不可能にあらざるとするも、最も不謹慎なる處置と謂はざるべからず。

メソポタミアの提議は、實に實現せられざりしも、兎に角英人の埃及占領が一八七七年以來の奴隸解放運動に新紀元を劃せざるべからざるは、避け難き大勢なり。されど當時埃及に於ける奴隸は殆ど全部女子にして、彼等は一度主家を去れば、大抵皆生活の方法に窮し、餓死するにわらずんば、墮落の生涯に陥るの外なかりしかば、奴隸解放事業に熱心なる人士と雖、改革の結果以前に劣らざる弊害を見むことを恐れて、容易に手を下し得ざりき。斯くて先づ此困難に備へんが爲め、

有志者は奴隸制度廢止會より多大の盡力を得て、義捐金を英國に募り、尙之に埃及國庫よりの補助を加へて、奴隸收容所をカイロに設立せり。爾來解放後の奴隸は先づ此所に收容して、適當なる雇傭者を求めしむることゝせしが、此制度は大に成功し、善良なる回教徒は多く此收容所に依頼して、其僱傭を求むるに至れり。

埃及の輿論が奴隸制度に反對するに至れりと謂ふが如きは、固より誇大の言にして、社會一般は未だ奴隸の購買と其使役とを以て不道德の行爲と看做すことなし。而して種々の事情を顧れば、これ寧ろ當然のことに屬す。一八九四年のことなりしが、立法院議長の職に在りし土耳其埃及人は、奴隸を購買して軍法會議に附せられ、不健康と高齢との故を以て、獄に入獄を免れしことありき。尤も斯くの如きは寧ろ例外にして、從來の奴隸所有階級は未だ奴隸制度の罪惡を認めざるに拘らず、新に奴隸を購買することは著しく之を躊躇するに至れり。而して之が原因として先づ尋ぐべきは、奴隸輸入の経路に對する警戒の著しく嚴重となりしことにて、其結果僅に數名の密輸入すら著しく困難となり、奴隸の供給年と共に

に缺乏し、法網を潜りて之を購買する者も以前に比して著しく多額の代償を拂はざるべからざることをなれり、斯くて奴隷所有者は、奴隷は結局普通の僕婢よりも一層不経済にして且つ厄介なるものにあらざるやとの疑問を起すに至りしなり、況や彼等が國家の大法を犯し、多額の代償を拂ひて得べき此奴隷は、何時にても彼等の家庭を去りて、英人の保護の下に立ち得るに於てをや、

斯くて最近數年間に數千の奴隷は自由を得、未だ之を得ざる者も、自己の希望に由り何時にても之を得べきを熟知するに至れり、而して奴隷供給の側を見れば、其輸入は國より甚だ少數にして、奴隷として生るゝ者の數も、其解放せらるゝ者に比すれば、言ふに足らざる少數なり、殊に去勢せられたる奴隷は、今や殆ど其跡を絶たんとしつゝあり、奴隷所有者が此種の奴隷を歓迎せざるは、(一)其値段の甚だ高價なること、(二)彼等が不健康の爲めに下僕としての用を辨じ得ざること、(三)彼等が肺病に罹りて死する危険あること等に由るものなり、要するに埃及に於ける奴隷制度の全滅は之を遠き將來に期する外なきも、此運命の既に確定せるとは、之を斷言するを得べし、されど萬一警戒を弛むるが如き場合には、奴隷商賣

並に其所有の再び復活すべきはこれ亦疑を容れざる所とす。

奴隷制度の改革に就きて注意すべきは、此制度が回教の信仰と結合し、但しこは教祖の本意にあらざる、後人が此教を曲解したる結果なり、且つ經濟上重大なる意義を有するに拘らず、其改革が何等強硬なる反対を受けざりし一事なりとす、これ當事者が巧に回教徒の偏見との衝突を避けたるに因るものにて、之が爲めに改革に對する熱心なる反対者と雖、殆ど何時の間にも此事業が遂行せられしかを知覺せざりき、而して此方針を確立したるものは實に一八七七年の協約なりとす、世にはヒビアン卿を目するに、埃及の改革者を以てする者甚だ稀なれども、奴隷制度の年と共に消滅に近きつゝあるは、彼の締結したる此協約が綿密實實にして而も峻嚴に失せず、其目的を達するに最も適切なりしに基因するものなり、余は本書の初めに、東方の一國を改革せんとする者の遵奉すべき一般方針の一例として、ペーコンの語を引用せり、曰く、時は大に事物を革新するものなれども、其之をなすや甚だ靜穩にして、毫も人の注意を惹かず、吾人が事物を革新するに當りても亦此例に従ふを可とすと、これ實に埃及に於ける奴隷制度廢止に採用

せられたる方針にして、殊にヒビアン卿の指図は全然此主義に據りしものなり。一八九五年に至りて、英埃兩國間に奴隸制度に關する新協約成り、現行法律を確實にし、且つ二三の事に就きて手續を變更し、尙奴隸の解放せられたるもの、行動を束縛することを全然禁止せり。これ甚だ注意すべき變化にして、實に此協約は一八四三年に於ける印度の法令の果したる所を側面より成就せしものなり。即ち爾來解放の奴隸の結婚若くは財産相続を妨害する者は、自ら獄に入りて自由を束縛せられざるべからざることをなれり。

奴隸問題に特殊の注意を拂ひたる一學者は、文明は奴隸を使役する筈の體と其に始まると説きしが、文明の進歩は再び此體を絶たざるべからず。余は埃及に於ても他日斯くの如くなるべきを信する者なり。

三 醫藥並に衛生

數年前までは埃及に於ける下層階級の病者は、危篤に瀕せざれば醫師の助を求めざるを常とし、時々傳ひ來る村の禳癘師又は老嫗の處方に因りて、却つて容態

を重くすることもありき。彼等は一般に深く神符の効驗を信用せしが、是等の神符は通常、回教徒にはコーランの文句、コプト人には神書並に福音書の文句を記し、交ふるに數字符號の類を以てせしものなり。尙惡鬼に憑かれたるものは、宗教の異同を問はず、總てコプト人の修道院にて治療を受けたり。甚多の修道院中最も有名なるは、マンシューラーに近きセント・ゲミアヌス並にパーク・トニル・サブに近きセント・マイケルの兩院なりき。

生命に關せざる凡ゆる病氣を治療する爲めに屢使用せられたるは、特殊の形を成せる眞鍮の鉢なりき。此鉢の縁には四十一の眞鍮片附着し、其各に最も深い神の名に於てと誌されたり。之を以て病者を治療するには、先づ金曜日の夜之にナイルの水を汲み、其中に藥品と胡桃とを入れ、翌朝日出前病者をしてナイルの鉢に立ちて、此水を飲み、胡桃を食ひ、其皮を背後に投げしむるなり。斯くすること三週間にして効驗顯るべしとせられたり。

各種の熱病を免れんが爲めに、多神教徒又は猶太人の骨を携ふることとは、從來回教徒並にコプト人の間に一般に行はれたるが、恐らくは今日と異なる所なけん。

尙古代埃及人の木乃伊より取りたる骨を携ふる者も甚からず。
 婦人の妊娠を欲する者は之が爲めに種々の方法を試みたり。例へば(一)死刑に處せられたる罪人の死骸を踏ぐこと、(二)罪人の死骸を洗ひたる水の内に入ること、(三)骸骨の上を踏むこと、(四)墳墓の間を歩むこと、(五)古代埃及の遺物の上を歩むこと等の如し。

毒粒塵(マノモラヒ)の療法は、フアトマ(マホメットの娘の名)と呼ぶ女七人より飼養を貰ひ、之を食ふにありき。

頭痛を癒さんが爲めには、カイロー市のパプ・エル・メイター門に釘を打込み、齒痛は齒を抜くの外なしとしたれども、他の齒の痛み始むることを防ぐ方法として、此門の裏壁に抜き取りたる齒を入るゝ習慣ありき。

中毒者に對して屢施されたる療法は、紙片にコーランの文句を書きて之を水中に投じ、其水を攪拌して飲ましむるにあり。

魔眼一睨して人を害ふ力ある眼にて、埃及に於て太古以來存在せし迷信なり。の怖るべき害毒を防がんが爲めには從來無數の方法ありて、今も熱狂に行はる。就

中最も有効なるは魔眼を有するもの、衣服を盗み來り、之を燒きて彼の害はんとする人を煙すにあり、他の最も普通に行はるゝ方法は、明燐を熱して、余は精意者の眼を貫くと叫びつゝ、一つの泡を貫くにあり、其他回教徒の小兒は同一の目的を以て此類にカーネリアン(肉紅玉髓)又は木炭を附着す、尙時として魔眼除けの爲め屋内に独又は羚羊を蓄ふる者あり。

最後に余自身直接経験したる奇怪なる迷信を擧げん、今より數年前余の長男カイロに於て腸窒扶斯に罹り、一時危篤に瀕せし事ありき、彼は其發病前其所より黒毛の犬を貰ひ、之を屋内に飼育しつゝありしが、其足音が彼の安静を防ぐる爲め、之を屋外に出すことゝせり、余は後に至りて、余の召使等が此犬を以て悪魔となし、病氣は此犬が屋内に留まる限りは恢復の望なく、之を追出したにすれば必ず全快すべきものと信じたることを耳にせり、而して余の長男は幸にして恢復したれば、彼等は益々惡魔の力を信ずるに至りしならん。

以上述べ來りし例の内、病氣に對する奇怪なる療法は、總て迷信に基けるものなるが、信仰と關係なく、全然醫術の不紊内に基ける療法の例として擧ぐべきもの

も揚しとせず、ドクトル・サンドウ・ムは、有名なるコプト人の接骨師が腎部の骨造ひせる婦人を診察して、之に興へたる治療法を記して曰く、婦人の腎部を蝕死に瀕せしめたる牝牛に縛り付け、次に此牝牛に多量の食物を興へ、其急速なる膨脹に因りて骨造ひの度を減すべしと。

斯かる無智輕卒なる方法に對して其の智識を最初に輸入したるは、有名なる佛人ドクトル・クロイ・ペー其人にして、彼はヘ・メ・ト・アリの招聘に應じて埃及に來り、此國に於ける醫術改革の鼻祖となれり。彼は醫學校並に産婆養成所を創立し、内務省内に衛生課を置き、尙歐人の醫師並に藥劑師各一名を埃及人の助手と共に下埃及に於ける各州に配置せり。斯くして興へられたる刺激に因り、醫術並に衛生は著しく改革の機運に向ひしが、此機運は不幸にして永續せざりき。

初め官に在る醫師の地位高き者は、皆歐洲の一國の免許狀を有せしが、後には埃及政府の免許狀のみを有する埃及人も、同等なる位置に任命せらるゝに至り、之と共に歐人の監督漸く行はれざることゝなれり。殊にイヌメールの執政の下には、益に發展せんとしたる改革の事業も全然萎縮するの外なかりき。當時破産の

陰影は漸次接近し、必要なる支出はケア・ア・アの無謀なる財政策に應せんが爲め、容赦なく廢止せられたり。ドクトル・サンドウ・ム曰く、一八七八年の終には、衛生検査等の事務所並に病院は、資本の缺乏に因りて殆ど荒廢に歸し、地方の病院は其慘狀殊に甚しかりきと。

英人埃及占領の初めには、クロイ・ペーの事業の四分の三は既に消滅に歸し、醫學校は尙存在したれども、其教授法は甚だ不完全なりき。政府に奉職せる醫者の多數は研究心に乏しく、學識技能共に不充分なりしが、これ一は彼等が俸給支拂の不足を償はんとして不正の收入を貪るに忙しかりしにも因らん。當時の政治は何れの方面も甚しく荒廢したれども、醫療並に衛生に關する施設の如きは其最も著しきものなりき。英國政府は一八八三年虎列刺病觀察の爲め、サー・ギョー・ハンマーを埃及に派遣せしが、彼の報告の一節に曰く、病院の建物は、大抵皆一方に傾斜し、屋内は塵芥堆くして、惡臭滿ち、寢臺は殊に不潔なり、要するに是等の病院は人類を收容すべき所にあらず。中略。醫療並に衛生の事業は孰れの方面も恢復すべきことのみなり、惟ふに余の見たる如き不完全なる病院は、恐らくは倒産

他國に於て之を發見すること能はざるべしと。
一八七七年にカイロの癲狂院を觀察したる英人醫師の記事に曰く、院内は全然人道の監視外にして、暗黒なる亞弗利加にありても、特に戰慄すべき場所なりとす。

獸醫術は埃及の如き家畜病の流行に因りて屢、慘害を蒙る國に在りては特に重視せざるべからざるものなるが、ドクトル・サンドウ、スは占領初期の獸醫に就きて語りて曰く、彼等は普通の醫者よりも一層無學にして、中には一層不忠實なる者もわりと評すれば足ると。

余は今治療並に衛生に關する改革の事業を詳説せず、單に其結果を略述せんと欲す。

抑、埃及住民の治療上の要求に應ずる最良の方法が、醫學校を振起するにありしは言ふまでもなきことにて、數名の老練なる教授の盡力が、數年を出でずして國內に近代醫術を普及し得たるべきは初めより明白なりき。殊に醫術は四海同胞的性質を有し、政治的、人種的、宗教的競争と直接の關係なきを以て、埃及人をして

英人との協力を快諾せしむるに便なりき。然るに事實は不幸にも豫期に反し、種種偶然なる事情の結合は、醫學校をして排歐思想の温室たらしめ、尙からず醫學校教育の進歩を妨げたり。されど英人はフングロ・サットン人種に固有なる精力を發揮し、萬難を排除して進みたれば、遂にはカイロ醫學校の基礎を鞏固にし、爾來年々有爲なる埃及人醫師を社會に供給するに至れり。尙看護婦の養成に就きては、カイロ病院に熟練なる英人看護婦の一團あり、親しく範を示して埃及人を訓練し來れり。

病院の數は今や著しく増加し、樞要の都市には貧民の爲りに施療院の設立をも見るに至れり。現時の病院は室内清潔にして、寝臺、花具、衣服等總て患者の使用に適し、藥品、醫療器械等の設備も概して遺憾なし。従つて病院を好まざる從來の偏見、今や大に匡正せられ、入院並に外來の患者年々増加し、一九〇六年中には官立病院の入院患者三萬一千、同外來患者十一萬八千を算したり。

痘症は多年之を横行しつゝありて、今や痘痕ある者漸次減少せり。尤も歐人は痘症に洩るゝ者を出し易き事情ありて、天然痘に罹る者も比較的彼等の内に多し。

患は從來埃及住民を苦めたる病氣なりしが、カイロ・アレキサンドリアが率先して貧民に施療して以來、患者の數著しく減少せり。

孤兒院は全國民より敬慕せられたる一歐洲婦人の記念の爲めに、一般の義捐金に依りて設立せられたり。

カイロの癩狂院も我専門家の監督の下に置かれ、爾來院内の秩序整理せり。特別に大規模の癩狂院を設立せんとして今や工事中なり。

家畜の治療並に衛生も、一八八六年以來、我獸醫の監督の下に置かれ、茲に面目を一新せり。今其事業の二三を擧ぐれば、(一)獸醫學校を設立し、(二)搾乳場、屠獸場、家畜小房等を嚴密に監督して、完全なる衛生上の設備を備へ、又は強制し、(三)助産婦、其他數種の傳染病の流行を防止せり。

之を要するに、以上述べ來りし經營は未だ完備の域に達せりと謂ふを得ざれども、而も其成績は甚だ顯著にして、何人をして其術に磨らしむるも、此以上の成功を期するに難かるべし。實に是等の事業に精力を傾注して、幾多の困難と奮闘したる英人は、歐洲文明中の高人必須の要素を此國に輸入することに於て成功し

たる者なり。

衛生の改革は醫療の改革に比して自から進々たらざるを得ざりき。即ち人民の衛生を重せざること、彼等の保守的本能とは、此方面に於ける急速なる進歩を殆ど不可能ならしめたり。されど今日已に成績の見るべきもの必ずしも過しとせず。今其數例を擧ぐれば、概要なる都市の水道敷設に着手し、回教寺院の便所より汚物をナイール河又は溝渠に排出することを禁じ、都市の回教寺院を充分清潔にし、衛生上危険と認めたる墓地を移轉する權利を收め、村落の附近に存在する有害なる沼澤の埋立に着手せり。尙將來國庫に餘裕を生ずるに従ひて、衛生上の改良は政府事業中の重要な位置を占むるに至るべし。

最後に衛生上の施設が流行病の蔓延を防止したる偉功に就きて一言せざるべからず。茲に一八八三年の虎疫流行に際しては、此病の爲めに残れたる者五萬八千三百六十九人と註せられ、其實數は遂に之に超えたり。然るに一八九六年再び虎疫の流行激烈なりし時には、死者の數一萬八千五百五人に過ぎざりき。斯く死亡者の減少したるは、主として衛生局が、サン・ローレンスとサン・カレロスに

ンナンクとの指導の下に有効なる活動をなしたるに因るものなり。尙一八九八年より九九九年に跨るベスト流行に際しては、當事者の功勞殊に顯著にして、爲めに一般の稱讃を博し、名譽の月桂冠を得たり。統計の示す所に據れば、アレキサンドリアに於て、一八三四年より四三年に亙る十年間にベストの爲めに痘れたる者は、一萬二千三百八十人に達し、實際は尙遙に多數なりしならん。一八九九年より一九〇五年に亙る七年間に同病にて痘れたる者は六百四十七人に過ぎざり。此比較は近時の嚴密なる豫防法の如何に有効なるかを最も明白に證明するものと謂ふべし。

第五十八章 司法

サ・エドワード・マレットの意見——混合裁判所と獨本裁判所——ケー・アイ裁判所——本國人裁判所——一八八三年以前の司法——外國制度の模倣——司法機關——サー・ロ・マックスウェルとサー・マクルドナルド・レイスの開始したる改革——之に対する反對——

サ・エドワード・マレットは一八八三年、埃及を去るに當り、宣言して曰く、埃及住民に取りて第一の必要は司法機關を改善するにありと、本章に於ては此要求が如何なる程度まで満たされたるかに就きて、最も簡單に説明を加へんと欲す。茲に第四十二章に於て、混合裁判所は歐人の關係せる一切の民事訴訟を取扱ひ、領事裁判所は歐人が被告となれる刑事訴訟を取扱ふことを述べたり。而して此兩裁判所には今日に至るまで、一九〇七年迄と何等の變化なく、唯混合裁判所の法規に瑣少の變更ありしを例外とするのみ。其然る所以のものは兩者が堅牢なる列國協同主義の城壁内に籠りて、改革者の接近を許さざりしこと、並に埃及人の裁判所の如く改革の必要切ならざりしことに因るなり。

次にケイプ裁判所即ち回教徒の身分に關する訴訟を取扱ふ法廷に於ても亦殆ど何等の變遷なし若し此法廷を改革せんとせば埃及人自身をして此運動に腐らしめざるべからず何となれば外部より改革を壓迫するは曾に政策上有害なるのみならず結果も亦恐らくは失敗に終るべければなり司法改革者は此方面にも全然改革の矛を向けざりしにあらざれども其主力は之を他の方面に傾注せり。

最後に來る本國人裁判所は土耳其臣民間の民事訴訟並に土耳其臣民が被告人となれる刑事訴訟を取扱ふ所にして一八八三年の創設に係るものなり此裁判所の設立前は殆ど本國人の裁判所と稱するに足るものなく無率の良民にして他人の犯罪の爲めに罰せらるゝあり甚しきは何等の口實なくして刑に觸るゝ者すらありき尙當時の民法が支配者の惡事を蔽ふ道具として使用せられたるは、イスマール・パシヤが臣民の捕虜烟を沒收するに當り常に嚴密なる法律上の形式を蹈みたるを見て明かなりとす一八八三年以後の出來事に就きては左の事實を既に第四十章に於て述べたり(一)一八八三年より司法省が英人の指導を

受くるに至りしこと(二)英人がスーダンの叛亂國庫の窮乏國際間の反目等に因りて容易く脱し難き苦境に陥り一八八四年—五年一時本省の經營を埃及人の手に還附せしこと(三)埃及人の經營が全然失敗に終りしこと(四)遂にカー・ワシム・コトを司法顧問官に任命して改革の幕を開きしこと

前に述べし如く一八八三年以前には司法制度と稱するに足るもの存在せざりしも此一事を以て直ちに英人が自己の可とする制度を自由に輸入し得たりとなすは誤れるの甚しきものにて佛蘭西の法律と手續とが此國に如したる根柢は容易く抜き得べくもあらざりき即ち一方に於て一八七五年の創設に係る混合裁判所は佛蘭西の法典を採用して國民を此法典に慣れしめたると共に他方に於て法律に志す青年埃及人は總て佛蘭西にて教育を受けつゝありき斯くて新裁判所は已むを得ず範を佛蘭西に採りしが惟ふに後日スーダンを實施せしものに似たる簡單なる法律並に手續は(殊に刑事訴訟に於て)此佛蘭西流の法典よりも一層埃及國民の要求に適合せしならん。

爾來此占領當初の刑事裁判制度を廢して新制度を實施すべしと主張するもの

も皆からざりしが、之には種々有力なる故障ありて、容易く實現し得べくもあらざりき。殊に改革の實を舉ぐるに就きての最大困難は、主として此國特殊の事情に基くものにて、或る根本的改革論者の考ふるが如く、單に制度の變化に因りて排除し得べきものにあらざりき。余の所謂最大の困難とは、人民の特質、新制度を運用すべき人物の缺乏、並に專制國より法治國に移る過渡時代に隨伴する特殊の事情に基因せしものなり。當局者亦此に見る所あり、斯かる根本的改革を斥け、經驗上國民の要求に適切なりと認められたる小改革を順次に實行し、徐々に缺點を排除せり。

サー・ワシントン・スコット並に其後繼者サー・マルコム・マクドナルドが代々の司法大臣を補佐して順次に實施したる改革の内にて、最も重要なるは次の四項なり。(一) 始審裁判所暨觀委員會の創設(註、本會は裁判所の判決を否認し、又は修正する權能を有せず)、(二) 下級裁判所の權限擴張(初り民事に就きて、後刑事に就きて)、(三) 無用の形式を廢せんが爲りの刑法修正、(四) 巡迴裁判制度の創設(其判決は法の適用に關する不服の外上訴を許さず)。

抑埃及に於ける凡ゆる改革は必ずや多少の反對を受くるを常とす。此反對は新事物の輸入を嫌視する頑迷者流の本能か、若くは改革の必要を感じつゝも不知不諱の間に舊思想に囚はるゝ革新派の不見識に基くものなり。而して一の改革の結果が百利ありて一害なきこと明白となるも、埃及人が此經驗に鑑み、爾後の改革に對して決して反對の矛を收むるが如きことなし。されど茲に歐人改革者の記憶すべき一事は、其改革の正當なる限り、之に對する不平の聲の決して永續せざることなり。これ蓋し東方人が深く宿命説を信じ、既成の事實に對しては甘んじて之に服従する傾向あるが爲りなるべし。上に述べたるサー・ワシントン・スコット並にサー・マルコム・マクドナルドの司法改革に際しても、之に對する反對は、幾許もなくして消滅せり。尤も此は改革の效果甚だ顯著にして、反對者の空論を粉碎せしにも因るべし。

以上司法制度改革の大要を述べしが、制度の改革は固より重要なりしも、最も主要なるは事ろ之を運用する人物を得るに在りき。サー・ワシントン・スコットは一八九四年の奏記して曰く、

「法律の價値は裁判官の人物に由りて定まるてふ真理は、一八九〇年以前に於て全然闕却せられし所にして、當時始審裁判所並に控訴院の判事の多數は毫も必要なる資格を具備せざりきと。」

是より先一八八三年、本國人裁判所創設の際、眞に司法の任に膺り得べき埃及人甚だ少數にして、而も人選が中間者の手を経し爲り、最適任者中に却つて任命に漏れし者ありしが、此情態が即てサー・ワシントン・ニコットの就任前まで繼續せしなり。彼の就任後は無能なる判事漸次淘汰せられ、従つて判事の能力年と共に其標準を高めたり、殊に最近法律の素養ある埃及人著しく増加したる結果、現時司法部内の官吏は殆ど埃及人を以て充たされ、千六百人の定員中歐人の數僅に三十六人に過ぎず。

サー・エドワード・マレットが一八八三年に健全なる司法制度の必要を主張せることは、本章の初めに之を一言せしが、以上述べし改革は果して此目的を達したりや。

此質問に對しては、大體に於て躊躇なく然りと答ふるを得べし。抑、サー・エドワー

ド・マレットが司法制度の改革を希望せし所以は、埃及の主權者並に官吏の横暴に對して下層人民の利益を保護する裁判所を設立せんと欲したるに在り、而して此目的に届ふべき意志と權力とを有する裁判所は今や完全に成立せり。實に現時の裁判官は常に政府の干渉を受けざるのみならず、苟くも自己の獨立を疑はるゝが如き言行は嚴に之を慎み、金力に依りて判決を左右せらるゝが如きことなし。裁判の遅延若くは判決の不當は時に之なしとせず、尙人稱的若くは宗教的感情の作ふ場合に、不知不識、公平を缺くが如きことは必ずしも之なきを保せざるべし。されど是等を外にしては、埃及人の法廷に對して何等重大なる非難の加ふべきなし。余は一八九三年三月九日に於て已にロー・メモリー卿に次の如く報告するを得たり。曰く、今や埃及に於ける司法は一定の法理に據り、其判決は稀に起る例外を除けば、皆正鵠を得たるものと謂ふを得べし。占領後僅に十年にして、斯かる情態を見るに至りしは、司法大臣並に其顧問官を初めとし、此事業を襄贊したる判事歐人並に埃及人其他の官吏の名譽と謂ふべし。埃及人判事は刑律を街ふ弊あり、且つ中には難見弊態にして、時に排英的感情を顯す者あれども、彼等

が其同胞の訴訟に對して公平なる判決を下す限り、寛洪なるフンクローヤクメン人種は固より之を恕すべきなり」と、斯くてデフッラン卿の目的とせし強者に對する弱者の保護は、今や遺憾なきを得たれども、茲に忘るべからざるは、此一事が司法作用の全部にあらざることなり。即ち其の司法作用は、之と同時に悪人の害毒より社會を保護して、其安寧を維持せざるべからず、然るに此種の保護が近時の埃及に在りて稍、不十分なりしは、殆ど疑を容れざる所なり。其然る所以は、一方に於て文明が犯罪行為の證據十分なる者にわらずんば、之に刑罰を加ふるを許さざると共に、他方に於て埃及社會の特殊の事情が十分なる犯罪の證據を擧ぐることを著しく困難ならしめたるに因るなり。余は埃及よりの最後の報告中に、此事に關する己が所見を陳述せしが、今之を引用して本章を終らんと欲す。

余は犯罪の増加が、近時埃及に於ける政治上の現象中、最も不満足なる出来事なるを述ぶるに躊躇せず、之に就きて埃及政府は、屢、次の如き要求を受けたり。曰く、犯罪増加に對する其の善後策としては、犯罪者の處罰よりも、寧ろ犯罪を

増加せしめたる原因を探究して、之が除去に努めざるべからずと、惟ふに犯罪者の増加に際し、其原因を探究するの必要なるは、論者の説くが如くなれども、之を除去し得べき妥當なる方法ありや否やは、原因其物の性質に因りて決定すべきなり。今この原因に就きて考ふるに、富の減少が犯罪を誘致するは一般に認めらるゝ事實なれども、幾分にも此國の事情を知れる者は、此點に就きて何等の疑を挟むことなかるべし。余の見る所に據れば、原因は現時の裁判が犯罪者をして十分なる恐怖心を惹起せしむるに足らざるに在り、之を一九〇六年度の統計に徴するに、犯罪者を處罰せしは僅に總數の四割三分五厘に止まり、其他の五割六分五厘の内には固より逮捕し得ざりしものもあれど、證據不十分の慶を以て處罰するを得ざりしもの甚だ多かりき。余は先刻アルゼンチンの事情に通曉せる一佛人と談話せしが、彼の首に據れば、アルゼンチアの山中なる諸地方に於て、従來の軍法會議制度を改めて普通の裁判所を開くや、アルゼンチアのシークの一人は之を批評して曰く、今後は處罰せらるゝもの殆どなかるべし、何となれば裁判官が有罪を宣告するには、適當なる犯罪の證據を要

すればなりと余は未開なる東方の人民に西方の制度を其儘適用せんとして
 焦慮する人士に對して、此レークの警語を呈せんと欲す、即ち彼は證據に拘泥
 せざる從來の裁判が、無事の良民を刑に觸れしむることよりも、寧ろ十分な
 證據を必要とする今後の裁判が、犯人をして刑罰を免るゝに至らしめべきを非
 難せしなり、埃及に於ても司法作用の現状を要ふる者の中には、之に對する唯
 一の善後策として、過去の司法制度に似たるものを復活すべしと主張する論
 者なきにあらず、されど斯くの如きは再び司法制度を退歩せしむる所以なれ
 ば、半ば文明の域に達したる埃及に於ては、余の斷じて持問し得ざる所なり、余
 は決して今日の事態を輕視する者にあらず、多年の專制制度に代ふる
 に整頓せる法治制度を以てするには、長年月の間多大の困難を忍ばざるべか
 らずと信するなり、但し能ふ限り此困難を輕減せんが爲め、實に警察並に司法
 の制度を改善するのみならず、教育の普及並に成人感化院の設立の如き方法
 に依りて犯罪の傾向を阻止するは固より甚だ必要なり、尙之と同時に、犯罪の
 證據事れる罪人に適當なる刑罰を課するに於て毫も優待する所あるべから

ず、近來埃及に於て、罪人に凡ゆる同情を注ぎ、彼等の被害者たる一般良民の迷
 惑を顧みざる傾向あれども、斯くの如きは決して稱讃すべきことにあらず。

第五十九章 教育

教育政策—進歩の補助物—資金の缺乏—ハルシー—埃及の智的発展—師範學校—初等及び中等教育—人格養成の進歩—女子教育。

以上攻究し來れるは物質的進歩若くは政治の發達と云ふが如き方面のみなりしを以て、以下埃及人の智識並に道德の進歩を觀んと欲す。曾つて東方問題に精通せる某氏は、埃及が常に他國の奴僕たりしことを述べしが、世の陋劣なる批評家は英人を以て埃及の此情態を寧ろ喜べる者と臆測せり。余は曾つてレーク・マハメド・アブツの如き名士にして、猶此種の俗論に加擔せるを見て失望の情禁じ難きものありき。何となれば彼は此事が無務の臆説に過ぎざるを飽くまで熟知せし筈なればなり。英人は果して永く埃及人を屈從せしめんが爲めに、此智識の發達を阻礙せんと試みたるか。將た斯かる事むべき利己心を棄て、埃及人を教育し、之を指導し、得べくんば將來自治の國民たらしめんとして努力したるか。余は本意に於て事實に徴して之が解決を試みんと欲す。

抑、此國に於ける教育問題は實に埃及人の運命を決すべき大問題なるのみならず、全歐洲殊に我英國に取りて重大なる關係を有するものなり。何となれば若し埃及人にして一度自治を全うし得るの域に達せんか、長く歐洲列國を苦めたる埃及問題は茲に初めて終を告げ、同時に我英國は多年の煩累より免れ得べければなり。曾つてマコーレー卿は印度統治の方法に關して、印度人民を長く従順ならしめんが爲めに、彼等の教育を怠るべきかの問題を提出し、自ら之を斥けて曰く、政府は個人の如く、其存在の意義を全うする爲めに如何なる代價を拂ふも可なり。實に生存の爲めに生存の本領を棄つるは、個人並に國家に取りて甚だ卑むべき方法なりと。埃及に於ける英人も亦正しくマコーレー卿の主張を實行せし者にて、吾等は英國の政策は埃及國民の無智と卑屈とを獎勵するに在りと云ふが如き人氣取の曲論に對しては飽くまで之を追究し、論者をして顔色なからしむるを得べし。埃及人に今日尙自治の能力なきは事實なれども、以て英人の責任に歸すべきにあ

らざるは、苟くも公平なる眼を有する人士の齊しく是認する所なり。夫れ二十年の歲月は國民の歴史としては誠に短日月なり。物質的進歩は時に甚だ急進なるものあれども、智徳の發達に至りては決して爾く著しきを得ず。従つて徳政を養成するは決して運河を穿ち、鐵路を敷くが如き容易の事業にあらず。殊に一國の樞機に參する經世の士を養成するが如きは固より短日月の間に成功すべき筈なし。埃及人が數百年間惡政の下に立ち、其智力は痲痺し、其良心は萎縮して、所謂病膏肓に入るの趣あるを思ひ、殊に革新當初の事情紛糾を極めしことを顧れば、今日埃及が眞の自治に向ひ着々其歩を進めつゝあるを見て、寧ろ其進歩の顯著なるに驚くべきにあらずや。

埃及が今後直ちに自治の國家たるを得べしとは、昔に埃及人のみならず、歐人の間にも往々唱へらるゝ所なるが、彼等の所謂自治とは果して如何なる政治を指すか。若し埃及人が固有の野蠻なる方法に依りて此國を治むるを以て自治と認め得べくんば、自治の國民たらしめんとして彼等を教育するは畢竟無意味の事に過ぎず。されど彼等一流の自治は果して克く此國を統治し得べきか。殷鑑遠か

らず、一八八二年の事變に在り、當時彼等は自ら國內を統治せんとせしも、幾許もなく其不可能なるを認められしにあらずや。知るべし、歐人の認むる埃及の自治なるものは、埃及住民が歐人の見て以て可とする方法に依りて自ら治むるにあらずるべからざるを。

余はメレソリノロン等の云ふが如く、文明的政治は如何なる國家をも救ひ、又如何なる政治問題をも解決し得べしとなす者にあらず。唯今日の埃及人が自ら施し得るが如き野蠻なる政治の下には、一般住民が忍ぶべからざる不幸を蒙るべきを想ひ、自治を許すに先ちて、彼等をして一層文明的政治に習熟せしめざるべからずと信するなり。然るに一方に於て埃及人の品性と智能とを啓發するの困難なるを想ひ、他方に於て此國の政治行政機關が現に紛糾錯雜を極めつゝあるを思へば、彼等をして之が運轉に習熟して相應の治績を擧げしむるに至るは、僅少なる歲月の能くなし得る所にあらずるを知るべし。斯くの如きは少しく埃及の事態に逼せる人士に取りては論ずるまでもなき事なれども、世には埃及の自治が近き將來に於て實現せらるべきを夢想する者なきにあらずるが故に、茲に

一言を費せし所以なり。

以上述べたる所に依りて、教育の進歩が直ちに重大なる政治上の果實を結び得る望なき理由を明かにせしが、然らば教育其者は吾人の希冀するが如く施されしかと問へば、不幸にして然りと云ふを得ざるものあり。今教育の急速なる進歩を妨げし理由を尋ねるに、重なるもの二あり。

第一は經費の缺乏にして、これ最大の故障なり。先づ一八七七並に七八の兩年度即イスマール・パレの爲めに惹起せられたる財政紊亂が其極に達せし頃は、政府が教育の爲めに費す所、年額僅に二萬九千埃及磅に過ぎざり。次に英佛協同干渉の年には之が爲めに約七萬埃及磅を支出せり。後英軍の初めて埃及を占領せし頃は、此國が破産に瀕したる時機として、極度の節約を要し、國家が此危機より脱せし後も最も緊急と認められしは、兒童を教育するよりも寧ろ其父母を收税吏の誅求より救ふに在りたれば、教育費は數年間依然として増加せず、其増して八萬一千埃及磅となりしは一八九〇年の事なり。爾後教育費は常に徐々に膨脹せしが若し列國協同主義が埃及政府の自由を束縛することなかりせば、其額

は最近を俟たずして、已に著しく増加せしなるべし。

註 一九〇六年度の經費三十萬五千埃及磅、一九〇七年年度の豫算三十七萬四千埃及磅、一九〇八年年度の豫算四十五萬四千五百五十埃及磅なり。而して以上は總て經常費にして、校舍の修築費並に其修繕費を含む。

第二の故障は、パレ、國固有の事情に基きしものなり。元來パレ等は決して教育の進歩を欲せざるにわらず、寧ろ其多數は知識の獲得が、此國をして遂に外國の統治より脱せしむる唯一の利器なるを知るが故に、衷心教育の發達を希冀せり。されど彼等は教育行政の事に關して毫も知る所なく、従つて彼等の正當なる希冀を滿すべき手段に出づるを得ざりしかば、其政策の實果は常に豫想に反したり。加之英軍占領の當初、文部大臣の椅子が政權の爭奪と共に頻々として其主を代へたることも、亦失敗の一原因をなせり。余は一八九二年に次の如く誌せしことありき。曰く、教育政策の動搖は、教育の進歩に大障害を與へたり。過去廿九年間に文部大臣或は教育總監の交代を見ること實に二十九回に及び、而も彼等は其前任者の行政的措置を變更するを常とせしが故に、諸學校は絶えず混亂の狀態に

陥り、其弊甚だ甚しとせずと。
 教育政策の變化の激甚なる時に人をして茫然たらしむるものありき。或る時は埃及改革者の常套たる外國制度の模倣を事とせり。ヤシューア・アイン・パシヤは埃及の教育に關しては埃及人中獨得の位置を占むべき人なるが、彼の言に曰く、文部大臣は佛蘭西流の學校制度の模倣を以て満足し、國家と國民との將來の必要に鑑みて、之を取捨するが如き勞を執る事なしと、然るに未だ幾許ならずして祖迷固陋なるパシヤ、出づれば、直ちに極端なる排外的感情を以て、舊の方針を一變し去るなり。此種のパシヤは、歐人の學術を尊重するに拘らず、此學術の教授が堪能なる埃及人教師の養成せらるゝに至るまで、歐人に依らざるべからざることを認めんとせざりき。尙教授の用語に就きても、歐洲に發達せし科學は歐洲語を解するにあらざれば、學び得ざるものなるに、彼は先入の謬見を脱する能はずして、亞刺比亞語にて教へ難き科學は教ふるを要せずと宣言せり。彼は教師の素養、教授の價值、校舎の設備等に就きては何等顧る所なく、只管學校と生徒との數を増加して、文迷の興隆を望みしも、其實停滯若くは退歩とも云ふべかりしなり。要する

に英軍占領の初期に於て、賢明なる教育政策の採用に對する最大障害は、少數の有力なるパシヤの頑迷に歸するを得べく、若し英人をして初めより自由に其手腕を揮はしめば、一層多大の進歩を見たるべきこと疑を容れざるなり。
 斯くて英人は其埃及經營の初期に於て、意の如く教育事業を發展せしむるを得ざりしも、之を其以前の半世紀間に比すれば、事業の經營は比較的容易なりき。何となれば埃及國民が多年の長夢より覺醒して教育の必要を感ずるに至りしは、占領以後の現象なればなり。曩にメヘメト・パシヤは、己れは無學にして四十七歳に至るまで全く書籍に親まざりしに拘らず、大に歐人の智識を尊重し、都市並に大村落に學校を設けし事ありしも、彼は斯かる點に於て專ら時勢に先んせし者に於て、其臣民は一般に之を欣ばざりき。當時兒童の母が其子の學校に入るを免れしめんが爲め、之を盲目者となせしを見て、如何に彼等が教育を嫌惡せしかを推知するを得べし。其後半世紀以上に瀕りて國民は猶殆ど教育の價值を無視したり。ヤシューア・アイン・パシヤの一八九四年に講きたるものに次の如き一節あり、曰く、一般公衆が其子女の教育に何等の興味を有せざるのみならず、專ら之に反對

したるは、今より更に八九年前まで継続したる現象なりと、埃及人が俄に教育の必要を感ずるに至りしは、彼等が智識の爲めに智識を渴望せしにわらず、或は深く己れの無智を耻ぢたるが爲めにわらず、寧ろ其眞因は時勢の變轉と共に學問が官吏たるに必要な資格となりしに在り、何となれば當國の如き上流並に中流階級の大部が政府に倚りて衣食する國に在りては、彼等の子弟の學校に入らざる者は、將來に於ける生計の安固を期し難ければなり、事の茲に至りしは全く歐洲諸國の接觸に因り、此國の政治が漸次歐化せられ、且つ其人民が歐人並に近東諸人種と競争せざるべからざるに至りし賜と云ふべし。

原因の何れに在るに拘らず、今日の埃及人が教育に重きを置くは、彼等が之が爲めに財貨を蓄まざるを見ても疑を容れざる所なり、例へば英軍埃及占領の初期に在りては、官立學校生徒の殆ど全部は無月謝にて教育を受けしが、其後米だ幾許ならずして、其多數は授業料を納付するに至れり。

余は一八八九年、上埃及の僻地、歐人を見ること稀なる部落を旅行せしが、地方人民の余に對する希望の最も主要なるものは、村落に學校を設立せんことを政府

に迫るに在りき、當時ヤク・ア・ア・ア・ア・ア・アの記せる所に曰く、學校の創立並に其擴張は一般の流行となり、各地の有志者は何等具體的成案なくして、只管之を政府に要求せり、と、適莫埃及人が己れの無學を悟り教育を希ふに至りしは、國民的生存競争に於ける一大進歩と云ふべきなり。

余は次に如何なる教育の手段が採用せられしかを説明せざるべからず、ヒース氏曰く、回教教育の主眼はモハマドの宗教を教ふるに止まり、其他の智識を授くるは無用にして寧ろ危険のこと、看做されたりと、事情斯くの如くなるが故に、かの有名なるエル・アザハール大學を利用して教育の一般標準を高むるは明かに不可能の事なりき、されば英人は此學校に對しては何等の干渉を試みず、回教徒の之を經營するに一任せり。

エル・アザハール大學が純粹なる回教的教育系統の最上部をなせるに對して、此教育系統の基礎をなせるものは、回教寺院の大多數に附屬せる村落學校なり、是等村落學校の教育に關してヒース氏の説く所次の如し。

「兒童の初めて學校に入るや、教師は小板に亞利比亞語のアルファベットを講き、之を

兒童に與へて學ばしめ、次に數字を教へ、次に神の九十九の名、並にコーラン(回教經典中に在る種々の單語を書かしむ、兒童が言葉の綴方を修得するや、教師は直ちに亞刺比亞文のコーランを教へ、漸次全篇を授く、コーランを讀むことは宗教上の重大なる義務と認められるれども、兒童は全然コーラン讀のコーラン知らずなりとす、之を終れば文法の初歩並に數學の二三の法則を授く、(中略)校長は概して甚だ無學なりと。

斯かる回教學校を全く無用のものとなすは極端の論にして、兎に角一定數の人民は是等の機關に依りて稍、文字ある者となり得しなり、されど苟くも之を教育的設備と認むる以上、其成績の舉らざることを寧ろ驚くべきものありき、英軍埃及占領の初めに當りては、之が改革の企圖は費財の缺乏の爲めに妨げられしが、一八九七年の頃に至りて愈、其實行を見ることとなり、讀書、習字、算術の教授を基礎として、適當なる教科目を撰び、外國語教授は總て廢棄することとなり、斯くて一八九八年以後、政府の監督に屬する村落學校は年々其數を増加せり、一九〇六年の調査に據れば、村落學校の數は政府の直接補助せるものと地方官

廳の保護の下に立てるものを併せて四千五百五十四に達し、其生徒數は十六萬五千内一萬三千は女生徒を算するに至れり。

埃及に於ける初等教育を健全なる基礎の上に置かんが爲めに努力するは、例れ點より觀るも甚だ必要なることなるが、余は左に主として統治上より觀たる必要に就きて一言せんと欲す、夫れ近年教育事業の發達と共に、其免れ難き弊害として、國內に有害なる煽動家を激増したるは、苟くも此國の將來を慮る者の深く注意せざるべからざる一事なりとす、何となれば一般民衆をして是等一知半解の煽動家の愚策を盲信せしむるが如きは、利害の點より觀るも、道徳上より觀るも、大に憂ふべき事なればなり、然らば之に對する救済策如何、此種の人士が屬高等なる學校の門戸より出づるの故を以て高等教育を阻止すべきか、否、東方諸國に於ける高等教育の發達が當に避け難き大勢なるのみならず、吾人が寧ろ進んで之を奨励せざるべからざるは既にマコーレー卿の説きし所、文明國民の執るべき政策は固より斯くの如くならざるべからず、惟ふに唯一の一般的救済策は指導者たるべき階級の進歩に伴ひて、一般民衆も亦適當なる發達をなさしめ、

彼等をして政治的山師の熱烈なる雄辯の下に潜める虚偽を發見し、其所謂經濟民の大經綸も亦屬爲りにする所ある畫策たるを知らしむるに在り、之を現時の印度に於ける精神界の趨勢に徴するも、治者階級と被治者階級との教育に多大の差別を設くるは、幸に危険ならずとするも、決して策の得たるものにあらざること明かなり。

埃及に於ける初等並に中等教育の最近の發達を詳述するは紙面の許さざる所なれば、遺憾ながら之を割愛す。専門教育も亦重大なる問題なれども、同じく之が記述を見合はすべし。

註 九等の題目に就ては余の年々の報告書中に詳述し置きたり。

今試に數字を以て教育の現状を一言すれば、一九〇六年に於ける村藩學校以外の學校五百五校にして、教師四千三百四十一名、生徒約九萬二千名、内女生徒約二萬なり。現大臣カード・パレン・ヤング・ラウル並に其顧問官マンロー・ア氏の文明的行政の下に各方面の教育が急速なる進歩をなしつつあるは喜ぶべきなり。

官立學校に於ける教授の實質が近年著しく改善せられしは疑を容れざる所に

して、新に僱聘せられたる歐人教師は其人格の感化と巧妙なる教授法とにより、百難を排して各學校の程度を高めたり。教授科目中亞刺比亞語とヨーロッパの教授は漸次嚴重なる監督を加へられたると共に、歐洲語の教授は其面目を一新せり。曩に當局者は學生が幾多の國語を修得せんとして時間を空費し、頭腦を損するを顧みざりしが、今や斯くの如きことなし。尙之と共に、かの精神を活動せしめずして語込を主とする此國古來の教授法が排斥せられたるは、教授上の一大進歩と云ふべし。英佛語の如きも今や語學の一部として教へらるゝにわらずして、歴史、理化、其他の學科を教ふる媒介として採用せらるゝことゝなれり。尤も將來高等の教育ある埃及人教師の増加せる曉には、亞刺比亞語を以て教へらるゝ教授科目漸次増加するに要るべし。

政治的見地よりして最も重要なる教育上の問題は、最近に激増したる教育ある埃及人が果して自治の民となり得る資格を有するや否やに在り。凡そ教育とは之を廣義に解すれば、未成年者をして將來有爲の人物たらしめんが爲めに、彼等に與へられる、總ての智的並に道德的影響を指するものなるが、埃及に於ける

教育は果して此任務を全うしつゝありや。
 此問題に對して今直ちに確實なる判断を下すは固より不可能のことなり。されど廣く埃及の社會を見渡して、歐人が多少埃及人の人格を向上發展せしめたりと言ふは必ずしも誇大の言にあらざる。埃及青年の一部が歐洲語を解し、歐洲の文學理學を學ぶに至りし一事に就きて考ふるも、彼等が思想を正確ならしむる習慣、歐人の東方人に對する最大特色を養ふに於て、多少得る所ありしは疑を容れず。加之幾多の有徳なる歐人の來るあり、其高尚なる思想に依りて政治上社會上の諸問題を解決し、例へば野蠻なる刑罰の廢止、強迫的勞働其他の虐待の精勵、所有權の神聖並に法律上の萬人平等主義の確立、奴隸廢止、親戚推挽の阻止等、且つ之に依りて埃及の社會的政治的空氣の腐敗を防退したることを思へば、假令一方に於て不情不徳なる歐人の埃及人に悪影響を及ぼしたるものありしとするも、主として歐洲の健全なる道徳律が此國に浸潤し、國民の品性に公正、勇氣、中庸等の諸徳を賦與するに於て幾分の功を奏したるは殆ど疑を容れざる所とす。されど彼等の品性には尙大に改良の餘地あるのみならず、今日までに陶冶せられ

たる部分と雖、歐人の道徳的感化にして一度其勢力を減せんか、必ずや以前の情態に向つて退歩すべし。

今吾等をして暫らく事の枝葉に立入らずして、解決を要する問題の一般を大觀せしめよ。余の見る所を以てすれば、埃及人をして新時代に入らしめんが爲めに、必ずや彼等をして歐洲文明の眞精神を吸收せしめざるべからざる。余は之を論ずるに當り、強ひて我基督教に重きを置くものにあらず。歐洲に在りては前に基督教の傳播ありて、後に文明の進歩を見たれども、之を以て直ちに基督教が歐洲文明の發展に缺くべからざるものと斷ずる説に對しては、事の前後を見て直ちに其間に因果の關係ありと認むるものなりとの非難も、必しも成立し得ざるにあらず。従つて基督教の信仰を採用するにあらずんば、歐洲文明の眞精神を體得するを得ずとの説に就きても、亦多少の異論なきを得ざるなり。斯かる議論に最も引用せらるゝ好例は日本なるが、余は日本の事情に精通せざる爲め、其最近の歴史を見て直ちに確實なる推定を下し得ざるを遺憾とす。されど余の觀察し得たる事實に基きて考ふるに、次の一事のみは之を推論するを得ん。即ち佛教(神道

も亦同様ならんと信ずの教誨並に其社會的の制度は、回教の教誨並に制度よりも比較的容易に外來の思想宗教以外の並に政治的組織を消化し得ることなり。今姑らく問題を回教國民の發達に限りて考ふるに、之に就きて最も重大なる關係を有するは婦人の地位に關する問題なるべし。之を歐洲に就きて觀るも、若し婦人の地位にして他の邦國に於けるが如く下賤なりしとせば、今日の如き文明は到底成立し得ざりしならん。今假に歐洲文明に依りて大に發達せんとする回教國ありとするも、其國に於ける婦人の地位に變化を見ざる限り、該文明の輸入に伴うて起るべき國民の思想並に品性の向上は多大の障礙を蒙ること明かなり。之に反して若し其國に於ける婦人の地位を高めんか、單に此一事を以てして既に歐洲文明並に基督教的道徳の最大支柱を建設せしものと云ふを得べし。然らば如何にして婦人の地位を高むべきかと云へば、雖しも先づ思ひ及ぶべきは婦人の教育に在り。近年埃及に於ける女子教育が逐年陸運に向ひし結果は、此國の思潮並に風習を著しく變化せしめたり。初めて女子教育の企てられし頃は、埃及人中ヤクトーパ、パレン、アーンが之に就きて僅に興味を懷きしのみにて、上流

埃及人の大多數に至りては之に對して絶對的に反對せり。されば折角幾多の故障を排して女學校を建設したれども、最初父母は其娘を學校に入らしむるを好まず。假令入學せしむるも、幾許もなくして退校せしむるを常とせり。斯かる有様なりしかば、女子の登校を奨励する爲め此多數には授業料を徴せざりき。而して是等の生徒の大多數は貧民の女子なりしかば、登校を厭はざる者と雖、一般に學校は兒童期の最初の數年を経過せし女子の留るべき所にあらざり考へ、長く在學する者なかりき。尤も早婚の行はるゝ國なれば學校を退きて直ちに結婚する者も尠からざりしなり。以上は女子教育開始當時の情態なるが、爾來星移り物變りて現時は女子教育に對する父母の嫌惡も漸く過去の夢たらんとし、官立小學校にては、授業料を納附せざる生徒は殆ど皆無となれり。尙中等程度の女學校の建設に對する請求も頻々として各地に起り、私立女學校の數も亦近年大に増加せり。惟ふに男子の中等學校並に高等專門學校が絶えず卒業生を社會に送り出す事も、間接に女子教育擴張の運動を刺激せしなるべし。何となれば新時代の青年は教育ある妻を得ん事を要求するに至りたればなり。斯くて女子教育の年限

も亦漸次延長の必要を見るに至り、従つて結婚の時期も以前の如く早きに失せざることをなれり、斯かる形勢なれば女子教育が將來益隆盛の域に向ふべきは殆ど疑を容れざる所なりとす。

されど教育ある埃及婦人が男子に健全なる影響を與へて、其向上を助くるや否やは尙未決の問題に屬す、當國に於て歐洲的教育によりて養成せられたる回教婦人は其數未だ多からざるのみならず、殆ど其全部は嚴に外界との交通を絶たるが故に、今日までの結果を觀て確實なる斷案を得ること甚だ難し。

抑歐洲に在りて婦人の宗教心が概して男子よりも強きは最も自然の傾向にして、これ婦人が男子の如く推理を試みず、専ら感情に因りて信仰するが故なり、然るに回教國婦人の信仰は概して男子の如く強からざるを常とす、東方諸國の事情が歐洲諸國に比して事毎に背馳するが如くなるは甚だ奇とするに足るものあれども、上に述べたる相違は其原因明白にして、全く回教が基督教に比して著しく婦人を無視せしに基くものなり、モハメドの教諭が婦人の來世を認めざりしとなすは、敢て敢なる回教徒の齊しく否定する所なれども、元來回教が男子の爲

めに男子の創めし宗教にして、婦人を男子の下位に置きしことは、教祖の言行に徴するも尋ふべからざる所なり。

されど婦人は容易に先入の思想を脱し得ざるものなれば、回教國婦人も其信仰に於ては比較的薄弱なるものあれども、回教を中心とする風習並に思考法に依りて長く精神を支配せらるゝ點に至りては、男子に比して優るあるも決して劣ることなかるべし、所謂歐洲化せる埃及男子が通常回教の信仰を失ふと共に、基督教の信仰にも到達せず、其他總て歐洲文明の價值ある部分を消化すること困難なるは人の知る所なるが、歐洲的教育を受くる埃及婦人は果して斯くの如くならざるを得べきか、余は之を否定し得べき十分なる理由を發見せず、加之宗教に關しては、埃及婦人の信仰が初めより比較的冷淡なりとすれば、彼等が神より遠かる點に於て男子よりも寧ろ一層容易なるものあらんか。

之を要するに、埃及に於ける女子教育の眞の效果は未だ輕々しく樂觀し得ざるものあり、即ち最も安全にして且つ正當なる見解は、前にも述べし如く、現在に於て蒐集し得るが如き少數の事例によりて何等概括的斷定を下さざるに在り、若

し埃及に於ける女子教育の結果が、徳育上何等の好果を生せずと一般に認定せらるゝに至らば、埃及改革者は最廣義の埃及人教育に就きて絶望すべきなり。されど今日は猶實驗の時代なれば、局に當る者は宜しく勇を鼓して事を勵むべし。唯眞に其結果を見得るは現今の人類が地下の人となりし後に在らんことを虞るゝのみ、歐人の埃及改革者は該國民の精神的並に物質的發展に資する最良法に就きて工夫し、論議し、説明し、教授するを得べし。彼は緘に野蠻の域を脱したる社會に速に眞の文明を扶植せんとして、其事の至難なるを顧みず、大に努力するも可なり。されど彼にして若し婦人の人格を向上せしむる能はずんば、彼は男子に對しても眞に有効なる歐洲的教育を全うするを得ざるべし。

埃及男子に最も必要なるは、大に自尊心を養成し、之に伴ふ諸徳を發揮するに在り。而して彼等をして斯くの如き人格に到達せしむる唯一の方法は、歐洲基督教徒の如く忠實に一婦人を守り、之を尊重し、相扶けて以て死に至るを學ばしむるにあるのみ。

第六十章 スーダン

スーダン同盟の性質—スーダンの歴史—其人口—一八九九年の協約の結果—

—行政官—財政—鐵道—奴隸制度。

余は本章に於て、スーダンに於ける政治的改革の梗概を述べんと欲する者なるが、之に就きてスーダンが埃及に比して著しく解決すべき問題を此にすること、を明かにせんが爲め、先づ埃及に於ける現時の問題を説明せん。

夫れ埃及は現時已に歐洲文明を半ば同化したると共に、惟ふに多くの人は半ば以上となすならん。埃及改革者の注意を政治問題に集中せしむべき時期を經必せり。されば余の見るところにして多く誤らすんば、歐洲文明の今後の同化が實に政治上の問題にあらずして、寧ろ大に社會的問題なることは、多少の識見を具する觀察者に取りて、年と共に明白となるべし。即ち今後の埃及に取りて眞に重要なる問題は、如何にして歐洲の政治制度を人情風俗を以て此國に扶植すべきかにあらずして、寧ろ(一)如何にして此國男女の關係を近代思想に一致せし

ひべきか、(二)如何にして文明諸國の法律の基礎をなせる道徳律を國民の日常生活に浸潤せしむべきか、(三)如何にして回教の貴重なる部分を捨てずして、而も回教に關係ある諸制度を國運の發展に有害ならざるものとなし得べきかに在り。英國政府が埃及に於て執れる行動は餘に緩漫なりとの非難は時に之を耳にする所なれども、苟くも上述の問題に作人實情を了解する者は、是等の問題を以て急速に解決し得べきものとなさざるべし。若し之を然らずと云ふ者あらば、其人は余の同意し能はざる樂天觀を懐ける者なり。されど是等の難問題の解決を見るにわらずんば、改革者の努力は到底満足なる結果を見る能はず。従つて局外者の改革に對する希望も多少空想の色彩を帯びるを免れずと謂ふべし。

翻つてスーダンを觀れば、埃及と全く事情を異にし、其最も發達せる地方と雖、猶甚だ蒙昧なる情態に在り。されば少くとも今後三十年間は、如何にして歐洲の制度を一般社會に扶植すべきかと言ふが如き複雜なる社會的問題を見ざるべし。政治上の問題も現時その數多からず、且つ比較的單純なり。就中最も重要なるは「社會の秩序を破壊せずして奴隸制度を全廢する方法如何」と謂ふに在るべし。

教上の僧侶の喪亡は一時の困難を惹起することゝあれども、斯かる場合に處する我方針は歐洲人並に教育ある東方人の齊しく是認する所なり。其他平素に於て宗教上の狂熱より起る危險は、宣教師の行動に妥當なる制限を加ふることによりて、殆ど之を除去するを得べし。尙現時スーダンの最も要求する所が政治上の自由を得るにわらずして、單に仁政に俗するに在ることは疑を解れざる所なり。されば「チャーレンヤナルド・ウ・ンゲート」と其有爲なる幕僚とは、現に彼等の前に横はる物質的困難の征服と此未開社會の要求に適する行政司法並に財政の諸制度の設立とに全力を傾注するを得べし。

スーダンの面積は九十五萬方哩なるが、此廣大なる國土の大部分は會つて「チャーレンヤナルド」が輕砂土と名けし耕作に適せざる土質より成る。耕地は近來年々増加したれども、一九〇六年末に於て其面積僅に一千五百七十六平方方哩に過ぎず。其他は沙漠にあらずんば沼澤若くは森林なり。

スーダンの人口は「モーレン」の跋扈の爲め二十餘年間に倍るべき減少を示したり。即ち「チャーレンヤナルド・ウ・ンゲート」の調査に據れば、「モーラー」の總起前八百五十

高を算せし人口の内三百五十萬は飢饉と病氣(就中天然痘)とに死し、三百二十五萬は英埃兩軍との交戦並に種族間の争闘に殞れたり云ふ。而して右兩種の戦争中後者の慘禍殊に甚しく、メービレンの勢力の主要なる維持者たりしバガツ族に反對したる種族の中には殆ど全滅したるもの多からず。サ・レヤナルド・ウ・ングート曰く、右の統計は殆ど信すべからざるが如くなれども、余は其正確なるを認む。彼は之を證せんが爲め自ら觀察したる事實を引用して曰く、一八八二年に至るまではフ・ハド河とア・ンメー河の沿岸に八百以上の村落ありしに、余が一八九〇二年に此地方を訪問せし時には、是等の村落悉く滅亡に歸せりと。尙一九〇三年の終にバーバーの州廳に於て調査せし報告に據れば、曾つて五百人の戦士を出しつゝありし諸村落、今や僅に數十名の成人を有するに過ぎずと云ふ。余も亦オムゲリヤンの戦後バーバーとハ・リツ・ムの間なるマ・アム・メーを訪ひて同様なる事實を發見せり。此地は曩にアビシニヤ人の住せし所にて、現に殘存せる建築物に依りて推測するも、曾つて多大の人口を有せしこと明白なるが、余の訪問せし時は人口千三百人に減じ、殊に成年男子のメービレンの殺戮を免れたる

もの値に百五十人に過ぎざりき。最近數年間スーメンの人口は漸次増加したれども、現時數二百萬を超えざるべし。スーメンに關する英埃兩國間の協約が一八九九年一月十九日に調印せられたることは、曩に第三十三章に於て之を述べしが、此協約はスーメンの憲法とも云ふべきものなり。此憲法はスーメンに於ける特殊の事情に基きたるものにて、甚だ變則たるを免れざれども、而もスーメン住民並にスーメンの發達に深き關係を有する埃及住民に莫大なる福祉を與へたり。即ち此協約はスーメンを、レ・シヤ、レ・シヤンの煩累と、文明的政治組織の急遽なる採用に伴ふ危険とより免れしめたり。惟ふに迷信に因りて人を殺すが如きスーメン人を殺すに、巴里若しくは伯林に於て行はるゝが如き手續を履せしめ、青ナイルの上流に滞在せる歐人を、して其民事訴訟をカイロ若しくはアレキサンドリアなる裁判所に提出せしめ、エルオペード若しくはモンガラなる希臘人の酒舖の閉鎖に希臘國領事を立會はしむるが如き制度を立つるは、實際不可能の事なれば、假令列國協同主義若しくは

四海同胞主義の最も熱心なる指導者と雖、此協約の精神に對して眞面目に反對する者なかるべし。

スーメンにては總督並に各州の長官を初めとし、重要なる官憲は今日まで主として軍人を以て之に充てしが、之を以て此國が所謂軍政の下に在りとなすは、大なる誤謬にして、統治の實質は全然文治的なりき。余は是等の軍人の功績に就きて已に屢、讃辭を呈したれば、今は之を省き、唯英國のハンプリントン、ハートフォードの如き主として貴族富豪の子弟の入學する學校にて、程度は略、我中學と高等學校とを併せたるものに當る。士官學校との教育方針が帝國主義の進行者を輩出するに適當せる事を附言するに止めん。惟ふに獨逸、佛蘭西、其他の諸國の青年は専門的智識の修得に就きて、或は我青年に優るものあらん。されど、アングロサクソン人種が自由なる空氣の中に鍛ひ上げたる統治の能力、變通の才、並に責任を回避せざる勇氣は、他の國民に比して一歩地を抜けるものにて、是等の長所は右に述べたる短所を補うて餘ありと謂ふべし。

軍人のスーメン統治に關する成績は甚だ良好なれども、彼等が國家有事の際は

勿論、平時と雖、比較的轉動を命せられ易き一事は、遺憾ながら彼等をして永く此任に磨らしめ難きものあり。近年英國の大學卒業生を此地に採用するは、將來彼等をして漸次武官に代らしめんが爲めなり。

教育、司法、森林保存、其他種々の經營の狀況は、余の年報中に詳なれば、今は唯二三の特に重要な點を注意するに止めん。

スーメンに於ても、健全なる財政情態が一切の改革の源泉なることは初めより明かなりしが、元來生産力に乏しかりし此地は、メーデンの跳梁に因り、住民の大部分と家畜の殆ど全部とを失ひ、重要物産の一なる森の木も亦多く伐り倒され、たれば、財政の前途甚だ暗澹たるものありき。實に當時スーメンの事情に精通せる人々は、此地の占領が將來に於ても何等の利益を生み出さざるべきを公言して、懼らざりき。斯かる情態なりしかば、一八九八年度に於て、スーメン總督府は歳出二十三萬五千埃及磅に對して歳入僅に三萬五千埃及磅を得たるに過ぎず。不足額二十萬埃及磅は之を埃及國庫の補助に仰ぐの外なかりき。然るに其後僅に八年にして、一九〇六年歳入は八十萬四千埃及磅に増加し、埃及國庫の補助額は

三百五十萬埃及磅の立換金の利息を除けば、僅に三萬埃及磅に過ぎざりき。此立換金の利率を年三朱と見放りて、之を補助額の中に加ふるも總計十三萬埃及磅に過ぎず。而して埃及政府の此負債額は、スーメンに於ける軍國なる政府の維持とナイルの流域の確實なる所有とより起る利益に比すれば、固より言ふに足らざる少額なり。尙附言すべきは、スーメン政府が一九〇六年の終に三十一萬五千埃及磅を積立金として貯へたる一事なり。

斯く財政状態は短日月の間に著しく改善せられしが、これ決して不當なる徵税に因りて歳入の増加を圖りしものにあらず。實に徵税は最も穩健なる方法に依りて遂行せられ、努めて從來の缺點を補ふと共に、高已むべからざる場合の外、歐洲の制度を輸入せざりき。抑、徵税の事は東方諸國の行政中最も重大なる意義を有するものなれば、以下此點に就きて少しく説明を試みん。凡そ東方諸國に於ける徵税の最大缺點は、理論の不完全よりも寧ろ適用宜しきを得ざるに在り。スーメンに於ても、ダービッシュの徵税法は殘酷を極めたれども、彼等の徵税に關する書類を檢閲するに、其税目は一般回教國に於て認めらるる原理を基礎とせるもの

にて、歐人の眼より見るも左のみ非難すべきものにあらず。さればスーメンの爲政者は徵税制度を根本的に改革する必要を見ざりしのみならず、寧ろ之を企てざるを以て健全なる方針と認めたり。但し當局者は税率を一定して過度の課税を避け、且つ法律の規定以外の負擔を人民に課らしめざることに就きて、充分なる注意を拂ふ必要ありき。

スーメンの爲政者は、努めて歐洲に於ける行政法の輸入を避けたるに拘らず、租税總納者の處分に關しては、多少歐洲の手續に似たるものを採用するの外、何等の妙案を工夫し得ざりき。かのダービッシュは、歳入に關する精密なる豫算を作らず、従つて一定の租税を徵收する必要なかりしを以て、一方に於て人民の堪へ得る間は際限なく之を收斂したれども、他方に於て實際人民が納附し得ざる場合には直ちに之を免除したり。斯かる慣例は東方諸國に於て廣く認めらるる所なるが、經驗の示す所に據れば、凶年に際して租税を軽減若くは免除する一事は、東方に於ける徵税法の惡結果を緩和するに掛からざる効力あるものとす。然るに歐洲の爲政者は、歳入と歳出との平衡を保たんが爲め、將來數年間の徵税額を